

児童福祉施設による里親支援のあり方の調査研究事業 報告書

平成16年2月

社会福祉法人全国社会福祉協議会
児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会

はじめに

この調査研究報告書は、里親と児童福祉施設とが、社会的養護を必要とする子どもをケアするために協力、連携していくことを目的としてつくられたものです。

里親と児童福祉施設は社会的養護を担う重要な実践の場であり、密接な関係があるはずですが、これまで互いの理解と協力は十分ではなかったように思われます。しかし、子どもたちに最善のケアを行うためには、両者の連携が不可欠です。里親は子どもに個別的で安定した生活を提供することができますが、児童福祉施設はこれまで培ってきた専門性を生かして、関わりのむずかしい子どもの養育を担うのみならず、里親への研修や支援を行うことができるはずです。何よりも、里親のもとにくる子どもは児童福祉施設での生活を体験していることが多いのです。

今回、独立行政法人福祉医療機構の助成を得て、全国社会福祉協議会に「児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会」を設置し、里親家庭と児童福祉施設職員を対象とする調査を実施しました。また、この調査の中で、里親と連携がよくとれている施設を訪問し、ヒアリング（聴き取り）も行うことができました。その結果の一部はパンフレットとしても紹介されていますが、互いの理解を深め、協力しあうことの必要性と、連携をとることへの意欲が、里親からも、児童福祉施設からも示されました。

この調査研究報告書が、子どものために、里親と児童福祉施設がそれぞれの現状と役割を理解し、連携を具体的に推進するのに役立つことを願っています。さらに、関係者の方々が、里親制度と施設養護への関心を高めていただければ幸いです。

児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会

委員長 庄司順一

はじめに

はじめに

この調査研究報告書は、里親と児童福祉施設とが、社会的養護を必要とする子どもをケアするために協力、連携していくことを目的としてつくられたものです。

里親と児童福祉施設は社会的養護を担う重要な実践の場であり、密接な関係があるはずですが、これまで互いの理解と協力は十分ではなかったように思われます。しかし、子どもたちに最善のケアを行うためには、両者の連携が不可欠です。里親は子どもに個別的で安定した生活を提供することができますが、児童福祉施設はこれまで培ってきた専門性を生かして、関わりのむずかしい子どもの養育を担うのみならず、里親への研修や支援を行うことができるはずです。何よりも、里親のもとにくる子どもは児童福祉施設での生活を体験していることが多いのです。

今回、独立行政法人福祉医療機構の助成を得て、全国社会福祉協議会に「児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会」を設置し、里親家庭と児童福祉施設職員を対象とする調査を実施しました。また、この調査の中で、里親と連携がよくとれている施設を訪問し、ヒアリング（聴き取り）も行うことができました。その結果の一部はパンフレットとしても紹介されていますが、互いの理解を深め、協力しあうことの必要性と、連携をとることへの意欲が、里親からも、児童福祉施設からも示されました。

この調査研究報告書が、子どものために、里親と児童福祉施設がそれぞれの現状と役割を理解し、連携を具体的に推進するのに役立つことを願っています。さらに、関係者の方々が、里親制度と施設養護への関心を高めていただければ幸いです。

児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会

委員長 庄司順一

. 研究の目的

・研究の目的

児童の発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、できる限り家庭において養育されることが望まれる。しかし、不幸にして家庭養育が困難となった場合、施設あるいは里親によるいわゆる社会的養育制度により対応することとなる。このうち、里親制度については、家庭的な環境で、より個別的な子どもの養育が可能であり、乳幼児等年齢の低い子どもについては特に有効である。

しかし、我が国における里親委託は要保護児童全体の6%にすぎず、今後一層の推進が求められている。里親委託の伸び悩みについてはその支援制度のあり方の不備が指摘されていたが、平成14年10月より専門里親等新たな制度発足に伴う、里親支援事業ならびにレスパイト・ケアの実施により体制整備がされることとなった。

本事業は、こうした制度・事業の定着・推進のため児童養護施設・乳児院等児童福祉施設における里親支援のあり方について調査研究するものである。

社会的養護の両輪である児童福祉施設と里親は、同じ要保護児童を養育するパートナーとして連携していくことが求められている。しかし、平成14年度に児童福祉施設に対して実施された調査*では、児童福祉施設による里親への定期的な支援は乳児院では49%、児童養護施設では66%が「実施していない」と回答している。また、定期的な支援を実施している中でも、「必要に応じて」をのぞくと、両施設ともに1割に満たない実態が明らかとなっている。

本事業においてはこの実態からスタートし、児童福祉施設と里親のパートナーシップ、あるいは児童福祉施設による里親支援の必要性の認知及び提供可能な支援内容、また、その実現化への課題等を明らかにしていくことを主旨とする調査を行う。

また、児童福祉施設によりすでに行われている里親支援についての具体的事例を収集し、広く紹介することとし、今後の児童福祉施設による里親支援の啓発に努める。さらに、里親に対しても里親が必要とする支援について把握することにより、里親のニーズにあった支援を提供するための資料を得ることができるものと考ええる。

本調査の結果については、パンフレットを作成の上関係機関等に配布することとし、里親制度のPRや児童福祉施設による里親支援、里親と児童福祉施設の連携の強化についての啓発につとめることとする。

* 「児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究」(主任研究者：才村純 子ども家庭総合研究事業)、2002

. 研究の方法

・調査の方法

本調査は以下の2つの調査により実施した。

- 1) 児童福祉施設による里親支援に関する調査<アンケート調査>
- 2) 里親支援を実施している児童福祉施設に対する訪問調査<ヒアリング調査>

<アンケート調査>

1. 調査の目的

児童福祉施設における里親支援の実態及び課題、参考となる事例、今後の展望等を把握するために、児童福祉施設及び里親両者に対してアンケート調査を実施した。

2. 調査の方法

(1) 児童福祉施設調査

1) 調査方法

郵送によるアンケート調査を平成15年8月～9月にかけて実施した。

2) 調査対象

全国の児童養護施設(551か所)、乳児院(115か所)を対象とし、施設長宛に送付した。調査票は2種類用意し、施設における里親支援の実態を含む調査票(施設調査1 施設長用)については施設長の回答を、また施設による里親支援における意識を中心とした調査票(施設調査2 職員用)については、里親と関わりを持ったことがある職員、もしくは今後里親と関わりを持つ可能性がある職員に回答してもらうように依頼した。

3) 調査の内容

調査内容は、大きく「児童福祉施設における里親支援の実態」と「里親支援に対する意識」の二つに分かれており、里親支援の実態については「施設調査1」で把握し、里親支援に対する意識については、「施設調査1」、「施設調査2」の両方で把握することとした。調査内容は以下の通りである。

児童福祉施設における里親支援の実態 <施設調査1>

1. 児童福祉施設の概要

入所定員・現員・暫定定員

グループホーム、児童家庭支援センター、地域住民を対象とする施設併設の有無

2. 児童福祉施設における里親委託の実態

平成12年度～14年度3月1日現在における入所児童のうち

A 里親委託からの措置変更で入所した児童数及び年齢構成

B 季節里親・週末里親のいた児童数及び年齢構成

平成12年度～14年度退所児童のうち

C 養育里親への措置変更をした児童数及び年齢構成

D 養子縁組を前提とした養育里親への委託

E 養子縁組による措置解除

3. 養育里親との関わり

過去3年間（平成12年～14年）における養育里親との関わりのあるケースの有無

養育里親委託への積極的提案

児童相談所担当者との連携

里親との連絡・調整を担当する職員

児童との交流前の里親への説明等の援助の有無、マニュアルの有無

児童との交流後の報告及び助言・援助、その内容

里親宅への家庭訪問及び助言・援助の内容

児童に対する里親委託についての説明、その具体的内容、児童の意向の反映

委託後の里親との連絡、期間や内容

里親からの相談の有無

交流中の不調、施設が提供できる支援内容

過去3年間（平成12年～14年）における委託後の不調ケースの有無

4. 養子縁組里親との関わり

（対象＝乳児院のうち、自治体で養育里親と養子縁組里親が区別されている場合のみ回答）

過去3年間（平成12年～14年）における養子縁組里親との関わりのあるケースの有無

養子縁組里親委託への積極的提案

児童相談所担当者との連携

里親との連絡・調整を担当する職員

児童との交流前の里親への説明等の援助の有無、マニュアルの有無

児童との交流後の報告及び助言・援助、その内容

里親宅への家庭訪問及び助言・援助の内容

措置変更後の里親との連絡、期間

里親からの相談の有無

過去3年間（平成12年～14年）における委託後の不調ケースの有無、施設による支援

5. 季節里親・週末里親との関わり

過去3年間（平成12年～14年）における季節里親・週末里親との関わりのあるケースの有無

季節里親・週末里親委託への積極的取り組み、児童への効果

児童相談所担当者との連携

里親との連絡・調整を担当する職員

児童との交流前の里親への説明等の援助の有無、マニュアルの有無

児童との交流後の報告及び助言・援助、その内容

里親宅への家庭訪問及び助言・援助の内容

反省会の実施の有無

6. 研修

里親が参加できる研修の実施の有無、対象、内容

施設が提供できる研修内容

7. 相談体制

里親からの相談に対応する体制の有無、対象、実施の状況

1. 回答者の属性

職名、性別、年齢、現施設での経験年数、その他の社会福祉施設・機関での経験年数

2. 里親及び里親制度に関する認知・関心

3. 児童相談所について

児童相談所担当者との連携、希望すること

4. 里親とのパートナーシップ

パートナーシップの必要性

パートナーシップを図るために必要と思うこと

施設と里親がパートナーシップを結ぶメリット

里親への要望

里親委託の普及と児童の最善の利益との関連性の認識

里親を対象とする研修への参加の有無（施設長に対しては施設職員の参加の有無）

5. 今後、児童福祉施設による提供が可能な里親支援の内容

6. 里親支援の事例

7. 自由記述（児童福祉施設と里親とのパートナーシップ、施設による里親支援への意見等）

（2）里親調査

1）調査方法

アンケート調査を平成 15 年 9 月～10 月にかけて実施した。配布については、全国の都道府県児童福祉主管部に調査票を一括送付し、里親への配布を依頼した。回収に関しては、郵送により直接回収を行った。

2）調査対象

対象は、各都道府県の登録里親のうち、いわゆる既委託の里親（現在養育の委託を受けている里親、もしくは過去に里親委託を受けたことがある里親）を対象とし、未委託の里親は対象外とした。配布数については、各都道府県における里親委託の実態に即した対象数とするために、平成 13 年度厚生労働省福祉行政報告例の都道府県別児童委託里親数に余部を加えた数を配布し、その総数は 2,023 通であった。

3）調査の内容

調査内容は、以下の通りである。

里親調査

1. 里親の属性
年齢、職業、認定時の年齢、養子縁組里親の希望の有無、同居の家族
認定・登録している里親の種別
2. 養育の委託の実態
委託された期間、委託児童数、委託の種別
現在、委託されている子どもについて 性別、委託時の年齢、現在の年齢、
委託前にいた場所、委託の種別
3. 障害児・被虐待児を委託した経験
4. 子どもとの交流
初めてあった場所、同席者、交流の期間と頻度、交流中の不安や心配、相談相手
5. 委託時における説明
児童相談所、児童福祉施設、子どもの記録の保管
6. 児童福祉施設との関係
委託後の連絡、連絡した内容、施設からの連絡、現在の施設との関係の有無
7. 子どもの実親・家族との交流
交流の有無、方法、連絡・調整、困難なこと
8. 里親として困難を感じること
9. 必要な里親支援
10. 研修
参加したい研修の形態、内容、施設の職員対象の研修への参加の有無
11. 養育上の悩み
内容、解決法、施設職員への相談、その内容
12. 児童福祉施設とのかかわり
行きやすさ、行きやすくなるための条件、期待する里親支援、支援を受けた経験
13. 児童福祉施設に在籍する子どもへの貢献
貢献の可否、内容
14. 里親と児童福祉施設のパートナーシップの形成
形成のために必要なこと、形成の必要性
15. 里親制度改正の認知・里親対象の書籍の周知の度合い
16. 自由記述（児童福祉施設による里親支援として希望することなど）

なお、本調査においては、里親を以下のように定義して、調査を行った。

養育里親	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育する里親
養子縁組里親	要保護児童との養子縁組を前提として里親登録している者
季節里親・週末里親	週末や長期休暇などに一時的に在籍児童が家庭生活を体験するための里親

<ヒアリング調査>

1. 調査の目的

里親支援を実践している児童福祉施設及び、当該児童福祉施設とつながりのある里親に対して、ヒアリング調査を行い、具体的な実践例を収集し、里親支援を行うことのメリット、課題などについて意見を聴取することを目的とした。

2. 調査の方法

アンケート調査への協力を得た児童福祉施設の中から、実践的な里親支援を行っている児童福祉施設を抽出した上で、児童福祉施設（施設長及び担当者）、当該施設と関わりのある里親に対するヒアリングを実施した。調査時期は平成 15 年 11 月～12 月にかけてであった。

3. 調査の内容

調査内容は以下を基本とし、それぞれの支援の特徴に応じて、追加質問を行った。

1. 里親支援を始めた経緯	
<施設> 里親支援を始めた時期と経緯	<里親> 里親として登録された動機と、当該施設との関わりがどのように始まったか。
2. 児童福祉施設で実施している里親支援の概要	
<施設> 里親支援の概要 認定里親（未委託） 児童と交流中の里親、委託後の里親	<里親> これまで、当該施設で受けたことがある支援について
3. 児童福祉施設で里親支援を実施することのメリット	
<施設> 児童福祉施設で里親支援を行うことのメリット < 施設にとって 児童にとって 里親にとって > または<委託前、交流中、委託後>	<里親> 2. の支援を受けて、よかったこと。 もし、そのような支援を受けることができなかつたら、どうしていたか。
4. 児童福祉施設で里親支援を実施することの問題点や課題	
<施設> 現在課題となっていることや、問題点	<里親> 児童福祉施設に期待する里親支援、現在困っていること
5. 児童相談所担当者との連携	
<施設> 里親委託についての児童相談所担当者との連携はうまくいっているか。	<里親> 児童相談所の担当者との連絡を取ったり、相談をしたりできる関係の有無。児童相談所への希望
6. 今後、児童福祉施設での里親支援を拡大していくための課題	
<施設> 貴施設で実施しているような里親支援を他の施設でも拡大していくために、どのようなことが必要だと思うか。 今まだ里親支援を実施していない児童福祉施設ではどのようなことから始めることができると思うか。	<里親> 認定を受けて現在に至るまで、最も支援が必要だったと思った時期。他の児童福祉施設との関わりの有無。 他の里親との交流の有無。

. 調查結果

．調査結果

1．アンケート調査 回収結果

児童福祉施設に対するアンケート調査は、児童養護施設については、調査1（施設長対象）は374か所（回収率67.9%）、調査2（担当職員対象）は390か所（回収率70.8%）の回答が得られた。また、乳児院については、調査1（施設長対象）は100か所（回収率87.0%）、調査2（担当職員対象）は97か所（回収率84.3%）から回答が得られた（表1-1）。

里親に対するアンケート調査は、1203人（回収率59.5%）からの回答があり、うち里親を委託された経験のある1105人からの回答を有効回答（有効回収率54.6%）とした。

表 1-1 児童福祉施設調査回収率

	送付数	調査 1	調査 2	合計
数（通）	666	474	487	961
回収率		71.2%	73.1%	72.1%
児童養護施設	551	374	390	764
		67.9%	70.8%	69.3%
乳児院	115	100	97	197
		87.0%	84.3%	85.7%

表 1-2 里親調査回収率

	送付数	回収数	有効回答	無効回答 （未委託・白紙）
数（通）	2,023	1,203	1,105	98
回収率		59.5%	54.6%	

2. 児童福祉施設調査結果

(1) 調査対象となった児童福祉施設の概要

本調査に協力の得られた児童福祉施設は児童養護施設（調査1（施設長対象）：374件、調査2（職員対象）：390件）、乳児院（調査1（施設長対象）：100件、調査2（職員対象）：97件）であった。調査1の結果から、児童養護施設及び乳児院の基本的属性を以下に示す。

表2-1-1-1 入所定員

	合計	20名未満	20名～	40名～	60名～	80名～	100名～	120名～	140名～	N.A.
全体	474	14	104	170	104	49	16	7	8	2
	100.0	3.0	21.9	35.9	21.9	10.3	3.4	1.5	1.7	0.4
児童養護施設	374	0	52	143	100	46	16	7	8	2
	100.0	0.0	13.9	38.2	26.7	12.3	4.3	1.9	2.1	0.5
乳児院	100	14	52	27	4	3	0	0	0	0
	100.0	14.0	52.0	27.0	4.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表2-1-1-2 現 員

	合計	20名未満	20名～	40名～	60名～	80名～	100名～	120名～	140名～	N.A.
全体	474	49	145	147	85	24	10	1	3	10
	100.0	5.1	15.1	15.3	8.8	2.5	1.0	0.1	0.3	51.7
児童養護施設	374	7	98	141	82	24	10	1	3	8
	100.0	0.9	12.8	18.5	10.7	3.1	1.3	0.1	0.4	52.1
乳児院	100	42	47	6	3	0	0	0	0	2
	100.0	21.3	23.9	3.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	50.3

表2-1-1-3 暫定定員

	合計	20名未満	20名～	40名～	60名～	80名～	100名～	120名～	140名～	N.A.
全体	474	10	41	21	15	7	3	1	1	375
	100.0	1.0	4.3	2.2	1.6	0.7	0.3	0.1	0.1	89.7
児童養護施設	374	1	21	18	13	7	3	1	1	309
	100.0	0.1	2.7	2.4	1.7	0.9	0.4	0.1	0.1	91.5
乳児院	100	9	20	3	2	0	0	0	0	66
	100.0	4.6	10.2	1.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	82.7

グループホームを有する児童養護施設は全体で 54 か所(14.4%)である。また、児童家庭支援センターを併設している施設は全体で 46 か所(9.7%)であった。さらに、99 か所(20.9%)の施設では地域子育て支援センターや地域交流スペース等の地域住民に開放した施設が併設されていた。

表2-1-2 グループホームの有無

	合計	あり	なし	N.A.
児童養護施設	374	54	313	7
	100.0	14.4	83.7	1.9

表2-1-3 児童家庭支援センターの有無

	合計	あり	なし	N.A.
全体	474	46	414	14
	100.0	9.7	87.3	3.0
児童養護施設	374	38	324	12
	100.0	10.2	86.6	3.2
乳児院	100	8	90	2
	100.0	8.0	90.0	2.0

表2-1-4 地域住民に開放している施設併設の有無

	合計	あり	なし	N.A.
全体	474	99	360	15
	100.0	20.9	75.9	3.2
児童養護施設	374	79	285	10
	100.0	21.1	76.2	2.7
乳児院	100	20	75	5
	100.0	20.0	75.0	5.0

(2) 児童福祉施設における里親支援の実態

1) 里親との関わり

児童養護施設

過去3年間(平成12年度～14年度)の里親との関わり(措置変更したケース、里親委託を前提に交流したケースなど)については、養育里親については37.2%、季節里親・週末里親については69.0%の施設で関わりがあった(図2-2-1)。児童養護施設においては、総じて養育里親より季節里親・週末里親との関わりが多かった。

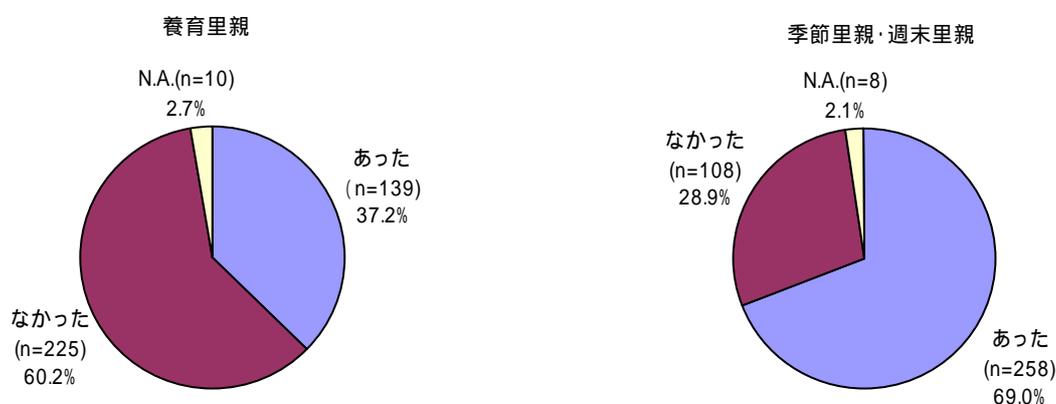


図2-2-1 過去3年間の里親との関わり(児童養護施設)

実際に児童養護施設から養育里親に措置変更になった児童がいた施設は表2-2-1に示すように平成14年度には47か所(12.6%)であった。平成12年からの経過を見ると、毎年数パーセントずつ養育里親への委託が微増していた。各児童養護施設で養育里親へ委託された児童数は1人が最も多かった。

また、児童養護施設から養子縁組里親に措置変更になった児童がいた施設は表2-2-2に示すように、平成14年度で19か所(5.1%)と少なかった。

各年度3月1日現在に、季節里親・週末里親のいる児童がいた児童養護施設は平成14年度では175か所(46.8%)であり、児童養護施設の約半数であった。養育里親と同様に、平成12年度から季節里親・週末里親のいる児童が在籍する児童養護施設も増加していた。季節里親・週末里親がいる児童が在籍児童数に占める割合は平均6%であり、全体的にバラツキが見られたが、中には80%を越す施設もあった。

表2-2-1 各年度における退所児童のうち、養育里親への委託児童の有無及び人数

	全体	なし	あり					N.A.	
			小計	1人	2人	3人	4人		5人～
平成12年度	374	321	25	18	6	0	1	0	28
	100.0	85.8	6.7	4.8	1.6	0.0	0.3	0.0	7.5
平成13年度	374	305	40	30	8	2	0	0	29
	100.0	81.6	10.7	8.0	2.1	0.5	0.0	0.0	7.8
平成14年度	374	302	47	33	10	2	1	1	25
	100.0	80.7	12.6	8.8	2.7	0.5	0.3	0.3	6.7

表2-2-2 各年度における退所児童のうち、養子縁組を前提とした養育里親への委託児童の有無及び人数

	全体	なし	あり					N.A.	
			小計	1人	2人	3人	4人		5人～
平成12年度	374	325	21	18	3	0	0	0	28
	100.0	86.9	5.6	4.8	0.8	0.0	0.0	0.0	7.5
平成13年度	374	332	16	14	2	0	0	0	26
	100.0	88.8	4.3	3.7	0.5	0.0	0.0	0.0	7.0
平成14年度	374	330	19	16	3	0	0	0	25
	100.0	88.2	5.1	4.3	0.8	0.0	0.0	0.0	6.7

表2-2-3-1 各年度3月1日現在の在籍児童のうち、季節里親・週末里親のいた児童の有無及び人数

	全体	なし	あり									N.A.
			小計	1人	2人	3人	4人	5人	6人～	10人～	20人～	
平成12年度	374	192	152	18	27	14	13	13	32	26	9	30
	100.0	51.3	40.6	4.8	7.2	3.7	3.5	3.5	8.6	7.0	2.4	8.0
平成13年度	374	182	164	17	25	18	21	10	38	29	6	28
	100.0	48.7	43.9	4.5	6.7	4.8	5.6	2.7	10.2	7.8	1.6	7.5
平成14年度	374	174	175	27	26	13	18	14	43	27	7	25
	100.0	46.5	46.8	7.2	7.0	3.5	4.8	3.7	11.5	7.2	1.9	6.7

表2-2-3-2 在籍児童に占める季節里親・週末里親のいる児童の割合

	全体	なし	5%未満	5%～	10%～	20%～	30%～	N.A.
平成12年度	374	184	44	33	45	17	11	40
	100.0	24.1	5.8	4.3	5.9	2.2	1.4	10.7
平成13年度	374	176	42	35	60	12	11	38
	100.0	47.1	11.2	9.4	16.0	3.2	2.9	10.2
平成14年度	374	166	48	44	48	23	10	35
	100.0	44.4	12.8	11.8	12.8	6.1	2.7	9.4

乳児院

過去3年間（平成12年度～14年度）の里親との関わり（措置変更したケース、里親委託を前提に交流したケースなど）については、養育里親については63か所（63.0%）、養子縁組里親については44か所（44.0%）、季節里親・週末里親については9か所（9.0%）の施設で関わりがあったと回答した。なお、養子縁組里親に関しては、自治体により養育里親と養子縁組里親が制度的に区別されている場合にのみ回答を求めたため、約半数が無回答（N.A.）であった。

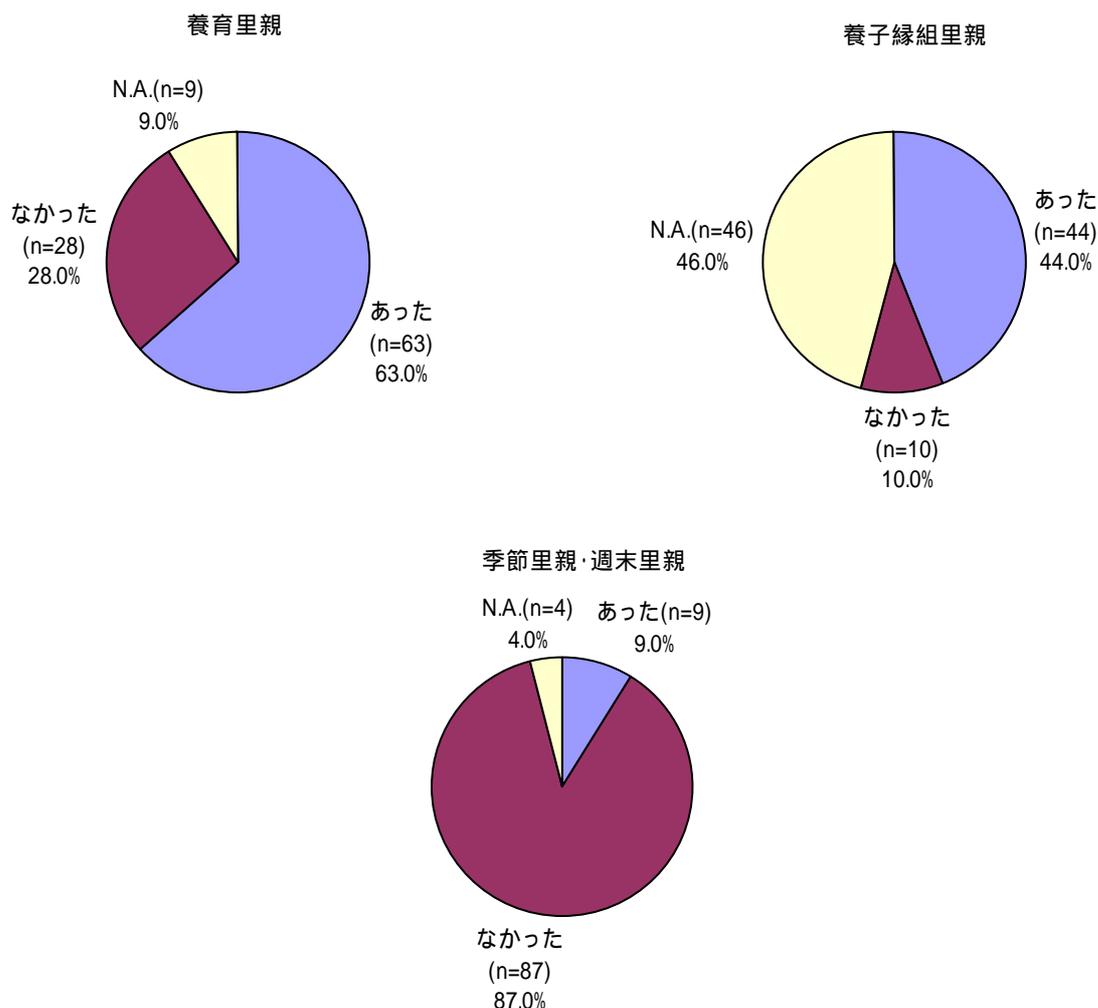


図 2-2-2 過去3年間の里親との関わり（乳児院）

退所児童のうち、養育里親への措置変更があった児童のいる乳児院の数は、平成12年度には19か所（19.0%）であったものが、平成14年度には29か所（29.0%）になった。また、養子縁組里親への措置変更をした児童がいた乳児院は平成12年度から14年度を通じて5割台で変化はなかった。乳児院においては養育里親への委託よりも、養子縁組を前提とする里親への委託の割合が高かった。

退所児童に占める養育委託へ措置変更をした児童の割合は平均3.3%、養子縁組里親への措置変更をした児童の割合は平均6.3%であった。これら平均値は、施設定員が20人未満の乳児院では総じて高い傾向が

見られた(表 2-2-7-1,2-2-7-2)。しかし、定員規模が大きい乳児院でも、平均値が高いところもあったため、定員規模だけが里親委託の割合に関係しているとは言い切れない。また、今回の調査では、家庭支援専門相談員の有無を確認しなかったため、家庭支援専門相談員の有無による委託率の違いを見ることができなかったが、何らかの相違がみられるのではないかと推察される。

また、各年度3月1日現在に、季節里親・週末里親のいる児童がいた乳児院は、平成14年度で4か所(4.0%)にすぎなかった。

表2-2-4 各年度における退所児童のうち、養育里親への委託児童の有無及び人数

	全体	なし	あり					N.A.	
			小計	1人	2人	3人	4人		5人～
平成12年度	100	75	19	7	3	6	0	3	6
	100.0	75.0	19.0	7.0	3.0	6.0	0.0	3.0	6.0
平成13年度	100	67	28	14	5	5	1	3	5
	100.0	67.0	28.0	14.0	5.0	5.0	1.0	3.0	5.0
平成14年度	100	66	29	17	5	3	0	4	5
	100.0	66.0	29.0	17.0	5.0	3.0	0.0	4.0	5.0

表 2-2-5-1 各年度における退所児童のうち、養子縁組を前提とした養育里親への委託児童の有無及び人数

	全体	なし	あり					N.A.	
			小計	1人	2人	3人	4人		5人～
平成12年度	100	35	58	24	15	9	6	4	7
	100.0	35.0	58.0	24.0	15.0	9.0	6.0	4.0	7.0
平成13年度	100	42	52	21	7	15	5	4	6
	100.0	42.0	52.0	21.0	7.0	15.0	5.0	4.0	6.0
平成14年度	100	40	56	18	16	7	9	6	4
	100.0	40.0	56.0	18.0	16.0	7.0	9.0	6.0	4.0

表2-2-5-2 退所児童に占める養子縁組を前提とした養育里親への委託児童の割合

	全体	なし	5%未満	5%～	10%～	20%～	N.A.
平成12年度	100	36	15	16	18	7	8
	100.0	36.0	15.0	16.0	18.0	7.0	8.0
平成13年度	100	41	10	16	20	5	8
	100.0	41.4	10.1	16.2	20.2	5.1	7.1
平成14年度	100	39	10	20	14	11	6
	100.0	39.4	10.1	20.2	13.1	11.1	6.1

表2-2-6 各年度3月1日現在の在籍児童のうち、季節里親・週末里親のいた児童の有無及び人数

	全体	なし	あり							N.A.
			小計	1人	2人	3人	4人	5人	6人～	
平成12年度	100	94	3	1	0	0	0	1	1	3
	100.0	94.0	3.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	3.0
平成13年度	100	94	3	1	0	0	0	1	1	3
	100.0	94.0	3.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	3.0
平成14年度	100	94	4	1	1	0	0	0	2	2
	100.0	94.0	4.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0

表2-2-7-1 退所児童に占める養育里親への措置変更をした児童の割合 施設定員別平均値

	サンプル数	平均値	20人未満	20人～	40人～	60人～	80人～
平成12年度	93	0.02	0.05	0.02	0.02	0.02	0.01
平成13年度	93	0.04	0.10	0.02	0.04	0.04	0.03
平成14年度	93	0.04	0.11	0.02	0.03	0.05	0.00

表2-2-7-2 退所児童に占める養子縁組里親への措置変更をした児童の割合 施設定員別平均値

	件数	平均値	20人未満	20人～	40人～	60人～	80人～
平成12年度	92	0.06	0.10	0.07	0.04	0.02	0.05
平成13年度	92	0.06	0.06	0.07	0.05	0.01	0.07
平成14年度	94	0.07	0.16	0.07	0.04	0.03	0.07

2) 里親との関わりの中での支援の実態

児童養護施設

・ 里親委託への関わり状況

過去3年間（平成12年度～14年度）に里親委託との関わりがあった児童養護施設のうち、里親委託への積極的な取り組みは、養育里親については82か所(21.9%)、季節里親・週末里親については206か所(55.1%)の施設が積極的に取り組んでおり、児童養護施設においては季節里親・週末里親への取り組みが重視されていることが、改めて確認された。

また、児童相談所との連携については、養育里親に関しては77か所(20.6%)の施設が「うまくとれている」と回答していた。季節里親・週末里親に関しては、その倍の149か所(39.8%)の施設が「うまくとれている」と回答していた。

表2-2-8-1 里親委託への積極的な取り組み

	合計	3年間に関わりがあった			なかった	N.A.	
		積極的に提案している	児童相談所に任せている	N.A.			
養育里親	374	139	82	54	3	225	10
	100.0	37.2	21.9	14.4	0.8	60.2	2.7
季節里親	374	258	206	36	16	108	8
週末里親	100.0	69.0	55.1	9.6	4.3	28.9	2.1

表2-2-8-2 児童相談所との連携

	合計	3年間に関わりがあった					なかった	N.A.	
		うまくとれている	あまりうまくとれていない	どちらともいえない	その他	N.A.			
養育里親	374	139	77	8	48	4	2	225	10
	100.0	37.2	20.6	2.1	12.8	1.1	0.5	60.2	2.7
季節里親	374	258	149	20	64	20	5	108	8
週末里親	100.0	69.0	39.8	5.3	17.1	5.3	1.3	28.9	2.1

・ 交流中の支援

ここからは、3年間に里親との関わりのあった施設についてのみ（養育里親：139か所、季節里親・週末里親：258か所）見ていくこととする。

養育里親、季節里親・週末里親共に、里親との連絡・調整をするのは、当該児童の担当職員や主任指導員が中心となっていた。一方、施設長が担当になる場合は、養育里親が19か所(13.7%)と、季節里親・週末里親16か所(6.2%)より多くなっていた。

里親との交流の始めに初めての面接のあり方について説明等の援助があるかどうかについては、養育里親、季節里親・週末里親共に55%前後の児童養護施設が「必ず」行っており、あとは「必要に応じて行っている」(40%前後)で、「特に行っていない」は極めて少なかった。児童との交流の仕方等についての里親への援助マニュアルは「ない」、「ないが、だいたいの内容は決めている」がそれぞれ約半数であった。また、季節里親・週末里親ではマニュアルを用意している割合が、養育里親より高いという特徴がみられた。

里親と児童との交流後の報告は、養育里親、季節里親・週末里親共に、面会、外出、外泊と進むにつれ、口頭での報告から文書による報告の割合に変わる傾向にあり、児童と交流中の養育里親への助言・援助は多くの児童養護施設でされていた。その内容は「児童の性格・特徴・嗜好」(127か所、91.4%)や「児童の養育」(123か所、88.5%)に関することが多かった。

表2-2-9 主として里親と連絡を取り、調整をする担当者

	合計	施設長	副施設長	主任指導員	主任保育士	当該児童の担当職員	家庭支援専門相談員	個別対応職員	その他	N.A.
養育里親	139	19	6	36	11	52	1	4	4	6
	100.0	13.7	4.3	25.9	7.9	37.4	0.7	2.9	2.9	4.3
季節里親	258	16	20	76	21	82	0	9	21	13
週末里親	100.0	6.2	7.8	29.5	8.1	31.8	0.0	3.5	8.1	5.0

表2-2-10-1 里親との交流開始前の、初めての面接のあり方についての説明等の援助

	合計	必ず行っている	必要に応じて行っている	特に行わない	N.A.
養育里親	139	75	58	5	1
	100.0	54.0	41.7	3.6	0.7
季節里親	258	146	100	9	3
週末里親	100.0	56.6	38.8	3.5	1.2

表2-2-10-2 里親への説明等の援助に関するマニュアルの有無

	合計	ない	施設独自に用意しているものがある	行政や関係団体が作成したものを活用している	マニュアルはないが、だいたいの内容は決めている	N.A.
養育里親	139	65	2	5	64	3
	100.0	46.8	1.4	3.6	46.0	2.2
季節里親	258	101	11	19	122	5
週末里親	100.0	39.1	4.3	7.4	47.3	1.9

表2-2-11-1 里親との交流後の報告 養育里親

	里親からの報告						施設職員が助言・援助		
	合計	文書で受けている	口頭で受けている	受けていない	文書・口頭で受けている	N.A.	している	していない	N.A.
面会	139	8	118	5	4	4	128	3	8
	100.0	5.8	84.9	3.6	2.9	2.9	92.1	2.2	5.8
外出	139	18	109	5	3	4	127	4	8
	100.0	12.9	78.4	3.6	2.2	2.9	91.4	2.9	5.8
外泊	139	25	96	5	7	6	125	4	10
	100.0	18.0	69.1	3.6	5.0	4.3	89.9	2.9	7.2

表2-2-11-2 里親との交流後の報告 週末・季節里親

	里親からの報告						施設職員が助言・援助		
	合計	文書で受けている	口頭で受けている	受けていない	文書・口頭で受けている	N.A.	している	していない	N.A.
面会	258	14	196	3	7	38	199	12	47
	100.0	5.4	76.0	1.2	2.7	14.7	77.1	4.7	18.2
外出	258	27	182	2	8	39	204	9	45
	100.0	10.5	70.5	0.8	3.1	15.1	79.1	3.5	17.4
外泊	258	56	175	2	15	10	230	9	19
	100.0	21.7	67.8	0.8	5.8	3.9	89.1	3.5	7.4

表2-2-12 養育里親と交流中の里親への助言・援助の内容

	合計	児童の養育	児童の性格・特徴嗜好	委託に関する手続き	里親委託後に必要となるケア	実親との関わり方	その他	N.A.
全体	139	123	127	19	55	32	8	4
	100.0	88.5	91.4	13.7	39.6	23.0	5.8	2.9

・ 措置変更時の支援

施設職員の家庭訪問は養育里親では、交流中の外泊前は 24 か所(17.3%)であるが、措置変更決定時には 36 か所(25.9%)が家庭訪問を実施していた。季節里親・週末里親についても、54 か所(20.9%)の施設が家庭訪問を実施していた。

児童に対する里親の意味や委託の理由については、86 か所(61.9%)の施設が説明を行っていた。また、112 か所(80.6%)の施設では里親委託について児童の意向を反映していた。

表2-2-13 施設職員の家庭訪問

	合計	外泊前			措置変更決定時		
		している	していない	N.A.	している	していない	N.A.
養育里親	139	24	109	6	36	91	12
	100.0	17.3	78.4	4.3	25.9	65.5	8.6
季節里親	258	54	198	6			
週末里親	100.0	20.9	76.7	2.3			

表2-2-14 児童への里親の意味や委託の理由の説明

	合計	里親の意味や委託に至った理由の説明				児童の意向の反映			
		している	していない	その他	N.A.	している	していない	その他	N.A.
全体	139	86	17	28	8	112	6	12	9
	100.0	61.9	12.2	20.1	5.8	80.6	4.3	8.6	6.5

・措置変更後の支援

養育委託後の児童の状況把握のための連絡は、78 か所(56.1%)が実施していた。連絡をとる期間としては、「特に決めていないが、様子を確認して問題がなければそれ以降はとらない」が最も多く、43 か所(55.1%)であった。施設だよりや施設行事への参加のお知らせ等については、21 か所(15.1%)は必ず送っており、「送っていない」が41 か所(29.5%)であった。それ以外は、里親や児童の希望に応じて(拒否しなければ)送っていた。里親や児童によっては、施設からの郵便物を嫌がることもあるようだ。

委託した里親からの相談は約半数の73 か所(52.5%)が受けていた。そのうち、相談を受け、支援することで児童の養育上良かったと思う事例があった施設は52 か所(71.2%)であった。具体的な内容は表2-2-16-2-2の通りである。

表2-2-15-1 委託後の児童の状況把握のための連絡

全体	はい	いいえ	その他	N.A.
139	78	36	14	11
100.0	56.1	25.9	10.1	7.9

表2-2-15-2 委託後の連絡の期間

全体	一定の頻度で、委託後数年ぐらいまでの間	特に決めていないが、様子を確認して問題がなければ、それ以降は連絡をとらない。	その他	N.A.
78	27	43	7	1
100.0	34.6	55.1	9.0	1.3

表2-2-15-3 施設だよりや施設行事への参加のお知らせの送付

全体	必ず送っている	里親や児童が拒否しなければ送っている	特に決めていないが、里親や児童の希望に応じて送っている	送っていない	N.A.
139	21	20	46	41	11
100.0	15.1	14.4	33.1	29.5	7.9

表2-2-16-1 委託した里親からの相談の有無

全体	ある	ない	N.A.
139	73	53	13
100.0	52.5	38.1	9.4

表2-2-16-2-1 相談を受け、支援することで児童の養育上良かったと思う事例

全体	ある	ない	N.A.
73	52	11	10
100.0	71.2	15.1	13.7

表2-2-16-2-2 里親からの相談を受け、支援することで児童の養育上よかったと思う事例

支援体制・内容	相談による精神的支え
	・里親・子どもに対して常に見守っているという安心感を与える
	・カウンセラー等の対応
	委託児の様子のご共通理解
	・施設内での子どもの生活状況を伝える
	躰の仕方、しかり方
	・子どもの性格を伝え、実践してもら
	・保育士などから話をしてもら
	問題に対する迅速・親身な対応
	レスパイト・ケア

表中 は意見の多かつたものを示す

・ 不調ケース

過去3年間(平成12年度～14年度)における交流中の不調ケースがあった児童養護施設は41か所(29.5%)であった。不調ケースに対する施設としての支援は、33か所(80.5%)が行っていた。里親と交流中に不調となった時に施設が提供できる支援として、表2-2-17-3の内容があげられた。

次に、過去3年間(平成12年度～14年度)における里親委託後の不調ケースがあったのは、26か所(18.7%)の施設であった。平成12年度から14年度の各年度の3月1日現在の在籍児童のうち、里親委託からの措置変更で入所した児童がいたのは、表2-2-18-2に示すように、各年度とも15%前後であった。在籍児童の人数は1人か2人が多かった。

また、里親委託後に不調となった時に施設が提供できる支援としては、表2-2-18-3の内容があげられた。

表2-2-17-1 過去3年間における交流中の里親との不調

全体	ある	ない	N.A.
139	41	92	6
100.0	29.5	66.2	4.3

表2-2-17-2 不調ケースへの施設としての支援の有無

全体	行った	行わなかった	児童相談所の役割なので、何もしなかった	N.A.
41	33	3	3	2
100.0	80.5	7.3	7.3	4.9

表2-2-18-1 過去3年間における里親委託後の不調ケース

全体	ある	ない	わからない	N.A.
139	26	93	5	15
100.0	18.7	66.9	3.6	10.8

表2-2-18-2 各年度3月1日現在の在籍児童のうち、里親委託からの措置変更で入所した児童の有無及び人数

	全体	なし	あり 小計						N.A.
				1人	2人	3人	4人	5人～	
平成12年度	374	296	53	33	10	7	2	1	25
	100.0	79.1	14.2	8.8	2.7	1.9	0.5	0.3	6.7
平成13年度	374	301	49	27	9	7	5	1	24
	100.0	80.5	13.1	7.2	2.4	1.9	1.3	0.3	6.4
平成14年度	374	300	53	32	6	8	5	2	21
	100.0	80.2	14.2	8.6	1.6	2.1	1.3	0.5	5.6

表2-2-17-3 里親と交流中に不調となった時に施設が提供できる支援

支援体制・内容	<p>相談による精神的支え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親への精神的安定への支援 ・里親の不安を取り除く・やわらげる (不安原因を明らかにし、取り除く) (ストレスの緩和) ・いつでも相談できる体制 ・子育てに関する固定観念を取り除くように話し合う <p>委託児の様子の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内での子どもの生活状況を伝える ・子どもの個性についての理解・情報提供 <p>養育技術の支援、躰の仕方、しかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場面ごとの具体的対応方法についての説明・理解 <p>レスパイト・ケア</p> <p>入所児童の心のケア</p> <p>交流中止後の里親・子ども双方への配慮</p> <p>児童・里親・施設三者の意思を再確認する</p> <p>施設に対する理解促進</p>
システム	<p>話し合いの場を設ける</p> <p>交流の場を設ける、提供する</p> <p>児相と連携</p> <p>児相・施設・里親三者により不調についての問題点を挙げ、共通の認識を持って対応すればよい</p> <p>様々な相談窓口の紹介(児相の養育相談など)</p> <p>不調の原因により個別に対応</p> <p>児童との信頼関係が築かれている担当職員を仲介とし相互理解を進める</p>

表中 は意見の多かったものを示す

表2-2-18-3 委託後不調となった時に施設が提供できる支援

支援体制・内容	相談による精神的支え
	話し合い
	・里親の相談等にしっかりと耳を傾け、里親のことを共感し受容すること
	・里親が今後の子育てで自信をなくさないための話し合い、里親への共感
	不調原因を探る
	子どもの受け皿の確保と心のケア
	・再入所への配慮、児童との交流促進
	・子どもの一時保護
	レスパイト・ケア
その他	里親会への参加を勧める
	体験談を通して相互援助する場を提供
	子どものことをよく理解している施設担当者が核となり支援したほうが良い
	連絡を控えたほうがよい

表中 は意見の多かったものを示す

・季節里親・週末里親委託の児童への効果

季節里親・週末里親を利用することによる児童への効果については、221 か所(59.1%)が「ある」と回答した。季節里親・週末里親を実施したあとに、児童相談所職員、児童福祉施設職員、里親が参加する反省会を開催しているかどうかについては、「聞いたことがない」が最も多く 98 か所(26.2%)で、「自治体や児童相談所主催で行っている」は 70 か所(18.7%)であった。

表2-2-19 季節里親・週末里親を利用することによる児童への効果

合計	過去3年間に季節里親・週末里親がいる児童がいる					いない	N.A.
	ある	ない	どちらともいえない	N.A.			
374	258	221	1	35	1	108	8
100.0	69.0	59.1	0.3	9.4	0.3	28.9	2.1

表2-2-20 季節里親・週末里親の反省会の開催

合計	過去3年間に季節里親・週末里親がいる児童がいる						いない	N.A.
	施設主催で行っている	自治体や児童相談所主催で行なっている	聞いたことがない	その他	N.A.			
374	258	24	70	98	53	13	108	8
100.0	69.0	9.3	27.1	38.0	20.5	5.0	28.9	2.1

乳児院

・里親委託への関わりの状況

過去3年間（平成12年度～14年度）に里親委託との関わりがあった乳児院のうち、里親委託への積極的な取り組みは、養育里親については29か所（29.0%）、養子縁組里親については22か所（22.0%）、季節里親・週末里親については9か所（9%）の施設が積極的に取り組んでいた。乳児院においては養育里親や養子縁組里親について取り組みが行われているが、季節里親・週末里親への取り組みは少なかった。

また、児童相談所との連携については、養育里親に関しては33か所（33.0%）の施設が「うまくとれている」と回答した。また、養子縁組里親については、23か所（23.0%）の施設が「うまくとれている」と回答しており、「あまりうまくとれていない」は1割以下と少なかった。

表2-2-21-1 里親委託への積極的な取り組み

	合計	3年間に関わりがあった				なかった	N.A.
		積極的に提案している	児童相談所に任せている	N.A.			
養育里親	100	63	29	32	2	28	9
	100.0	63.0	29.0	32.0	2.0	28.0	9.0
養子縁組里親	100	44	22	21	1	10	46
	100.0	44.0	22.0	21.0	1.0	10.0	46.0
季節里親	100	9	9	0	0	87	4
	100.0	9.0	9.0	0.0	0.0	87.0	4.0

表2-2-21-2 児童相談所との連携

	合計	3年間に関わりがあった						なかった	N.A.
		うまくとれている	あまりうまくとれていない	どちらともいえない	その他	N.A.			
養育里親	100	63	33	9	17	3	1	28	9
	100.0	63.0	33.0	9.0	17.0	3.0	1.0	28.0	9.0
養子縁組里親	100	44	23	5	13	2	1	10	46
	100.0	44.0	23.0	5.0	13.0	2.0	1.0	10.0	46.0
季節里親	100	9	5	1	1	2	0	87	4
	100.0	9.0	5.0	1.0	1.0	2.0	0.0	87.0	4.0

・ 交流中の支援

ここからは、3年間に里親と関わりのあった施設について（養育里親：63か所、養子縁組里親：44か所）見ていくこととする。季節里親・週末里親については数が少ないので、ここでは省くこととする。

養育里親、養子縁組里親共に、里親との連絡・調整をするのは、家庭支援専門相談員が最も多く、養育里親においては26か所(41.3%)、養子縁組里親においては16か所(36.4%)となっていた。養子縁組里親との連絡調整では、施設長（8か所、18.2%）が担当する割合も多くなっていた。

里親との交流の始めに初めての面接のあり方について説明等の援助を行っているかどうかについては、養育里親では43か所(68.3%)、養子縁組里親では20か所(45.5%)が「必ず」行っており、次いで「必要に応じて行っている」で、「特に行わない」は少なかった。養育里親と養子縁組里親を比較すると、養育里親の方が「必ず」行う割合が高かった。

児童との交流の仕方等についての里親への援助マニュアルは「ないが、だいたいの内容は決めている」が養育里親、養子縁組里親共に6割前後で最も多かった。また、養育里親については、「施設独自に用意しているものがある」乳児院も11か所(17.5%)みられた。

里親と児童との交流後の報告は、養育里親、養子縁組里親共に、面会、外出、外泊と進むにつれ、口頭での報告から文書による報告へと変わる傾向にあった。児童と交流中の養育里親への助言・援助の内容は「児童の養育」や「児童の性格・特徴・嗜好」が9割を超える高い割合で選択され、次いで「里親委託後に必要となるケア」が多かった。

表2-2-22 主として里親と連絡を取り、調整をする担当者

	合計	施設長	副施設長	主任指導員	主任保育士	当該児童の担当職員	家庭支援専門相談員	個別対応職員	その他	N.A.
養育里親	63	4	5	1	4	7	26	5	8	3
	100.0	6.3	7.9	1.6	6.3	11.1	41.3	7.9	12.7	4.8
養子縁組里親	44	8	2	0	1	1	16	6	8	2
	100.0	18.2	4.5	0.0	2.3	2.3	36.4	13.6	18.2	4.5
季節里親	9	0	0	0	1	2	2	1	2	1
週末里親	100.0	0.0	0.0	0.0	11.1	22.2	22.2	11.1	22.2	11.1

表2-2-23-1 里親との交流開始前の、初めての面接のあり方についての説明等の援助

	合計	必ず行っている	必要に応じて行っている	特に行わない	N.A.
養育里親	63	43	17	2	1
	100.0	68.3	27.0	3.2	1.6
養子縁組里親	44	20	18	4	2
	100.0	45.5	40.9	9.1	4.5
季節里親	9	8	1	0	0
週末里親	100.0	88.9	11.1	0.0	0.0

表2-2-23-2 里親への説明等の援助に関するマニュアルの有無

	合計	ない	施設独自に用意しているものがある	行政や関係団体が作成したものを活用している	マニュアルはないが、だいたいの内容は決めている	N.A.
養育里親	63	12	11	1	37	2
	100.0	19.0	17.5	1.6	58.7	3.2
養子縁組里親	44	10	3	1	27	3
	100.0	22.7	6.8	2.3	61.4	6.8
季節里親	9	1	0	1	7	0
週末里親	100.0	11.1	0.0	11.1	77.8	0.0

表2-2-24-1 里親との交流後の報告 養育里親

	合計	里親からの報告					施設職員が助言・援助		
		文書で受けている	口頭で受けている	受けていない	文書・口頭で受けている	N.A.	している	していない	N.A.
面会	63	6	52	2	1	2	59	1	3
	100.0	9.5	82.5	3.2	1.6	3.2	93.7	1.6	4.8
外出	63	9	46	0	4	4	58	0	5
	100.0	14.3	73.0	0.0	6.3	6.3	92.1	0.0	7.9
外泊	63	20	27	1	7	8	54	1	8
	100.0	31.7	42.9	1.6	11.1	12.7	85.7	1.6	12.7

表2-2-24-2 里親との交流後の報告 養子縁組里親

	合計	里親からの報告					施設職員が助言・援助		
		文書で受けている	口頭で受けている	受けていない	文書・口頭で受けている	N.A.	している	していない	N.A.
面会	44	3	39	1	0	1	41	0	3
	100.0	6.8	88.6	2.3	0.0	2.3	93.2	0.0	6.8
外出	44	6	32	0	4	2	40	0	4
	100.0	13.6	72.7	0.0	9.1	4.5	90.9	0.0	9.1
外泊	44	13	23	0	5	3	39	0	5
	100.0	29.5	52.3	0.0	11.4	6.8	88.6	0.0	11.4

表2-2-25 交流中の里親への助言・援助の内容 養育里親

	合計	児童の養育	児童の性格・特徴嗜好	委託に関する手続き	里親委託後に必要となるケア	実親との関わり方	その他	
							その他	N.A.
養育里親	63	60	60	8	36	7	4	2
	100.0	95.2	95.2	12.7	57.1	11.1	6.3	3.2
養子縁組里親	44	43	40	4	19	4	2	1
	100.0	97.7	90.9	9.1	43.2	9.1	4.5	2.3

・措置変更時の支援

施設職員の家庭訪問は養育里親では、外泊前は3か所(4.8%)で、措置変更決定時10か所(15.9%)が家庭訪問を実施していた。一方、養子縁組里親については、外泊前は3か所(6.8%)、措置変更決定時5か所(11.4%)の乳児院が家庭訪問を実施していた。

児童に対する里親の意味や委託の理由の説明や、児童の意向の反映はほとんど行われていないが、児童が年齢的に理解できない等の理由があげられていた。

表2-2-26 施設職員の家庭訪問

	合計	外泊前			措置変更決定時		
		している	していない	N.A.	している	していない	N.A.
養育里親	63	3	56	4	10	51	2
	100.0	4.8	88.9	6.3	15.9	81.0	3.2
養子縁組	44	3	37	4	5	36	3
里親	100.0	6.8	84.1	9.1	11.4	81.8	6.8

表2-2-27 児童への里親の意味や委託の理由の説明（養育里親）

	合計	里親の意味や委託に至った理由の説明				児童の意向の反映			
		している	していない	その他	N.A.	している	していない	その他	N.A.
全体	63	5	38	12	8	5	29	20	9
	100.0	7.9	60.3	19.0	12.7	7.9	46.0	31.7	14.3

・措置変更後の支援

委託後の児童の状況把握のための連絡は、養育里親に関しては28か所(44.4%)の乳児院が行っており、養子縁組里親についても21か所(47.7%)が行っていた。連絡をとる期間としては、「特に決めていないが、様子を確認して問題がなければそれ以降はとらない」が最も多く、両者共に8割前後であった。施設だよりや施設行事への参加のお知らせ等については、9か所(14.3%)は必ず送っており、「送っていない」が23か所(36.5%)である。それ以外は、里親や児童の希望に応じて(拒否しなければ)送っていた。

委託した里親からの相談は養育里親については46か所(73.0%)、養子縁組里親については34か所(77.3%)が受けたことがあった。相談を受け支援することで児童の養育上良かったと思う事例があった施設は35か所(76.1%)であった。具体的な内容は表2-2-29-2-2の通りである。

表2-2-28-1 里親委託後の児童の状況把握のための連絡の有無

	合計	はい	いいえ	その他	N.A.
養育里親	63	28	22	10	3
	100.0	44.4	34.9	15.9	4.8
養子縁組 里親	44	21	11	10	2
	100.0	47.7	25.0	22.7	4.5

表2-2-28-2 委託後の連絡

	合計	一定の頻度 で、委託後 数年ぐらい までの間	特に決めてい ないが、様子 を確認して問 題がなければ、 それ以降 は連絡をとら ない。	その他	N.A.
養育里親	28	6	22	0	0
	100.0	21.4	78.6	0.0	0.0
養子縁組 里親	21	3	17	0	1
	100.0	14.3	81.0	0.0	4.8

表2-2-28-3 施設だよりや施設行事への参加のお知らせの送付

全体	必ず送って いる	里親や児童 が拒否しな ければ送っ ている	特に決めてい ないが、里親 や児童の希望 に応じて送っ ている	送っていな い	N.A.
63	9	10	17	23	4
100.0	14.3	15.9	27.0	36.5	6.3

表2-2-29-1 委託した里親からの相談の有無

	合計	ある	ない	N.A.
養育里親	63	46	14	3
	100.0	73.0	22.2	4.8
養子縁組 里親	44	34	5	5
	100.0	77.3	11.4	11.4

表2-2-29-2-1 相談を受け、支援することで児童の養育上良かったと思う事例の有無

	合計	ある	ない	N.A.
養育里親	46	35	2	9
	100.0	76.1	4.3	19.6

表2-2-29-2-2 里親からの相談を受け、支援することで児童の養育上よかったと思う事例

支援体制・内容	相談による精神的支え
	・里親・子どもに対して常に見守っているという安心感を与える
	・施設の対応
	委託児の様子 of 共通理解
	・施設内での子どもの生活状況を伝える
	躰の仕方、しかり方
	・子どもの性格を伝え、実践してもらう
	・保育士などから話をしてもらう
	問題に対する迅速・親身な対応

表中 は意見の多かったものを示す

・ 不調ケース

過去3年間(平成12年度～14年度)における交流中の不調ケースについては、養育里親との交流中19か所(30.2%)、委託後8か所(12.7%)、養子縁組里親との交流中14か所(31.8%)の乳児院が不調を経験していた。

不調ケースに対する施設としての支援は、養育里親への支援は16か所(84.2%)が行ったと回答しているが、養子縁組里親で行ったのは8か所(57.1%)で、4か所(28.6%)は、児童相談所の役割なので、何もしなかったと回答した。里親と交流中に不調となった時に施設が提供できる支援としては、表2-2-30-2-2のような内容があげられた。

養育里親への委託後に不調ケースがあったのは、8か所(12.7%)の乳児院であった。また、平成12年度から14年度の各年度の3月1日現在の在籍児童のうち、里親委託からの措置変更で入所した児童がいた乳児院は、表2-2-31-2に示すように少なかった。委託後の不調ケースに対して、施設が提供できる支援としては表2-2-31-3の内容があげられた。

表2-2-30-1 過去3年間における交流中の里親との不調

	合計	ある	ない	N.A.
養育里親	63	19	38	6
	100.0	30.2	60.3	9.5
養子縁組 里親	44	14	27	3
	100.0	31.8	61.4	6.8

表2-2-30-2-1 不調ケースへの施設としての支援の有無

	合計	行った	行わなかった	児童相談所の役割なので、何もしなかった	N.A.
養育里親	19	16	1	1	1
	100.0	84.2	5.3	5.3	5.3
養子縁組 里親	14	8	1	4	1
	100.0	57.1	7.1	28.6	7.1

表2-2-31-1 過去3年間における里親委託後の不調ケース

全体	ある	ない	わからない	N.A.
63	8	40	10	5
100.0	12.7	63.5	15.9	7.9

表2-2-31-2 過去3年間における里親委託後の不調ケース

	全体	なし	あり		N.A.
			小計	1人	
平成12年度	100	96	0	0	4
	100.0	96.0	0.0	0.0	4.0
平成13年度	100	96	1	1	3
	100.0	96.0	1.0	1.0	3.0
平成14年度	100	94	3	3	3
	100.0	94.0	3.0	3.0	3.0

表2-2-30-2-2 里親と交流中に不調となった時に施設が提供できる支援

支援体制・内容	相談による精神的支え ・里親への精神的安定への支援 ・里親の不安を取り除く・やわらげる (不安原因を明らかにし、取り除く) (ストレスの緩和) ・いつでも相談できる体制 ・里親が自信をなくしてしまうような話し方をしない ・いろいろな里親の事例を話すことでリラックスした状態にすること ・里親会への入会を勧める(体験談を通して相互援助をする場の提供)
	委託児の様子のご理解 ・施設内での子どもの生活状況を伝える ・子どもの個性についての理解・情報提供
	養育技術の支援、躾の仕方、しかり方 ・場面ごとの具体的対応方法についての説明・理解
	レスパイト・ケア
	入所児童の心のケア
	交流中止後の里親・子ども双方への配慮 子どもの傷が深まる前に引き取る
	施設に対する理解促進
システム	話し合いの場を設ける 交流の場を設ける、提供する 児童相談所と連携し、不調になってしまった経過を丁寧に伝える

表中 は意見の多かったものを示す

表2-2-31-3 委託後不調となった時に施設が提供できる支援

支援体制・内容	相談による精神的支え ・里親への精神的安定への支援 ・里親の自信回復につながるようなアドバイス ・里親の不安を取り除く・やわらげる (不安原因を明らかにし、取り除く) 話し合い ・里親が今後の子育てで自信をなくさないための話し合い、里親への共感 不調原因を探る 子どもの受け皿の確保と心のケア レスパイト・ケア 一時預かり
その他	里親同士の横のつながりを強くするようにアドバイス 体験談を通して相互援助する場を提供 児童相談所とのつながりを強くすることをアドバイス 委託児の成育暦や性格などを把握している保育者が子どもと里親の調整役となって働きかける 年齢制限の壁 再入所できる年齢・月齢であれば引き受け再度愛着形成を図る 一時乳児院で預かり次の方法を考えたかったが、年齢超過のためできなかった

表中 は意見の多かったものを示す

3) 研修・相談体制

児童養護施設

・研修

41 か所(11.0%)の児童養護施設では、里親が参加可能な研修や講演会などを実施していた。その対象は、子育て家庭を対象としたものが最も多く 16 か所(39.0%)、里親だけを対象としたもの 14 か所(34.1%)、施設職員を対象としたもの 12 か所(29.3%)の順に多かった。

児童福祉施設(児童養護施設)が里親に提供できる研修内容としては、「児童の問題行動への対応」304 か所(81.3%)、が群を抜いており、次いで「自立に向けての指導」221 か所(59.1%)、「児童の発達」219 か所(58.6%)などが高い割合で選択された。また、「試し行動、赤ちゃん返り」、「実親・家族との関係・調整」や「地域社会における偏見や差別への対応」「真実告知の方法について」など、里親が将来的に出会うことが予測される問題についても 2 割～4 割程度の割合で選択されていた。

表2-2-32-1 里親が参加できる研修の実施

全体	している	していない	N.A.
374	41	314	19
100.0	11.0	84.0	5.1

表2-2-32-2 研修の対象者(複数回答)

全体	里親だけを 対象としたもの	施設職員を 対象としたもの	施設以外も 含む福祉専 門職を対象 としたもの	一般市民を 対象としたもの	子育て家庭 を対象とした もの	その他	N.A.
41	14	12	9	9	16	5	2
100.0	34.1	29.3	22.0	22.0	39.0	12.2	4.9

表2-2-33 児童福祉施設が里親に提供できる研修内容(複数回答)

全体	児童の発達	児童の問題 行動への対 応	地域社会に おける偏見 や差別への 対応	実親・家族と の関係・調 整	遊びなど児 童へのかか わり方	学習に関す る問題	試し行動、 赤ちゃん返 りなどの行 動について	真実告知の 方法につい て	自立に向け ての指導	その他	N.A.
374	219	304	101	153	181	111	161	73	221	9	23
100.0	58.6	81.3	27.0	40.9	48.4	29.7	43.0	19.5	59.1	2.4	6.1

・相談体制

98 か所(26.2%)の児童養護施設が地域の里親からの相談に対応する体制があると回答した。

相談の対象は、里親に限らず、地域の子育て家庭等の一般市民を対象としたものが78 か所(79.6%)であった。相談の体制は、電話や来所相談がそれぞれ83.7%であり、家庭訪問は35.7%、インターネット相談が14.3%であった。電話や来所相談については24時間対応しているところもそれぞれ57 か所(58.2%)、31 か所(31.6%)あった。相談に対応する職員としては、施設長、主任指導員、主任保育士の順に割合が高かった。個別対応職員が対応しているのは電話相談24 か所(24.5%)、来所相談21 か所(21.4%)であった。

表2-2-34 地域の里親からの相談に対応する体制

	合計	ある	ない	N.A.
全体	374	98	255	21
	100.0	26.2	68.2	5.6

表2-2-35-1 相談の対象

	合計	地域の里親 だけを対象 としたもの	子育て家庭 等一般市民 を対象とした もの	その他	N.A.
全体	98	11	78	7	2
	100.0	11.2	79.6	7.1	2.0

表2-2-35-2 相談体制 実施の状況

	合計	している	していない	N.A.
電話	98	82	8	8
	100.0	83.7	8.2	8.2
来所相談	98	82	7	9
	100.0	83.7	7.1	9.2
家庭訪問	98	35	48	15
	100.0	35.7	49.0	15.3
インターネット	98	14	68	16
相談	100.0	14.3	69.4	16.3

表2-2-35-3 相談体制の詳細 相談実施日・時間(複数回答)

	合計	曜日を決め ている	時間を決め ている	24時間対応 している	予約が必要	N.A.
電話	98	3	11	57	1	27
	100.0	3.1	11.2	58.2	1.0	27.6
来所相談	98	7	21	31	17	26
	100.0	7.1	21.4	31.6	17.3	26.5
家庭訪問	98	4	8	7	13	70
	100.0	4.1	8.2	7.1	13.3	71.4

	合計	24時間以内 に回答	一定時間内 に回答する	相談の緊急 度に応じて 回答	N.A.
インターネット	98	0	1	0	97
相談	100.0	0.0	1.0	0.0	99.0

表2-2-35-4 相談体制の詳細 相談対応者(複数回答)

	合計	施設長	副施設長	主任指導員	主任保育士	指導員・ 保育士	心理職	家庭支援 専門相談員	個別対応 職員	その他	N.A.
電話	98	52	26	39	30	27	16	13	24	20	18
	100.0	53.1	26.5	39.8	30.6	27.6	16.3	13.3	24.5	20.4	18.4
来所相談	98	47	23	33	24	20	20	14	21	17	20
	100.0	48.0	23.5	33.7	24.5	20.4	20.4	14.3	21.4	17.3	20.4
家庭訪問	98	12	7	8	3	4	5	8	8	12	62
	100.0	12.2	7.1	8.2	3.1	4.1	5.1	8.2	8.2	12.2	63.3
インターネット	98	4	3	4	1	3	5	5	1	4	85
相談	100.0	4.1	3.1	4.1	1.0	3.1	5.1	5.1	1.0	4.1	86.7

児童家庭支援センターが併設されている児童養護施設では、併設されていない児童養護施設より、里親からの相談に対応する体制が整っていた(表2-2-37-1)。しかし、その対象は里親だけに限られているのではなく、子育て家庭等一般市民を対象としたものであった。

また、里親に対する相談体制のある児童養護施設の中でも、児童家庭支援センターを併設している方が、電話相談、来所相談、訪問相談を行っている割合が高く、特に家庭訪問や来所訪問については大きく差が開いた(表2-2-37-2)。

表2-2-36 児童家庭支援センターの有無別地域の里親からの相談に対応する体制

	合計	ある	ない	N.A.
全体	362	93	249	20
	100.0	25.7	68.8	5.5
児童家庭支援センターあり	38	23	14	1
	100.0	60.5	36.8	2.6
児童家庭支援センターなし	324	70	235	19
	100.0	21.6	72.5	5.9

表2-2-37-1 児童家庭支援センターの有無別相談の対象

	合計	地域の里親だけを対象としたもの	子育て家庭等一般市民を対象としたもの	その他	N.A.
全体	93	11	74	7	1
	100.0	11.8	79.6	7.5	1.1
児童家庭支援センターあり	23	1	21	1	0
	100.0	4.3	91.3	4.3	0.0
児童家庭支援センターなし	70	10	53	6	1
	100.0	14.3	75.7	8.6	1.4

表2-2-37-2 児童家庭支援センターの有無別相談体制の詳細 実施の有無

	合計	電話相談			来所相談			家庭訪問		
		している	していない	N.A.	している	していない	N.A.	している	していない	N.A.
全体	93	78	7	8	77	7	9	33	46	14
	100.0	83.9	7.5	8.6	82.8	7.5	9.7	35.5	49.5	15.1
児童家庭支援センターあり	23	21	1	1	22	0	1	13	8	2
	100.0	91.3	4.3	4.3	95.7	0.0	4.3	56.5	34.8	8.7
児童家庭支援センターなし	70	57	6	7	55	7	8	20	38	12
	100.0	81.4	8.6	10.0	78.6	10.0	11.4	28.6	54.3	17.1

乳児院

・研修

14 か所(14.0%)の乳児院では里親が参加可能な研修や講演会などを実施していた。その対象は、子育て家庭を対象としたもの(7か所、50.0%)であり、同程度に里親だけを対象としたものも6か所(42.9%)あった。このことから、乳児院が里親の育成に力を注いでいることがうかがえた。

児童福祉施設(乳児院)が里親に提供できる研修内容としては、「児童の発達」82か所(82.0%)や「遊びなど児童へのかかわり方」81か所(81.0%)が最も多く、次いで「試し行動、赤ちゃん返り」57か所(57.0%)、「児童の問題行動への対応」55か所(55.0%)などが続いた。また、「実親・家族との関係・調整」や「地域社会における偏見や差別への対応」「真実告知の方法について」など、里親が将来的に出会うことが予測される問題についても2割程度の割合で選択された。

表2-2-38-1 里親が参加できる研修の実施

全体	している	していない	N.A.
100	14	82	4
100.0	14.0	82.0	4.0

表2-2-38-2 研修の対象者(複数回答)

全体	里親だけを 対象としたもの	施設職員を 対象としたもの	施設以外も 含む福祉専 門職を対象 としたもの	一般市民を 対象としたもの	子育て家庭 を対象とした もの	その他	N.A.
14	6	2	3	4	7	0	0
100.0	42.9	14.3	21.4	28.6	50.0	0.0	0.0

表2-2-39 児童福祉施設が里親に提供できる研修内容(複数回答)

全体	児童の発達	児童の問題 行動への対 応	地域社会に おける偏見 や差別への 対応	実親・家族と の関係・調 整	遊びなど児 童へのかか わり方	学習に関す る問題	試し行動、 赤ちゃん返 りなどの行 動について	真実告知の 方法につい て	自立に向け ての指導	その他	N.A.
100	82	55	25	23	81	10	57	22	37	6	5
100.0	82.0	55.0	25.0	23.0	81.0	10.0	57.0	22.0	37.0	6.0	5.0

・相談体制

51 か所(51.0%)の乳児院では、地域の里親からの相談に対応する体制があった。

相談の対象は、里親に限らず、地域の子育て家庭等の一般市民を対象としたものが 42 か所(82.4%)であった。相談の体制は、電話が 88.2%、来所相談が 76.5%であり、家庭訪問は 19.6%、インターネット相談が 5.9%であった。電話や来所相談については 24 時間対応しているところもそれぞれ 23 か所(45.1%)、11 か所(21.6%)あった。相談に対応する職員としては、家庭支援専門相談員が最も多く(電話相談：54.9%、来所相談：47.1%)、次いで主任保育士、施設長が多かった。

表2-2-40-1 地域の里親からの相談に対応する体制

	合計	ある	ない	N.A.
全体	100	51	44	5
	100.0	51.0	44.0	5.0

表2-2-40-2 相談の対象

	合計	地域の里親 だけを対象 としたもの	子育て家庭 等一般市民 を対象とした もの	その他	N.A.
全体	51	4	42	5	0
	100.0	7.8	82.4	9.8	0.0

表2-2-41-1 相談体制の詳細 実施の有無

	合計	している	していない	N.A.
電話	51	45	4	2
	100.0	88.2	7.8	3.9
来所相談	51	39	7	5
	100.0	76.5	13.7	9.8
家庭訪問	51	10	36	5
	100.0	19.6	70.6	9.8
インターネット 相談	51	3	43	5
	100.0	5.9	84.3	9.8

表2-2-41-2 相談体制の詳細 相談実施日・時間(複数回答)

	合計	曜日を決め ている	時間を決め ている	24時間対応 している	予約が必要	N.A.
電話	51	5	16	23	1	10
	100.0	9.8	31.4	45.1	2.0	19.6
来所相談	51	6	11	11	8	18
	100.0	11.8	21.6	21.6	15.7	35.3
家庭訪問	51	3	5	1	2	43
	100.0	5.9	9.8	2.0	3.9	84.3

* インターネット回答なし

表2-2-41-3 相談体制の詳細 相談対応者(複数回答)

	合計	施設長	副施設長	主任指導員	主任保育士	指導員・ 保育士	心理職	家庭支援 専門相談員	個別対応 職員	その他	N.A.
電話	51	21	6	1	22	16	3	28	8	20	6
	100.0	41.2	11.8	2.0	43.1	31.4	5.9	54.9	15.7	39.2	11.8
来所相談	51	21	5	1	19	10	3	24	7	17	12
	100.0	41.2	9.8	2.0	37.3	19.6	5.9	47.1	13.7	33.3	23.5
家庭訪問	51	1	2	1	3	1	2	5	1	5	41
	100.0	2.0	3.9	2.0	5.9	2.0	3.9	9.8	2.0	9.8	80.4
インターネット 相談	51	3	1	1	1	0	0	2	0	1	48
	100.0	5.9	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0	3.9	0.0	2.0	94.1

(3) 児童福祉施設による里親支援への意識

回答のあった961名分の調査票（児童養護施設764名、乳児院197名）のうち回答者の職名の記入のあった899名について、施設長（施設長または副施設長）職員（以外）に分類しなおし、再集計を行った。職員の職種は、児童養護施設では指導員や主任職からの回答が多く、男性が多かった。年齢は30歳から50歳代が多かった。他の社会福祉施設での就労経験を含む経験年数は、施設長では20年、30年以上が多く、職員では10年以上が多かった。

一方、乳児院は家庭支援専門相談員や主任職からの回答が多く、女性が多かった。年齢は職員が40歳代、50歳代、施設長が50歳代、60歳代が多かった。他の社会福祉施設での就労経験を含む経験年数は、施設長では20年、30年以上が多く、職員も20年以上(26.1%)が最も多く、次いで10年以上が多かった。

表2-3-1-1 回答者の職種分類

		合計	園長 院長 施設長	副園長、副 院長、副施 設長、補佐	家庭支援 専門 相談員	課長 事務長 部長	主任 (保育士 看護師 指導員)	看護師	個別対応 職員	指導員	保育士	その他
児童養 護施設	全体	713	310	35	0	29	123	0	15	146	47	8
		100.0	43.5	4.9	0.0	4.1	17.3	0.0	2.1	20.5	6.6	1.1
	施設長	345	310	35	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	89.9	10.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乳児院	職員	368	0	0	0	29	123	0	15	146	47	8
		100.0	0.0	0.0	0.0	7.9	33.4	0.0	4.1	39.7	12.8	2.2
	全体	186	88	6	26	5	23	5	10	3	17	3
		100.0	47.3	3.2	14.0	2.7	12.4	2.7	5.4	1.6	9.1	1.6
乳児院	施設長	94	88	6	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	93.6	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	職員	92	0	0	26	5	23	5	10	3	17	3
		100.0	0.0	0.0	28.3	5.4	25.0	5.4	10.9	3.3	18.5	3.3

表2-3-1-2 回答者の性別

		合計	男	女	N.A.
児童養 護施設	全体	713	503	206	4
		100.0	70.5	28.9	0.6
	施設長	345	272	72	1
		100.0	78.8	20.9	0.3
乳児院	職員	368	231	134	3
		100.0	62.8	36.4	0.8
	全体	186	68	117	1
		100.0	36.6	62.9	0.5
乳児院	施設長	94	61	33	0
		100.0	64.9	35.1	0.0
	職員	92	7	84	1
		100.0	7.6	91.3	1.1

表2-3-1-3 回答者の年齢

		合計	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	N.A.
児童養護施設	全体	713	29	103	177	242	160	2
		100.0	4.1	14.4	24.8	33.9	22.4	0.3
	施設長	345	0	6	46	143	150	0
		100.0	0.0	1.7	13.3	41.4	43.5	0.0
	職員	368	29	97	131	99	10	2
		100.0	7.9	26.4	35.6	26.9	2.7	0.5
乳児院	全体	186	1	16	38	81	47	3
		100.0	0.5	8.6	20.4	43.5	25.3	1.6
	施設長	94	0	2	10	40	41	1
		100.0	0.0	2.1	10.6	42.6	43.6	1.1
	職員	92	1	14	28	41	6	2
		100.0	1.1	15.2	30.4	44.6	6.5	2.2

表2-3-1-4 回答者の経験年数(他の社会福祉施設・機関での経験年数を含む)

		全体	3年未満	3年～	5年～	10年～	20年～	30年～	N.A.
児童養護施設	全体	713	13	16	58	102	163	121	240
		100.0	1.8	2.2	8.1	14.3	22.9	17.0	33.7
	施設長	345	11	7	18	26	74	96	113
		100.0	3.2	2.0	5.2	7.5	21.4	27.8	32.8
	職員	368	2	9	40	76	89	25	127
		100.0	0.5	2.4	10.9	20.7	24.2	6.8	34.5
乳児院	全体	186	8	4	14	20	50	50	40
		100.0	4.3	2.2	7.5	10.8	26.9	26.9	21.5
	施設長	94	6	3	5	6	26	34	14
		100.0	6.4	3.2	5.3	6.4	27.7	36.2	14.9
	職員	92	2	1	9	14	24	16	26
		100.0	2.2	1.1	9.8	15.2	26.1	17.4	28.3

1) 里親制度についての認知・関心

施設長や施設職員の里親制度に関する認知や関心の度合いを見るために、いくつかの設問を用意した。その結果を児童養護施設については表2-3-2-1～2-3-2-4、乳児院については表2-3-3-1～2-3-3-4に示す。児童養護施設、乳児院共に、施設長の方が職員より、里親制度に関する認知や関心が高い傾向が同様に見られた。中でも調査時期の3ヶ月ほど前(平成15年6月)に発行されたばかりの「子どもを健やかに養育するために - 里親として子どもと生活をするあなたへ - 」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修)を「読んだ」と回答したのが、児童養護施設施設長65件(18.8%)、乳児院施設長21件(22.3%)であった。これに対し、職員は「知らなかった」と回答する割合が両者共に4割ほどであった。

< 児童養護施設 >

表2-3-2-1 平成14年度、里親制度が大きく改正された

	合計	非常によく知っている	ある程度知っている	よく知らない	N.A.
全体	713	140	496	73	4
	100.0	19.6	69.6	10.2	0.6
施設長	345	89	232	22	2
	100.0	25.8	67.2	6.4	0.6
職員	368	51	264	51	2
	100.0	13.9	71.7	13.9	0.5

表2-3-2-2 専門里親の養育の主要な目的は虐待を受けた児童が愛着関係を形成できるようにすることだ

	合計	非常によく知っている	ある程度知っている	よく知らない	N.A.
全体	713	185	471	48	9
	100.0	25.9	66.1	6.7	1.3
施設長	345	106	220	13	6
	100.0	30.7	63.8	3.8	1.7
職員	368	79	251	35	3
	100.0	21.5	68.2	9.5	0.8

表2-3-2-3 欧米では施設養護より里親委託が普及している

	合計	非常によく知っている	ある程度知っている	よく知らない	N.A.
全体	713	233	435	43	2
	100.0	32.7	61.0	6.0	0.3
施設長	345	120	212	12	1
	100.0	34.8	61.4	3.5	0.3
職員	368	113	223	31	1
	100.0	30.7	60.6	8.4	0.3

表2-3-2-4 「子どもを健やかに養育するために - 里親として子どもと生活をするあなたへ-」を読んだか

	合計	読んだ	読んでいる途中	まだ読んでいないが、これから読む予定	知らなかった	その他	N.A.
全体	713	99	28	295	261	11	19
	100.0	13.9	3.9	41.4	36.6	1.5	2.7
施設長	345	65	18	147	98	4	13
	100.0	18.8	5.2	42.6	28.4	1.2	3.8
職員	368	34	10	148	163	7	6
	100.0	9.2	2.7	40.2	44.3	1.9	1.6

< 乳児院 >

表2-3-3-1 平成14年度、里親制度が大きく改正された

	合計	非常によく知っている	ある程度知っている	よく知らない	N.A.
全体	186	40	136	10	0
	100.0	21.5	73.1	5.4	0.0
施設長	94	26	64	4	0
	100.0	27.7	68.1	4.3	0.0
職員	92	14	72	6	0
	100.0	15.2	78.3	6.5	0.0

表2-3-3-2 専門里親の養育の主要な目的は虐待を受けた児童が愛着関係を形成できるようにすることだ

	合計	非常によく知っている	ある程度知っている	よく知らない	N.A.
全体	186	53	125	7	1
	100.0	28.5	67.2	3.8	0.5
施設長	94	33	58	2	1
	100.0	35.1	61.7	2.1	1.1
職員	92	20	67	5	0
	100.0	21.7	72.8	5.4	0.0

表2-3-3-3 欧米では施設養護より里親委託が普及している

	合計	非常によく知っている	ある程度知っている	よく知らない	N.A.
全体	186	65	105	13	3
	100.0	34.9	56.5	7.0	1.6
施設長	94	38	47	8	1
	100.0	40.4	50.0	8.5	1.1
職員	92	27	58	5	2
	100.0	29.3	63.0	5.4	2.2

表2-3-3-4 「子どもを健やかに養育するために - 里親として子どもと生活をするあなたへ-」を読んだか

	合計	読んだ	読んでいる途中	まだ読んでいないが、これから読む予定	知らなかった	その他	N.A.
全体	186	28	9	75	62	3	9
	100.0	15.1	4.8	40.3	33.3	1.6	4.8
施設長	94	21	5	40	23	1	4
	100.0	22.3	5.3	42.6	24.5	1.1	4.3
職員	92	7	4	35	39	2	5
	100.0	7.6	4.3	38.0	42.4	2.2	5.4

2) 児童相談所とのかかわり

児童養護施設

里親委託に関する児童相談所の担当者との連携については、本調査の中でも、実際に里親と関わりのあった施設に対して児童相談所との連携がうまくとれているか聞いている(P.27)。その結果では、養育里親に関しては77か所(20.6%)の施設が「うまくとれている」と回答した。また、季節里親・週末里親については、149か所(39.8%)の施設が「うまくとれている」と回答していた。

ここで、改めて全員の回答者に里親委託に関する児童相談所との連携についてたずねた。

施設長は「とれている」162件(47.0%)と回答する割合が職員より10ポイント高く、職員は「とれていない」「どちらともいえない」の割合が施設長より高い。全体では、連携が「とれていない」という回答は12.3%であった。

児童相談所担当者に希望することとしては、全体では「養子縁組里親や里親の開発や啓発にもっと努力をして欲しい」308件(43.2%)が最も多く、特に職員の回答の割合が高い。それ以外では、「里親に関する詳細な情報を教えてほしい」305件(42.8%)、「里親委託により積極的に取り組んでほしい」267件(37.4%)が続いている。これらの回答は、いずれも施設長よりも職員の方が割合が高い傾向が見られた。また、その他にあげられた意見は表2-3-4-2-2に示す。

表2-3-4-1 里親委託に関する児童相談所の担当者との連携

	合計	とれている	とれていない	どちらともいえない	その他	N.A.
全体	713	297	88	265	31	32
	100.0	41.7	12.3	37.2	4.3	4.5
施設長	345	162	28	117	14	24
	100.0	47.0	8.1	33.9	4.1	7.0
職員	368	135	60	148	17	8
	100.0	36.7	16.3	40.2	4.6	2.2

表2-3-4-2-1 里親委託に関して、児童相談所担当者に希望すること

	合計	養子縁組里親や里親の開拓や啓発にもっと努力してほしい	里親委託により積極的に取り組んでほしい	個別ケースに関する施設の見解を尊重してほしい	里親に関する詳細な情報を教えてほしい	実親に関する詳細な情報を教えてほしい	実親や里親等を交えたケース会議を開催してほしい	特になし	その他	N.A.
全体	713	308	267	247	305	169	120	72	50	26
	100.0	43.2	37.4	34.6	42.8	23.7	16.8	10.1	7.0	3.6
施設長	345	132	125	108	146	79	49	45	26	19
	100.0	38.3	36.2	31.3	42.3	22.9	14.2	13.0	7.5	5.5
職員	368	176	142	139	159	90	71	27	24	7
	100.0	47.8	38.6	37.8	43.2	24.5	19.3	7.3	6.5	1.9

表2-3-4-2-2 里親委託に関して児童相談所の担当者に希望すること

里親支援内容	委託後の積極的なケア・取組み 専門里親への積極的な取組み 迅速な対応 里親と対象児との関係づくりをより慎重に時間をかけてほしい 施設職員と里親合同での交流・事例に関しての話し合い
施設との関係	里親ケースの公開・委託後の情報提供 ・委託児の委託後の状況についての情報が知りたい 施設による里親開拓 事前の打ち合わせの充実
その他	実親への里親啓発 いつでも連絡が取れる体制(土日・夜間も連絡が取れるようにしてほしい) 地域密着 子どもとの関係をしっかりもってほしい

表中 は意見の多かったものを示す

乳児院

乳児院についても、実際に里親と関わりのあった施設に対して児童相談所との連携がうまくとれているか聞いている（P.37）。その結果では、養育里親に関しては33か所（33.0%）の施設が「うまくとれている」と回答した。また養子縁組里親については、23か所（23.0%）の乳児院が「うまくとれている」と回答していた。

回答者全員に対する児童相談所との連携に関する設問の結果では、施設長は「とれている」54件（57.4%）であり、職員より高い割合であった。職員は「とれていない」の割合が施設長より高かった。しかし、全体では、「とれている」という回答が53.8%であり、過半数が連携がとれていると認識していることがわかった。

児童相談所担当者に希望することとしては、全体では「養子縁組里親や里親の開発や啓発にもっと努力をして欲しい」105件（56.5%）、「里親委託に積極的に取り組んでほしい」99件（53.2%）、「里親に関する詳細な情報を教えてほしい」99件（53.2%）、「個別ケースに関する施設の意見を尊重して欲しい」98件（52.7%）があげられた。中でも、特に「里親委託により積極的に取り組んでほしい」という意見は職員の中では最も多く57件（62.0%）で、施設長とは約17ポイントの開きがあった。その他であげられた意見を表2-3-5-2-2に示す。

表2-3-5-1 里親委託に関する児童相談所の担当者との連携

	合計	とれている	とれていない	どちらともいえない	その他	N.A.
全体	186	100	15	52	14	5
	100.0	53.8	8.1	28.0	7.5	2.7
施設長	94	54	6	26	5	3
	100.0	57.4	6.4	27.7	5.3	3.2
職員	92	46	9	26	9	2
	100.0	50.0	9.8	28.3	9.8	2.2

表2-3-5-2-1 里親委託に関して、児童相談所担当者に希望すること

	合計	養子縁組里親や里親の開発や啓発にもっと努力してほしい	里親委託により積極的に取り組んでほしい	個別ケースに関する施設の意見を尊重してほしい	里親に関する詳細な情報を教えてほしい	実親に関する詳細な情報を教えてほしい	実親や里親等を交えたケース会議を開催してほしい	特になし	その他	N.A.
全体	186	105	99	98	99	46	38	10	36	3
	100.0	56.5	53.2	52.7	53.2	24.7	20.4	5.4	19.4	1.6
施設長	94	51	42	47	51	22	18	8	16	3
	100.0	54.3	44.7	50.0	54.3	23.4	19.1	8.5	17.0	3.2
職員	92	54	57	51	48	24	20	2	20	0
	100.0	58.7	62.0	55.4	52.2	26.1	21.7	2.2	21.7	0.0

表2-3-5-2-2 里親委託に関して児童相談所の担当者に希望すること

里親支援内容	委託後の積極的なケア・取り組み 迅速な対応 里親への実親の詳細な情報提供 子どもを迎えるにあたって、親としての在り方についての研修を行って欲しい 養子縁組里親と養育里親の研修を別々に行ってほしい 幼児での里親委託後の問題など詳しく説明しておいて欲しい
施設との関係	里親ケースの公開・委託後の情報提供 施設による里親開拓 施設を里親養成機関・子育て機関としてもっと利用して欲しい 事前の打ち合わせの充実 児童相談所の処遇方針プログラムと施設側のそれらとの調整 委託後施設がどの程度関わりを続けたほうが良いかケースごとに話し合いをしたい
その他	できるだけ早い年齢(1歳前)で里親候補として欲しい 条件の揃った子どもは積極的に里親委託を推進してほしい 子どもの立場で里親委託に取り組んで欲しい(乳児は発言も希望もいえない) 里親認定方法の検討(対象里親が少なすぎる) 児相の里親専任担当者の設置 担当地区を越えた委託を進めて欲しい

表中 は意見の多かったものを示す

3) 里親とのパートナーシップ(協力関係)について

児童養護施設

・児童福祉施設と里親のパートナーシップの形成の必要性

児童福祉施設が里親とパートナーシップを形成する必要性については、全体では304件(42.6%)が「非常に必要だ」と考えており、「ある程度は必要だ」330件(46.3%)とあわせると、9割弱の人が程度の差こそあれ、児童福祉施設と里親との連携が必要だと考えていることがわかった。特に、施設長(40.6%)より職員(44.6%)の方が「非常に必要だ」と考えている割合が高かった。

実際に、児童福祉施設と里親が協力関係を結びながら、社会的養護をすすめていくために、必要なことをたずねた結果は表2-3-7の通りであるが、全体では、「施設職員と里親の対等な協力関係」244件(34.2%)、「児童養育計画やアセスメントを施設と里親共に行う機会」227件(31.8%)、「里親としての専門性を高めること」213件(29.9%)、「施設職員と里親の合同研修」208件(29.2%)などが多く選択された。施設長と職員を比較すると、特に職員では、「児童養育計画やアセスメントを施設と里親共に行う機会」を選択したのが、138件(37.5%)で最も多く、施設長とは12ポイントの差が見られた。

表2-3-6 児童福祉施設と里親のパートナーシップの形成の必要性

	合計	非常に必要だ	ある程度は必要だ	どちらともいえない	あまり必要ではない	全く必要ではない	N.A.
全体	713	304	330	51	5	1	22
	100.0	42.6	46.3	7.2	0.7	0.1	3.1
施設長	345	140	160	24	4	0	17
	100.0	40.6	46.4	7.0	1.2	0.0	4.9
職員	368	164	170	27	1	1	5
	100.0	44.6	46.2	7.3	0.3	0.3	1.4

表2-3-7 児童福祉施設と里親が協力関係を結びながら、社会的養護を進めていくために必要なこと

	合計	施設職員と里親の対等な協力関係	里親家庭への訪問や里親養育体験発表などを聞く機会	里親としての専門性を高めること	施設職員としての専門性を高めること	施設職員と里親の合同研修	施設での実習や行事参加への里親の参加	児童養育計画やアセスメントを施設と里親共に行なう機会	その他	N.A.
全体	713	244	109	213	132	208	98	227	17	69
	100.0	34.2	15.3	29.9	18.5	29.2	13.7	31.8	2.4	9.7
施設長	345	116	43	107	60	98	62	89	11	41
	100.0	33.6	12.5	31.0	17.4	28.4	18.0	25.8	3.2	11.9
職員	368	128	66	106	72	110	36	138	6	28
	100.0	34.8	17.9	28.8	19.6	29.9	9.8	37.5	1.6	7.6

・ 児童福祉施設と里親がパートナーシップを結ぶメリット

児童福祉施設と里親がパートナーシップを結ぶことのメリットとしては、全体では「児童の家庭生活体験」463件(64.9%)が最も多く、次いで「施設と里親の相互理解」327件(45.9%)が多かった。児童養護施設に在籍する児童が家庭生活を体験することの意義を施設長、職員共に認識していることがわかった。

表2-3-8 児童福祉施設と里親がパートナーシップを結ぶことのメリット (複数回答)

	合計	児童の家庭生活体験	里親促進による児童のパーマネンシー保障	施設と里親の相互理解	研修・相談等による里親の専門性の向上	研修・相談等による施設職員の専門性の向上	その他	N.A.
全体	713	463	156	327	101	86	11	26
	100.0	64.9	21.9	45.9	14.2	12.1	1.5	3.6
施設長	345	217	79	147	47	40	7	20
	100.0	62.9	22.9	42.6	13.6	11.6	2.0	5.8
職員	368	246	77	180	54	46	4	6
	100.0	66.8	20.9	48.9	14.7	12.5	1.1	1.6

里親への要望

次に、里親への要望については、全体では「どちらともいえない」との意見留保が271件(38.0%)で最も多く、要望が「ある」は201件(28.2%)で約3割であった。施設長と職員の意見に大きな相違は見られなかった。

里親への要望がある場合の内容は、表2-3-9-2に示すとおりであるが、中には「里親にもっと増えてもらいたい」「年長児の里親が必要だ」などの里親制度がより普及することへの要望や、施設を理解することや委託後も施設を活用することの必要性なども含まれていた。

表2-3-9-1 里親への要望

	合計	ある	ない	どちらともいえない	N.A.
全体	713	201	184	271	57
	100.0	28.2	25.8	38.0	8.0
施設長	345	95	83	125	42
	100.0	27.5	24.1	36.2	12.2
職員	368	106	101	146	15
	100.0	28.8	27.4	39.7	4.1

表2-3-9-2 里親に対する要望

資質・心構え等	<p>養育里親の増加・開拓</p> <p>被虐待児の学習・理解</p> <p>専門里親に期待</p> <p>社会的養護としての里親の役割を理解して欲しい</p> <p>里親としての専門性の向上</p> <p>対象児童を限定しないでほしい</p> <p>低年齢児だけでなく、小学校高学年・中学生でも里親を必要としている子どももいる</p> <p>無欲で深い愛情を子どもに持っていること</p> <p>子どもが里親を選ぶ立場だと認識してほしい</p> <p>子どもに対する人権意識を高めてほしい</p> <p>委託児と長期間つきあう覚悟</p> <p>子どもを得ることで自分たちが癒されたいという願望は捨てていただきたい</p>
養育内容	<p>子どもへの過干渉・過度な期待をしない</p> <p>子どもの状況を的確に把握・理解</p> <p>子どもの成長に合わせた対応</p> <p>児童の自立につながる養育</p> <p>「普通」の生活をさせてほしい</p> <p>長い目でゆったりと育てて欲しい</p> <p>甘やかさず「普通」に暮らさせて欲しい</p> <p>他の委託児との交流を大切に、広い世界を体験させて欲しい</p> <p>子ども自身を認め受けとめてやり、必要であることを感じさせるよう子どもに働きかけて欲しい</p>
施設との関係	<p>里親宅での子どもの状況の情報提供</p> <p>問題を抱えた時点で出来るだけ早く内容を施設側に伝えてほしい</p> <p>無理をしないで早めにどこかへ相談して欲しい</p> <p>施設理解を積極的に行う</p> <p>相互理解の促進</p> <p>もっと時間をかけて関係をつけていく必要がある</p>
その他	<p>里親同士の連携・連絡体制</p> <p>事例集がほしい</p> <p>里親との共同学習会を行いたい</p>

表中 は意見の多かったものを示す

・ 児童の最善の利益としての里親委託

里親委託が普及することが児童の最善の利益につながると思うかたずねた結果では、全体では「思う」が340件(47.7%)であり、「どちらともいえない」333件(46.7%)と二分される結果となった。それぞれを選択した理由としては、表2-3-10-2に示す内容があげられた。なお、「どちらともいえない」を選択した場合の理由については聞かなかった。

表2-3-10-1 里親委託が普及することが児童の最善の利益につながるか

	合計	思う	思わない	どちらともいえない	N.A.
全体	713	340	14	333	26
	100.0	47.7	2.0	46.7	3.6
施設長	345	167	9	147	22
	100.0	48.4	2.6	42.6	6.4
職員	368	173	5	186	4
	100.0	47.0	1.4	50.5	1.1

表2-3-10-2 今後、里親委託が普及することは児童の最善の利益につながると思うか

そう思う	人との密接な関係・家庭を基盤として成長する大切さが子どもの最善の利益につながる 家庭生活、家庭での養育が子どもにとって一番大切 家庭生活体験の機会が増え、精神的な安定につながる 様々な人々とのかかわりや生活体験をすることで、心身ともに豊かにしていく事ができる 施設の中では体験できない家庭的雰囲気やぬくもり、個別的なかわりを子どもは求めている 子どもが成長する要素が家庭生活にはつまっている 普通の生活を普通の家庭で過ごすことが発達の基本である 特定の大人との愛着形成による安定した生活・成長 1対1の関わりが人格形成上とても大切(特に低年齢児にとって重要) 施設でできないことで里親でできることは多い(1対1の係に勝るものはない) 1対1の関わりがとても大切 被虐待児に対するきめ細やかな対応 集団養護に限界がある。多様なメニューが必要 児童の保護はより小さな単位が望ましく、里親への期待は大きい 個別対応の必要な子が多い 施設養護になじみにくい児童の受け入れ先として大きな存在 親元へ帰れない子どもの心のよりどころとなりえる 児童のパーマネンシーの保障につながる より個別関係ができ、子どもにとってはよい事だと思うが、継続しないと逆にマイナス面が大きくなる 愛情と正しい理解のできる里親が増えること 虐待や愛着に問題のある児童が増加の一途をたどっているため
そう思わない	失敗したときに里親と児童の両者に大きな傷が残ってしまうのではないか どのような里親が増えるかで大きく違う これからの要養護ニーズは施設養護の役割の方が大きいと考えるから

表中 は意見の多かったものを示す

. 里親を対象とする研修への参加

児童福祉施設職員が里親を対象とする研修に参加したことがあるかどうかについてたずねた。施設長に対しては、施設職員の参加をたずね、施設職員には自分自身が参加したことがあるかどうかをたずねた。

その結果では、施設長の回答は「ある」が160件(46.4%)であり、施設職員の回答は「ある」が108件(29.3%)であり、両者の回答に開きがみられた。

表2-3-11 里親を対象とする研修への施設職員の参加

	合計	ある	ない	N.A.
施設長	345	160	151	34
	100.0	46.4	43.8	9.9
職員	368	108	241	19
	100.0	29.3	65.5	5.2

乳児院

・児童福祉施設と里親のパートナーシップの形成の必要性

児童福祉施設が里親とパートナーシップを形成する必要性については、全体では96件(51.6%)が「非常に必要だ」と考えており、「ある程度は必要だ」74件(39.8%)とあわせると、9割強の人が程度の差こそあれ、児童福祉施設と里親との連携が必要だと考えていることがわかった。また、「あまり必要ではない」「全く必要ではない」を選択した人が皆無であったことも注目に値する結果である。また、施設長(47.9%)より職員(55.4%)の方が「非常に必要だ」と考えている割合が高かった。

実際に、児童福祉施設と里親が協力関係を結びながら、社会的養護をすすめていくために必要なことをたずねた結果は表2-3-13の通りであるが、全体では、「施設職員と里親の対等な協力関係」72件(38.7%)、「児童養育計画やアセスメントを施設と里親共に行う機会」67件(36.0%)が特に多かった。施設長と職員を比較すると、いずれも、職員の方がこの2つの項目を選択する割合が高かった。

児童養護施設の結果も同様であったが、施設職員が「児童養育計画やアセスメントを施設と里親共に行う機会」を選択する割合が高いことは、里親委託後は施設との関係が終了するのではなく、委託後も子どもの成長や発達について継続的な関わりを持つ中で成長を見守っていきたいと思う気持ちの表れともとれる。

表2-3-12 児童福祉施設と里親のパートナーシップの形成の必要性

	合計	非常に必要だ	ある程度は必要だ	どちらともいえない	あまり必要ではない	全く必要ではない	N.A.
全体	186	96	74	10	0	0	6
	100.0	51.6	39.8	5.4	0.0	0.0	3.2
施設長	94	45	36	8	0	0	5
	100.0	47.9	38.3	8.5	0.0	0.0	5.3
職員	92	51	38	2	0	0	1
	100.0	55.4	41.3	2.2	0.0	0.0	1.1

表2-3-13 児童福祉施設と里親が協力関係を結びながら、社会的養護を進めていくために必要なこと

	合計	施設職員と里親の対等な協力関係	里親家庭への訪問や里親養育体験発表などを聞く機会	里親としての専門性を高めること	施設職員としての専門性を高めること	施設職員と里親の合同研修	施設での実習や行事参加への里親の参加	児童養育計画やアセスメントを施設と里親共に行なう機会	その他	N.A.
全体	186	72	38	43	34	40	39	67	3	16
	100.0	38.7	20.4	23.1	18.3	21.5	21.0	36.0	1.6	8.6
施設長	94	35	16	21	17	21	19	31	3	11
	100.0	37.2	17.0	22.3	18.1	22.3	20.2	33.0	3.2	11.7
職員	92	37	22	22	17	19	20	36	0	5
	100.0	40.2	23.9	23.9	18.5	20.7	21.7	39.1	0.0	5.4

・ 児童福祉施設と里親がパートナーシップを結ぶメリット

児童福祉施設と里親がパートナーシップを結ぶことのメリットとしては、全体では「施設と里親の相互理解」116件(62.4%)が最も多かった。次いで、「児童の家庭生活体験」75件(40.3%)や「里親促進による児童のパーマネンシー保障」74件(39.8%)が続いた。児童養護施設では割合が高かった「児童の家庭生活体験」は、乳児院では、割合が下がっており、むしろ「児童のパーマネンシー保障」として長期的な関わりを意図するものとして認識されていた。

表2-3-14 児童養護施設と里親がパートナーシップを結ぶことのメリット（複数回答）

	合計	児童の家庭生活体験	里親促進による児童のパーマネンシー保障	施設と里親の相互理解	研修・相談等による里親の専門性の向上	研修・相談等による施設職員の専門性の向上	その他	N.A.
全体	186	75	74	116	38	32	1	12
	100.0	40.3	39.8	62.4	20.4	17.2	0.5	6.5
施設長	94	36	39	56	20	19	0	10
	100.0	38.3	41.5	59.6	21.3	20.2	0.0	10.6
職員	92	39	35	60	18	13	1	2
	100.0	42.4	38.0	65.2	19.6	14.1	1.1	2.2

里親への要望

次に、里親への要望については、全体では「ある」が82件(44.1%)と最も多く、次いで、「どちらともいえない」は60件(32.3%)であった。また、「ない」は26件(14.0%)と少なかった。また施設長より職員に要望ありが多かった。

里親への要望の具体的な内容は、表2-3-15-2に示すとおりである。

表2-3-15-1 里親への要望

	合計	ある	ない	どちらともいえない	N.A.
全体	186	82	26	60	18
	100.0	44.1	14.0	32.3	9.7
施設長	94	38	12	30	14
	100.0	40.4	12.8	31.9	14.9
職員	92	44	14	30	4
	100.0	47.8	15.2	32.6	4.3

表2-3-15-2 里親に対する要望

資質・心構え等	<ul style="list-style-type: none"> 養育里親の増加・開拓 社会的養護としての里親の役割を理解して欲しい 里親としての専門性の向上 子どもを選び好みしないで欲しい 障害児も受託して欲しい 無欲で深い愛情を子どもに持っていること 子どもにとって温かい家庭を子どもと共に築いて欲しい 子どもに対する人権意識を高めてほしい
養育内容	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの過干渉・過度な期待をしない 子どもの状況を的確に把握・理解 子どもの成長に合わせた対応 長い目でゆったりと育てて欲しい 子どものありのままを受け入れて欲しい
施設との関係	<ul style="list-style-type: none"> 問題を抱えた時点で出来るだけ早く内容を施設側に伝えてほしい 施設理解を積極的に行う 協力関係の持続性が重要
その他	<ul style="list-style-type: none"> 里親同士の連携・連絡体制(相談相手をつくるのが大切)

表中 は意見の多かったものを示す

・ 児童の最善の利益としての里親委託

里親委託が普及することが児童の最善の利益につながると思うかたずねた結果では、全体では「思う」が91件(48.9%)であり、「どちらともいえない」82件(44.1%)と二分される結果となった。職員の回答では、最善の利益につながると「思う」との意見が53件(57.6%)で、施設長より17ポイント高かった。逆に、施設長は「どちらともいえない」48件(51.1%)と回答する割合が最も多く、意見の相違が見られた。

それぞれを選択した理由としては、表2-3-16-2に示す表の内容があげられた。

表2-3-16-1 里親委託が普及することが児童の最善の利益につながるか

	合計	思う	思わない	どちらともいえない	N.A.
全体	186	91	6	82	7
	100.0	48.9	3.2	44.1	3.8
施設長	94	38	2	48	6
	100.0	40.4	2.1	51.1	6.4
職員	92	53	4	34	1
	100.0	57.6	4.3	37.0	1.1

表2-3-16-2 今後、里親委託が普及することは児童の最善の利益につながると思うか

そう思う	<p>人との密接な関係・家庭を基盤として成長する大切さが子どもの最善の利益につながる</p> <p>家庭生活、家庭での養育が子どもにとって一番大切</p> <p>子どもの養護の優先は、家庭、里親、施設の順だと思う</p> <p>温かい家庭で愛情を受けながら成長する事が一番必要</p> <p>子どもはすべて「愛される存在である」と感じることによって喜びがある</p> <p>子どもは家庭の中で育ち成長する事が自然であり、最高の幸福である</p> <p>子どもにとって安心できる家庭・家族を持つことの意義は大きい。生きることの基盤になる。</p> <p>特定の大人との愛着形成による安定した生活・成長</p> <p>子どもにとっての「唯一の人」という立場は必要不可欠。愛された想いを充分満たす家族の存在は必要。</p> <p>1対1の関わりが人格形成上もとても大切(特に低年齢児にとって重要)</p> <p>児童のパーマネンシーの保障ができるのは里親である</p> <p>子どもが自立した後も帰る家があり、迎えてくれる親がいればどんなにか心強く、心のよりどころとなりうる</p> <p>家庭生活体験は将来の家庭作りの基礎となる</p> <p>特に乳児院での対象児においては集団生活は好ましくなく、ぜひ協力関係を築き、子どもの養育に携わりたい</p>
そう思わない	<p>全ての児童にとって最善かどうかは疑問</p> <p>しっかりとした体制整備がなければ、子どもの最善の利益につながらない</p>

表中 は意見の多かったものを示す

・ 里親を対象とする研修への参加

乳児院職員が里親を対象とする研修に参加したことがあるかどうかについてたずねた。施設長に対しては、施設職員の参加をたずね、施設職員には自分自身が参加したことがあるかどうかをたずねた。

その結果では、施設長の回答は「ある」が 47 件(50.0%)であり、施設職員の回答は「ある」が 34 件(37.0%)とあり、両者の回答には開きがみられた。

表2-3-17 里親を対象とする研修への施設職員の参加

	合計	ある	ない	N.A.
施設長	94	47	38	9
	100.0	50.0	40.4	9.6
職員	92	34	55	3
	100.0	37.0	59.8	3.3

4) 児童福祉施設による里親支援の可能性

児童養護施設

里親支援事業等により、研修や相談事業、またレスパイト・ケアなどが里親支援のために必要とされているが、児童福祉施設が提供できる支援内容について、現在実際に提供しているかどうかにかかわらず、その可能性を考えて回答してもらった。

その結果は図2-3-1 および表2-3-18-1 に示すとおりであるが、すべての項目について、施設長、施設職員共に7割から9割の割合で「できる」と回答していた。今すぐに実施できるという主旨ではないことを差し引いたとしても、この割合の高さは注目に値するものである。

個別の項目を見ると、7割台と中でも割合の低いものは、「レスパイト・ケア」や「里親委託児童の緊急保護」があげられる。これについては、施設の定員充足率との関係や、里親への委託児が施設から委託された児童であったかどうか、また、緊急保護については、児童相談所の役割として一時保護所の方がふさわしいなどの意見が見られた。

また、全体では2割の「できない」「ふさわしくない」という意見の中には、今はすぐに実施できない理由や施設での実施が難しい理由もあげられていた。その理由の抜粋を表2-3-18-2 に示す。

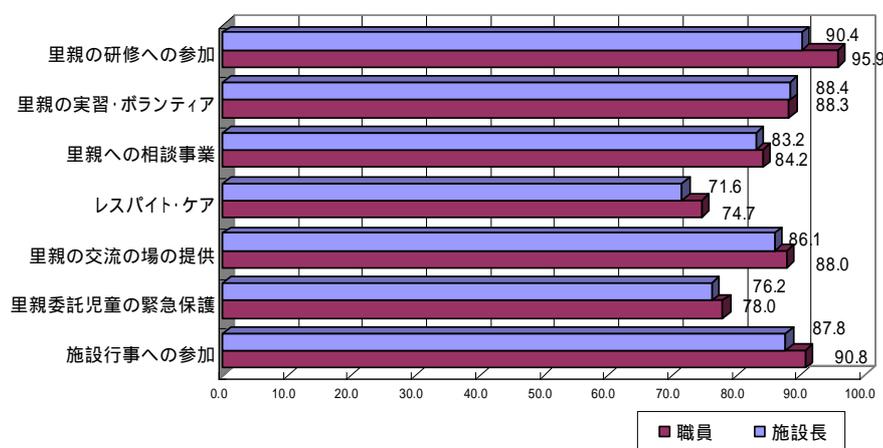


図2-3-1 児童福祉施設が提供できる支援（児童養護施設）
「できる」の割合

表2-3-18-1 児童福祉施設が提供できる支援 児童養護施設「できる」の割合

	合計	里親の研修への参加	里親の実習・ボランティア	相談事業	レスパイト・ケア	里親の交流の場の提供	里親委託児童の緊急保護	施設行事への参加
全体	713	665	630	597	522	621	550	637
	100.0	93.3	88.4	83.7	73.2	87.1	77.1	89.3
施設長	345	312	305	287	247	297	263	303
	100.0	90.4	88.4	83.2	71.6	86.1	76.2	87.8
職員	368	353	325	310	275	324	287	334
	100.0	95.9	88.3	84.2	74.7	88.0	78.0	90.8

表2-3-18-2 児童福祉施設が提供できる支援（児童養護施設）

1 里親研修への参加

できない 時間が取れない

人員的に無理

ふさわしくない 里親・施設ともに個々にそれぞれに必要な研修を受けるべき

2 里親の実習・ボランティア

できない 施設に余裕がない、受け入れ態勢が困難・未整備

学生の実習で手一杯

ふさわしくない 里親は対象児の特定の存在。施設で他児のボランティアを行うのはなじまない
施設内での子どもの様子がわかりすぎてしまい、里親になることを懸念するのではないか？

3 相談事業

できない 態勢が整っていない

施設に余裕がない

職員不足

相談業務専門職がない(専門性が必要)

ふさわしくない 児童相談所の役割

中立的立場にあることが望ましい

4 レスパイト・ケア

できない 態勢が整っていない(人的・時間的)

ハード面で無理

定員一杯で引き受けられない

委託児の混乱・精神面への影響が心配(生活環境があまりにも違うため)

ふさわしくない 施設の役割・専門性とレスパイト・ケアのミスマッチ

委託児をレスパイトのために移す場所ではない

他入所児の精神面への影響も心配

児童相談所が対応していくべき

里親としての自覚と責任を持つ事が大切

5 里親の交流の場の提供

できない ハード面で不可、施設設備の問題

人員的に無理

時間がとれない

児童相談所が実施するべき

ふさわしくない 児童相談所が実施するべき

里親同士の交流の場は別の場所で

表2-3-18-2 児童福祉施設が提供できる支援（児童養護施設）

6 里親委託児童の緊急保護

できない	態勢が整っていない ・対応職員の不足・専門職員がいない ハード面で無理 定員との関係 在園児との調整(他児への影響大) 在園児の状況による 在園児の課題解決で手一杯で余裕も無い 施設の生活に入ることの難しさ 状況・ケースによる 児童相談所の一時保護の利用のほうが良い (予算のつく)ショートステイならよい
ふさわしくない	児童相談所の一時保護の利用のほうが良い (予算のつく)ショートステイならよい 他入所児の精神面への影響も心配

7 施設行事への参加

できない	里親家庭での生活を重視すべき 施設行事に参加することは意味が無い 入所児との関係が困難 段階を経て計画的に行うべき スペース的に無理・多数の来客が入れない 被虐待児が多いと難しい場面がある
ふさわしくない	入所児との関係が困難 日常的に関係がないと難しい 里親のもとでの生活を第一と考えるべき 施設に来ないほうがよい

表中 は意見の多かったものを示す

乳児院

乳児院が提供できる可能性は その結果は図に示すとおりであるが、すべての項目について、施設長、施設職員共に「できる」と回答している割合が高い。中でも、「里親の研修への参加」「里親の実習・ボランティア」「施設行事への参加」などは「できる」が9割を越している。また、児童養護施設では多少消極的な面も見られた「里親委託児童の緊急保護」についても8割以上が「できる」と回答しており、乳児院が緊急保護の役割を日頃から担っている側面を感じられた。

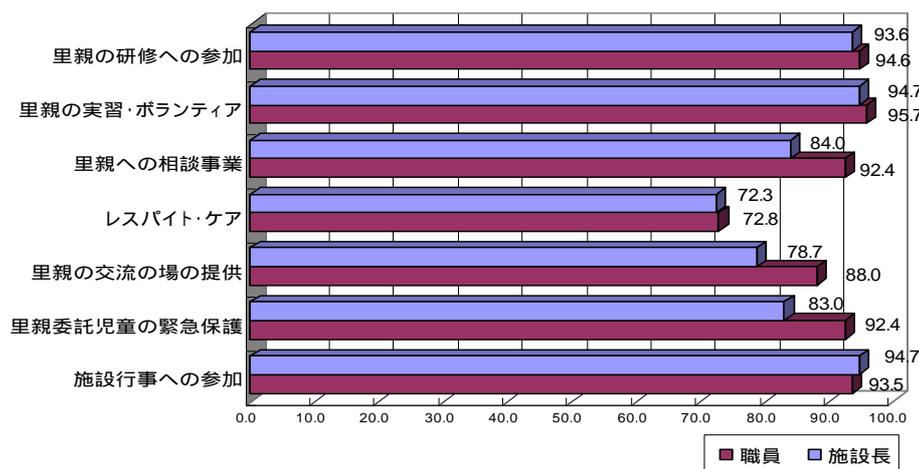


図 2-3-2 児童福祉施設が提供できる支援（乳児院）
「できる」の割合

表2-3-19-1 児童福祉施設が提供できる支援 乳児院「できる」の割合

	合計	里親の研修への参加	里親の実習・ボランティア	相談事業	レスパイト・ケア	里親の交流の場の提供	里親委託児童の緊急保護	施設行事への参加
全体	186	175	177	164	135	155	163	175
	100.0	94.1	95.2	88.2	72.6	83.3	87.6	94.1
施設長	94	88	89	79	68	74	78	89
	100.0	93.6	94.7	84.0	72.3	78.7	83.0	94.7
職員	92	87	88	85	67	81	85	86
	100.0	94.6	95.7	92.4	72.8	88.0	92.4	93.5

表2-3-19-2 児童福祉施設が提供できる支援（乳児院）

1 里親研修への参加

- できない 時間が取れない
- 人道的に無理
- 里親制度自体が確立できない

2 里親の実習・ボランティア

- できない 職員一人一人が専門知識を持った上で全体で受け入れ態勢がなければ不可能

3 相談事業

- できない 態勢が整っていない
- 職員・人材不足
- 相談業務専門職がない(専門性が必要)
- ふさわしくない 児童相談所の役割

4 レスパイト・ケア

- できない 態勢が整っていない(人的・時間的)
- ハード面で無理
- 専門性を備えた職員がいない
- ふさわしくない 施設の役割・専門性とレスパイト・ケアのミスマッチ
- 委託児をレスパイトのために移す場所ではない
- 他の入所児童の精神面への影響も心配
- 委託児の精神面への影響が心配
- 子どもが再度返されたと思う
- 集団の中に急に入っていくことは子どもにとって負担になる
- 形としてはできるが、子どもの気持ちを考えると相応しくない
- 定員一杯で引き受けられない

5 里親の交流の場の提供

- できない ハード面で不可、場所の確保が難しい
- ふさわしくない よりオープンな関係作りが必要
- 施設を子どもにみせたくない里親もいる
- 里親同士の交流の場は別の場所で

表2-3-19-2 児童福祉施設が提供できる支援（乳児院）

6 里親委託児童の緊急保護

できない 態勢が整っていない
・対応職員の不足・専門職員がいない

乳児院独自ではできない(児童相談所との関係)

ふさわしくない 委託児の精神面への影響が心配

集団の中に急に入るとは子どもにとって負担

7 施設行事への参加

できない スペース的に無理・多数の来客が入れない

表中 は意見の多かったものを示す

5) 実際に行っている里親支援

表 2-3-20、表 2-3-21 はそれぞれの施設で実際に行われている里親支援の中で特に有効であると思っ
た点について自由記述してもらったものをまとめたものである。

児童養護施設

表2-3-20 実際に行っている(行った)里親支援

委託前支援 里親候補者への支援

委託児候補の児童に関する情報の共有化

同じ地域内で普段からコミュニケーションをとり、施設との関係性を育てていく

相談・訪問・支援

委託後のアフターフォロー・継続的な相談支援

隠すことなくお互いに協力し、子どもの成長を見守っている。

里親の話をよく聞き、思っていること・悩んでいることをフォロー

児童の試し行動や赤ちゃんがえりなどに対するアドバイスや悩みの理解

定期的に委託先・里親宅を訪問

研修

施設実習の実施

里親実習は大変有効(人柄がわかり安心して委託できる)

「里親養育プログラム」の実施 (里親登録後すぐの里親対象にボランティア同様に施設で子どもと触れ合う)

「ペアレントトレーニング」の実施 (中2の実子がいたため、実施により実子の委託後の不安得点は下がった)

専門里親実習の受け入れ (お互いに様々なことを知り得、子どもにとって今後プラスになる)

施設職員との合同研修会実施

季節里親実施後の合同反省会

週末里親懇談会を実施し、sと親と里親担当職員で意見交換

未委託の里親を合同研修に誘い、既委託の里親からのアドバイスを聞く機会を設ける

里親研修会への参加

里親主体研修での施設長講演などによる参加

地区里親会への会場提供

研修後個別に児童の養育についての懇談

表2-3-20 実際に行っている(行った)里親支援

交流

交流会の実施

里親会との交流・支援

里親と合同の野外活動

施設行事への招待

里親・委託児ともに施設訪問

子ども同士の交流も生まれる

季節里親との交流会・反省会の実施

子どもたちも一緒に近くの公園でバーベキュー大会実施

里親の交流プログラムの実施

里親との集まりを定期的開催

思春期の子どもへの対応など、里親・施設双方の体験談などを話し合う

レスパイト

年1回委託児を一週間程度預かる

障害を抱えていたり、自閉症のこの場合など、レスパイトによるリフレッシュは重要

委託児童の緊急保護

里親と子どもの間に問題が生じた場合、一時保護として預かり冷却期間をおき、関係の再構築に協力

システム

ファミリーホームに対して施設側でボランティアグループを作り、緊急支援と定例支援を実施

里親・委託児の関係調整・仲介

委託前に対象児に関する情報(成育暦・性格等)を知らせることによる里親の不安軽減

委託後も児童相談所・施設を含めた「見守り」の体制ができている

里親に助けられている点

三日里親事業を通じて知り合った里親への児童の長期休暇時期の受け入れ

大切な家庭生活体験の場となっている

施設行事や学校行事への参加

表中 は意見の多かったものを示す

表2-3-21 実際に行っている(行った)里親支援

相談・訪問・支援

委託後のアフターフォロー・継続的な相談支援

いつでも相談に応じられる体制

定期的に委託先・里親宅を訪問

委託後折を見て里親宅へ電話をする。必要に応じて相談を受ける

愛着関係ができるようにサポート

近くの温泉で里親さんと子どもが入浴し、距離が縮まる

子育て未経験者に対する育児支援

里親と保育士の交換ノートを作成し、子どもの様子・状態を報告しあう

小さいころからの委託児の様子や写真のエピソード等も伝えていく

研修

施設実習の実施

里親実習は大変有効(人柄がわかり安心して委託できる)

乳児への理解と共に施設で育った子への理解が深まる

その後の委託への関係づけがスムーズに開始される

委託児の年齢に応じた日課表を作成し、里親と職員と一緒に実習。実習ノートも用意。

住み込み実習の実施(2週間)

宿泊施設を利用した子育て学習

家庭支援専門相談員、栄養士による子育ての支援

事前指導

里親委託時の施設内での通所宿泊による事前指導

施設職員との合同研修会実施

未委託の里親を合同研修に誘い、既委託の里親からのアドバイスを聞く機会を設ける

里親研修会への参加

里親主体研修での施設長講演などによる参加

地区里親会への会場提供

研修後個別に児童の養育についての懇談

交流

交流会の実施

里親会との交流の継続

施設行事への招待

里親・委託児ともに施設訪問

表2-3-21 実際に行っている(行った)里親支援

レスパイト

レスパイトケア

一時保護

里親が頑張りすぎて疲れてしまったときの受け皿として必要

システム

「里親との交流にあたって」のマニュアルを作成

里親引取りプログラムを個別に作成し、里親と相談しながらプログラムを作成

里親ボランティアの受け入れ

里親と子どもの成長記録と検討会

交流後半に子どもの生活の一日の流れを体験

別棟にて里親と子どもだけでほぼ一日過ごす時間を設ける

家庭に近い雰囲気の中での里親と児童の関わり(別棟のファミリールームを使用)

両親そろって5日間宿泊し、家庭引取がスムーズに行くように配慮

里親のアセスメント

育児経験、里親になる動機、家庭の様子、里親以外の協力者の有無等

表中 は意見の多かったものを示す

6) 児童福祉施設と里親のパートナーシップや児童福祉施設による里親支援についての自由意見

児童福祉施設と里親のパートナーシップや児童福祉施設による里親支援についての自由意見は以下のようなものがあげられた。

児童養護施設

表2-3-22 児童福祉施設と里親のパートナーシップや児童福祉施設による里親支援についての考え

支援体制・内容

委託後のアフターフォロー・継続的な支援の必要性

- ・相談体制の強化・充実
- ・子どもの成長を共に見守り協力して育てることが大切
- ・その子のことを大切に思う人が多いほどその子の成長にとってよい
- ・その子の抱えている問題を共有し、一緒に対処法を考え協力することが大事
- ・施設が里親の精神的な支えになる事が大切
- 特に思春期を迎え、ゆれる子どもに対応しかねている場合は必要

失敗をよい経験とし次につながるシステムづくり

- ・不調ケースのフォロー

共同研修の実施

里親・専門里親研修の受け入れ

システム

児童相談所・施設・里親三者の関係が対等であり、相互理解を促進する

関係機関の連携・連絡会議の重要性

施設・里親の相互理解・協力関係の構築

施設・里親共に地域の貴重な資源であり、共に協力し共同で児童の養育を行ったほうが良い

児童相談所との役割分担

相談窓口の一本化

児童相談所を中心とした関連機関の相互連絡会議の開催

アセスメント・見立ての共有化

里親制度に関する情報・PRの促進・充実が必要

児童家庭支援センターの支援が大切

里親の体験談・交流会の実施

里親の体験談から施設職員が学ぶことも多い

里親育成機能を充実させる

施設・里親がお互いの役割を理解し、相互の専門性を高める努力をする

「何でもいえる場」の提供

養子縁組里親と施設の関係の維持は難しい。養子縁組里親の施設からの支援のニーズを知りたい

困ったときや緊急時に即座に助け合える関係を作る事が肝要

週末里親など多くの子どもに家庭生活を体験させたい

「里親相談支援センター」的な里親を全面的にバックアップする機能をもった施設をいくつかつくるべき

表2-3-22 児童福祉施設と里親のパートナーシップや児童福祉施設による里親支援についての考え

里親

里親の増加

養子縁組を前提としない養育里親の増加

里親の専門性の向上

被虐待児のケアができる里親の育成

専門里親が有効に機能することを期待

児童の学区内での里親養成

実親との関係づくり

表中 は意見の多かったものを示す

表2-3-23 乳児院と里親のパートナーシップや乳児院による里親支援についての考え

支援体制・内容

委託後のアフターフォロー・継続的な支援の必要性

- ・相談体制の強化・充実
- ・子どもの成長を共に見守り協力して育てることが大切
- ・その子のことを大切に思う人が多いほどその子の成長にとってよい

失敗をよい経験とし次につながるシステムづくり

- ・不調ケースのフォロー

共同研修の実施

里親会の集まりに施設側が出席して相互理解を深める

システム

児童相談所・施設・里親三者の関係が対等であり、相互理解を促進する

誰が主体となって育てていくかでパートナーシップのあり方も変わっていく

施設と里親の信頼関係の構築

- 相互理解、十分なコミュニケーションがとれてこそ、協力関係が続けられる

施設・里親の相互理解

- 双方の誤解をなくす

児童相談所と協力し各ケースを話し合い、最適な方法を探る

児童相談所を中心とした関連機関の相互連絡会議の開催

里親と子どもがギクシャクしてきたときにすぐに手を差し伸べられる体制が必要

その子にとって何が一番良いか、施設、里親問わず協議できる大人集団を作る事が必要

子どもたちに関わる大人の質をどのようにして高めていくかが最大の課題

お互いの良いところを学びあう

- 里親養育体験発表会の開催、事例研究等、相互理解を深める場の設定

里親がいつでも遊びにこれる、相談できるような雰囲気・体制づくり

里親が実習・ボランティアのできるような施設作りを考えたい

里親

認定を受ける前の研修は必須

里親の専門性の向上

里親の増加

里親の適格性の審査が必要

実親との関係づくり

養子縁組里親の場合、関係が途切れてしまう場合が多く残念

表中 は意見の多かったものを示す

3. 里親調査

本調査結果は過去に子どもの養育を委託された経験を持つ里親及び、現在子どもの養育を委託されている里親、合計 1105 名からの回答を集計・分析したものである。1105 名という里親数は、平成 14 年 3 月末日の登録里親 7161 世帯の 15.4%に相当する。また同日の委託里親 1873 世帯の 59.0%に相当する数である。

(1) 里親の属性・里親登録後の経過

1) 里親の属性

現在の年齢

里父は「50 歳～54 歳」が最も多く 24.0%を占め、その前後の年齢層に集中している。里母は「45～49 歳」の 22.1%、「50～54 歳」の 21.2%が最も多く、40 歳代、50 歳代に集中している。

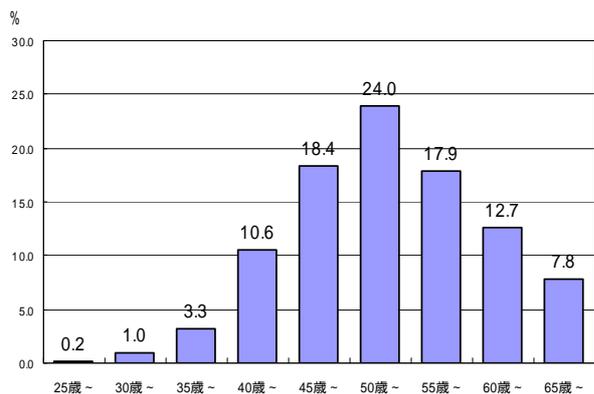


図 3-1-1-1 里父の年齢 (n=1105)

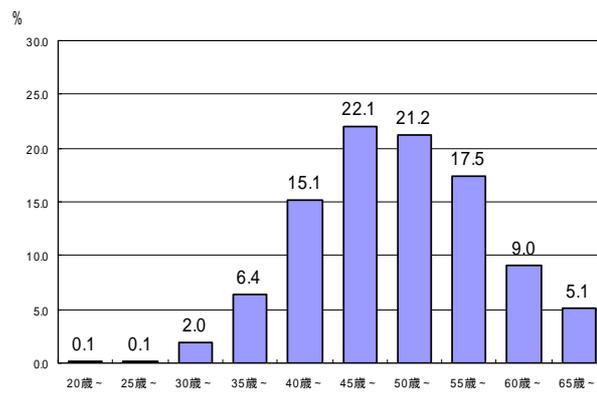


図 3-1-1-2 里母の年齢 (n=1105)

現在の職業

里父の 53.1%は常勤で働いており、24.3%が自営業である。里母の半数(52.4%)は専業主婦であり、次いで常勤 14.5%、自営業 12.7%であった。

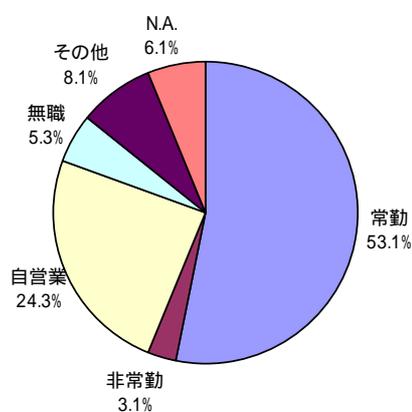


図 3-1-2-1 里父の職業(n=1105)

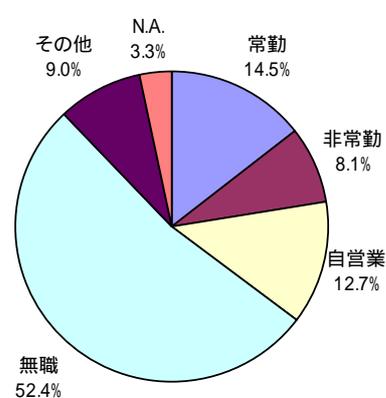


図 3-1-2-2 里母の職業(n=1105)

現在の同居家族

同居家族については表 3-1-1 の通りであり、実子のいる里親は約 3 割であった。また、養子がいる里親は約 2 割であった。

また、祖父母等の同居は、祖父が 12.2%、祖母が 21.6%であった。

表3-1-1 同居家族 (複数回答)

	件数	%
里父	1032	93.4
里母	1070	96.8
実子	330	29.9
委託されている子ども	956	86.5
養子	220	19.9
祖父	135	12.2
祖母	239	21.6
その他	141	12.8
N.A.	13	1.2
総数	1105	100.0

2) 登録・認定と委託の状況

里親の種別

委託・認定されている里親の種別では、養育里親(80.7%)が最も多く、ついで養子縁組里親(30.5%)、短期里親(24.8%)、季節里親・週末里親(20.3%)の順であった。一方、委託を受けた里親の種別でも同様の順位であった。*実際に委託を受けた里親の種別が登録・認定されている里親の種別より数値が高いものについては、各自治体によって制度の名称が異なったための勘違いと考えられる。

委託を受けた里親の種別の組み合わせを分類したものが、表3-1-3である。養育里親のみの委託が35.9%で最も多く、ついで養育里親と他の里親種別の組み合わせ(29.0%)、養育里親と養子縁組里親の組み合わせ(11.7%)の順で、養子縁組里親のみを委託されたのは11.4%であった。

なお、約半数(48.6%)の里親が、里親認定時に養子縁組を希望していた。

里親認定後、委託されるまでの期間は、1年未満が最も多く(里父36.8%、里母38.3%)、認定後3年以内に約7割の里親が委託されていた。

表3-1-2 登録・認定されている里親の種別 (複数回答)

	登録・認定されている 里親の種別		委託を受けた 里親の種別	
	件数	%	件数	%
養育里親	892	80.7	847	76.7
親族里親	7	0.6	11	1.0
専門里親	61	5.5	12	1.1
短期里親	274	24.8	300	27.1
季節里親・週末里親	224	20.3	263	23.8
養子縁組里親	337	30.5	314	28.4
その他	30	2.7	41	3.7
N.A.	11	1.0	22	2.0
総数	1105	100.0	1105	100.0

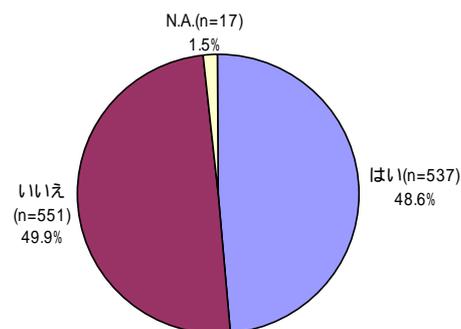


図3-1-3 里親認定時の養子縁組希望

表3-1-3 委託を受けた里親の種別(パターン)

	件数	%
養育里親のみ	397	35.9
養育里親+	321	29.0
養育里親+養子縁組里親	129	11.7
養子縁組里親のみ	126	11.4
養子縁組里親+	59	5.3
季節里親・週末里親のみ	11	1.0
親族里親のみ	6	0.5
短期里親	23	2.1
その他	11	1.0
N.A.	22	2.0
総数	1105	100.0

表3-1-4 里親認定後、委託されるまでの期間

	里父		里母	
	件数	%	件数	%
1年未満	407	36.8	423	38.3
1年～	272	24.6	275	24.9
2年～	127	11.5	129	11.7
3年～	56	5.1	58	5.2
4年～	35	3.2	36	3.3
5年～	67	6.1	67	6.1
10年～	21	1.9	19	1.7
N.A.	120	10.9	98	8.9
総数	1105	100.0	1105	100.0

委託された児童

現在委託されている児童を含み、これまで委託された児童数を里親の種別に見たものが表3-1-5-1である。短期里親や季節里親・週末里親では4人、5人と人数も多くなっているが、その他では、1人もしくは2人が多い。また、委託された子どもの総数でも（表3-1-5-2）1人が37.3%、2人が18.9%と人数が増えるにつれて、割合は減っている。

表3-1-5-1 これまで委託された子どもの数(実人数)

		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人～	20人～	30人～
養育里親	847	462	167	81	37	23	12	16	10	6	15	8	10
	100.0	54.5	19.7	9.6	4.4	2.7	1.4	1.9	1.2	0.7	1.8	0.9	1.2
親族里親	10	3	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	30.0	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
専門里親	12	8	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	66.7	16.7	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
短期里親	300	103	60	42	21	15	3	9	10	4	24	8	1
	100.0	34.3	20.0	14.0	7.0	5.0	1.0	3.0	3.3	1.3	8.0	2.7	0.3
季節里親・週末里親	263	66	60	35	27	22	16	6	4	2	15	5	5
	100.0	25.1	22.8	13.3	10.3	8.4	6.1	2.3	1.5	0.8	5.7	1.9	1.9
養子縁組里親	314	262	47	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	83.4	15.0	1.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	41	28	5	5	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	100.0	68.3	12.2	12.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	2.4	0.0	2.4

表3-1-5-2 これまで委託された子どもの数 合計(実人数)

		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人～	20人～	30人～
養育里親	917	342	173	101	67	46	30	36	13	14	60	22	13
	100.0	37.3	18.9	11.0	7.3	5.0	3.3	3.9	1.4	1.5	6.5	2.4	1.4

現在委託されている児童

調査対象者総数 1105 件のうち、現在委託されている児童がいるのは 973 件(88.1%)である。委託されている児童数は1人が689件(70.8%)で圧倒的に多く、2人が180件(18.5%)であった。

本調査で把握することができた現在委託されている児童数は、男児 675 人(49.9%)、女児 639 人(47.2%)、性別不明 39 人の合計 1353 人であった。

里親種別にみると、養育里親が 1077 件(79.6%)と最も多く、次いで養子縁組里親の 150 件(11.1%)であった。季節里親・週末里親が少ないのは、調査時期(10月)との関連と思われる。現在までに委託されている期間は、表3-1-7に示すように、養育里親では「1年～」(19.5%)、「2年～」(13.4%)が多くなっているが、各年にバラツキが見られ、長期間に渡り委託されている児童も一定数いることがうかがわれた。

次に、里親種別に委託前にいた場所を見たものが図3-1-3である。養育里親に委託された児童のうち、児童相談所(一時保

表3-1-6-1 現在委託されている児童数

	件数	%
1人	689	70.8
2人	180	18.5
3人	53	5.4
4人	24	2.5
5人	11	1.1
6人	6	0.6
7人以上	1	0.1
N.A.	9	0.9
総数	973	100.0

表3-1-6 里親種別現在委託されている児童

	件数	%
養育里親	1077	79.6
親族里親	9	0.7
専門里親	10	0.7
短期里親	71	5.2
季節里親・週末里親	19	1.4
養子縁組里親	150	11.1
その他	17	1.3
総数	1353	100.0

護所) からが 397 件 (36.9%)、児童養護施設からが 270 件 (25.1%)、乳児院からが 265 件 (24.6%) となっていた。

また、短期里親は児童相談所からが 51 件 (71.8%)、季節里親・週末里親は児童養護施設からが 15 件 (78.9%)、養子縁組里親は乳児院からが 89 件 (59.3%) が多いという、それぞれの特徴が見られた。

表3-1-7 里親種別現在までの委託期間

	合計	1年未満	1年～	2年～	3年～	4年～	5年～	6年～	7年～	8年～	9年～	10年～	N.A.
総計	1353	163	291	179	126	82	72	51	48	47	48	196	50
	100.0	12.0	21.5	13.2	9.3	6.1	5.3	3.8	3.5	3.5	3.5	14.5	3.7
養育里親	1077	104	210	144	99	72	61	46	42	40	42	174	43
	100.0	9.7	19.5	13.4	9.2	6.7	5.7	4.3	3.9	3.7	3.9	16.2	4.0
親族里親	9	2	2	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0
	100.0	22.2	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	22.2	0.0
専門里親	10	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
	100.0	50.0	20.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0
短期里親	71	32	21	4	2	0	0	4	1	0	1	5	1
	100.0	45.1	29.6	5.6	2.8	0.0	0.0	5.6	1.4	0.0	1.4	7.0	1.4
季節里親	19	3	8	1	1	2	2	0	0	0	0	1	1
	100.0	15.8	42.1	5.3	5.3	10.5	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3
養子縁組里親	150	16	46	26	22	7	8	1	3	3	4	10	4
	100.0	10.7	30.7	17.3	14.7	4.7	5.3	0.7	2.0	2.0	2.7	6.7	2.7
その他	17	1	2	3	2	1	0	0	2	3	0	3	4
	100.0	5.9	11.8	17.6	11.8	5.9	0.0	0.0	11.8	17.6	0.0	17.6	23.5

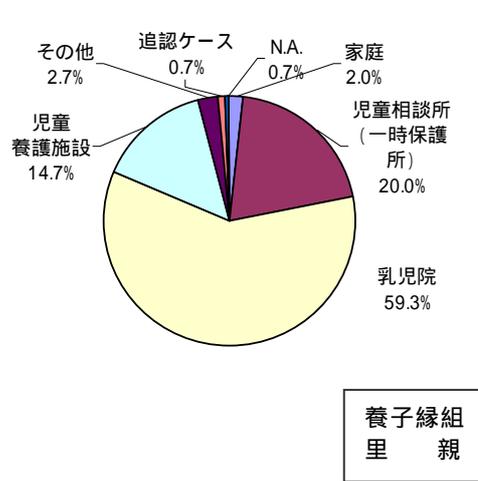
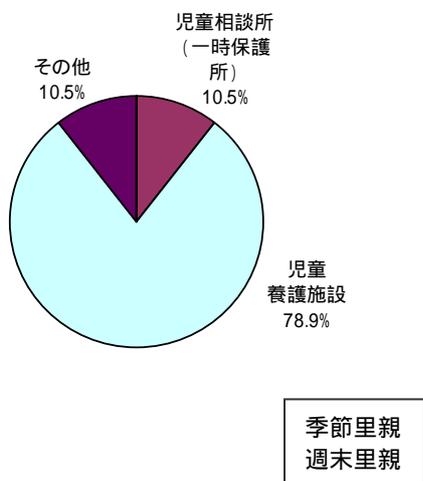
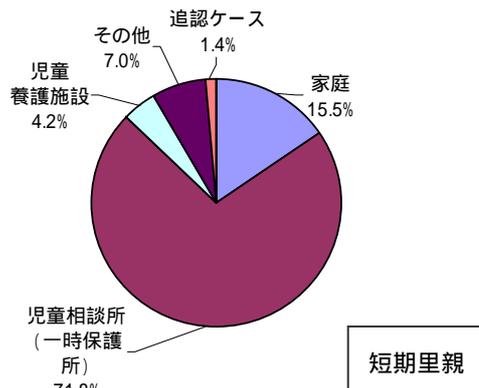
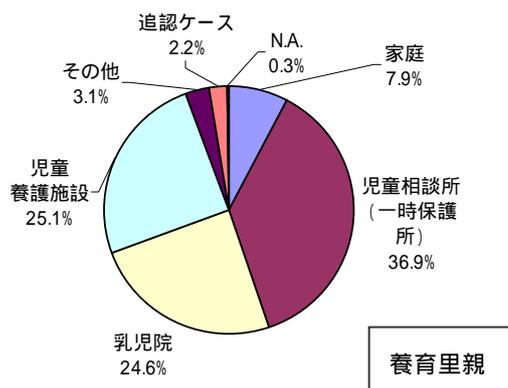


図 3-1-3 里親の種別委託前にいた所 (n=686)

障害児・被虐待児の委託

これまで子どもの養育の委託を受けたなかで、障害児や被虐待児を委託された経験について訪ねた結果が表3-1-8、表3-1-9である。障害児については、約半数は預かったことがなかったが、知的障害のある子ども151件(13.7%)、虚弱児112件(10.1%)が多かった。被虐待児については、319件(28.9%)に委託された経験があった。

表3-1-8 障害児を委託された経験（複数回答）

	件数	%
身体的障害のある子ども	77	7.0
知的障害のある子ども	151	13.7
身体的に虚弱な子ども (心疾患、ぜんそくなど)	112	10.1
その他	79	7.1
障害のある子どもを預 かったことはない	551	49.9
N.A.	234	21.2
総数	1105	100.0

表3-1-9 被虐待児を委託された経験

	件数	%
ある	319	28.9
ない	607	54.9
わからない	128	11.6
N.A.	51	4.6
総数	1105	100.0

(2) 委託前、委託後の状況

委託を受けた子どもとの交流から委託期間中の状況については、子どもが委託前にいた場所別に見ていくこととする。なお、この項については、これまで委託された子どもが1人だけの里親686人からの回答に基づき分析した。

委託前に子どもがいた場所では、乳児院(253件、36.9%)、児童相談所(209件、30.5%)、児童養護施設(162件、23.6%)の順に多い。乳児院にいた子どもは養育里親(64.8%)の他に養子縁組里親(30.8%)も多い。その他では養子縁組里親は1割程度で、養育里親の割合が7～8割となっている。

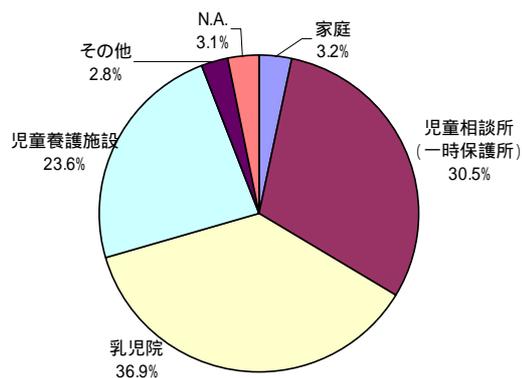


図 3-2-1 委託前にいた場所 (n=686)

表3-2-1 委託前にいた場所別里親の種別

	全体	養育里親	親族里親	専門里親	短期里親	季節・週末里親	養子縁組里親	その他	N.A.
合計	686	489	2	6	28	3	127	13	18
	100.0	71.3	0.3	0.9	4.1	0.4	18.5	1.9	2.6
家庭	22	17	0	0	2	0	3	0	0
	100.0	77.3	0.0	0.0	9.1	0.0	13.6	0.0	0.0
児童相談所 (一時保護所)	209	154	1	4	19	0	26	1	4
	100.0	73.7	0.5	1.9	9.1	0.0	12.4	0.5	1.9
乳児院	253	164	0	1	0	0	78	4	6
	100.0	64.8	0.0	0.4	0.0	0.0	30.8	1.6	2.4
児童養護施設	162	128	0	1	3	3	17	7	3
	100.0	79.0	0.0	0.6	1.9	1.9	10.5	4.3	1.9
その他	19	11	0	0	3	0	2	1	2
	100.0	57.9	0.0	0.0	15.8	0.0	10.5	5.3	10.5
追認ケース	21	15	1	0	1	0	1	0	3
	100.0	71.4	4.8	0.0	4.8	0.0	4.8	0.0	14.3

1) 初めての面会

委託された子どもと里親が初めてあった場所は、表3-2-2に示すように、児童福祉施設にいた子どもについてはそれぞれの施設で面会していることが多かった。委託前に児童相談所(一時保護所)にいた子どもの場合は、児童相談所での面会が133件(63.6%)と最も多いが、「その他」も51件(24.4%)と多く、具体的には「里親宅」との書き込みが多かった。

初回面会時の同席者は、表3-2-3に示すように、委託前に乳児院にいた場合は、施設職員(142件、56.1%)が施設長より20ポイント高く、児童養護施設でも施設職員が最も高かった(105件、64.8%)。

委託前の交流期間(表3-2-4)は、乳児院では「1ヶ月以上2ヶ月未満」が最も多く(62件、24.5%)、「2ヶ月~」「3ヶ月~」と続いていた。児童養護施設では「3ヶ月~」(23件、14.2%)が最も多く、「6ヶ月以上」や「1年以上」という回答も見られ、乳児院と比較すると交流期間は長くなっていた。児童相談所(一時保護所)の場合は無回答(N.A.)が52.2%であるが、この理由は交流期間なしに児童相談所からの連絡で子どもが委託されていることによるものである。

表3-2-2 委託前にいた場所別初めて子どもと会った場所

	全体	児童相談所	乳児院	児童養護施設	子どもの家庭	その他	N.A.
合計	686	157	272	138	10	100	9
	100.0	22.9	39.7	20.1	1.5	14.6	1.3
家庭	22	7	0	0	1	14	0
	100.0	31.8	0.0	0.0	4.5	63.6	0.0
児童相談所(一時保護所)	209	133	12	7	2	51	4
	100.0	63.6	5.7	3.3	1.0	24.4	1.9
乳児院	253	4	244	0	0	3	2
	100.0	1.6	96.4	0.0	0.0	1.2	0.8
児童養護施設	162	6	16	131	0	8	1
	100.0	3.7	9.9	80.9	0.0	4.9	0.6
その他	19	6	0	0	0	11	2
	100.0	31.6	0.0	0.0	0.0	57.9	10.5
追認ケース	21	1	0	0	7	13	0
	100.0	4.8	0.0	0.0	33.3	61.9	0.0

表3-2-3 委託前にいた場所別初回面会時の同席者

	全体	児童相談所担当者	児童福祉施設施設長	児童福祉施設職員	実親・実親の家族	その他	N.A.
合計	686	478	188	299	60	65	10
	100.0	69.7	27.4	43.6	8.7	9.5	1.5
家庭	22	19	0	3	14	2	0
	100.0	86.4	0.0	13.6	63.6	9.1	0.0
児童相談所(一時保護所)	209	183	21	44	25	16	3
	100.0	87.6	10.0	21.1	12.0	7.7	1.4
乳児院	253	175	92	142	3	20	4
	100.0	69.2	36.4	56.1	1.2	7.9	1.6
児童養護施設	162	78	71	105	3	16	1
	100.0	48.1	43.8	64.8	1.9	9.9	0.6
その他	19	18	3	5	4	3	0
	100.0	94.7	15.8	26.3	21.1	15.8	0.0
追認ケース	21	5	1	0	11	8	2
	100.0	23.8	4.8	0.0	52.4	38.1	9.5

表3-2-4 委託前の交流期間

	全体	1ヶ月未満	1ヶ月～	2ヶ月～	3ヶ月～	4ヶ月～	5ヶ月～	6ヶ月～	1年～	N.A.
合計	686	54	122	81	77	42	16	75	54	165
	100.0	7.9	17.8	11.8	11.2	6.1	2.3	11.0	7.9	24.1
家庭	22	1	3	0	1	0	0	0	0	17
	100.0	4.5	13.6	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	77.3
児童相談所(一時保護所)	209	31	38	14	9	0	2	4	2	109
	100.0	14.8	18.2	6.7	4.3	0.0	1.0	2.0	1.0	52.2
乳児院	253	14	62	51	44	28	9	30	5	10
	100.0	5.5	24.5	20.2	17.4	11.1	3.6	11.9	2.0	4.0
児童養護施設	162	4	15	15	23	10	5	39	39	12
	100.0	2.5	9.3	9.3	14.2	6.2	3.1	24.1	24.1	7.4
その他	19	1	4	1	0	2	0	0	0	11
	100.0	5.3	21.1	5.3	0.0	10.5	0.0	0.0	0.0	57.9
追認ケース	21	3	0	0	0	2	0	2	8	6
	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	9.5	0.0	9.5	38.1	28.6

2) 交流期間中の不安と相談相手

子どもとの交流を続けるなかでの不安については、図3-2-2に示すように、「約半数(317件、46.2%)が不安があったと回答した。その内容については「子どもがなついてくれるか」「里親としてやっていけるか」「子どもの問題行動や被虐待体験にどう対処するか」などが主だったものであった。

また、交流期間中に不安や心配があった時に相談した相手は(表3-2-5)全体では「児童相談所担当者」(168件、53.0%)、「家族で相談」(143件、45.1%)が多いが、委託前にいた場所が乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設である場合は、施設職員を相談相手とする割合が、乳児院53件(41.1%)、児童養護施設40件(48.2%)と高い割合で示された。それ以外では、「他の里親」も2割前後の割合であげられた。

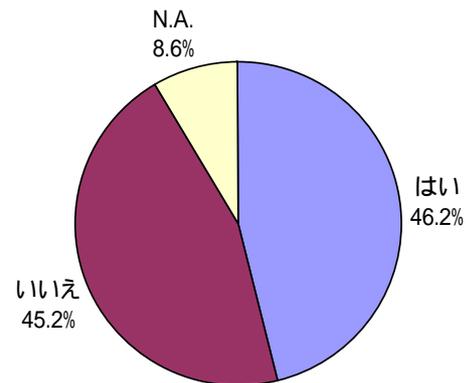


図3-2-2 交流中の不安の有無(n=686)

表3-2-5 委託前にいた場所別交流期間中の相談相手

	全体	児童相談所担当者	児童福祉施設の職員	他の里親	その他の相談窓口	知人の育児経験のある人	家族で相談した	その他	誰にも相談しなかった	N.A.
合計	317	168	105	59	18	29	143	26	25	1
	100.0	53.0	33.1	18.6	5.7	9.1	45.1	8.2	7.9	0.3
家庭	4	2	0	1	0	1	4	0	0	0
	100.0	50.0	0.0	25.0	0.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
児童相談所(一時保護所)	87	66	11	13	2	9	37	6	5	0
	100.0	75.9	12.6	14.9	2.3	10.3	42.5	6.9	5.7	0.0
乳児院	129	55	53	22	6	10	59	12	9	0
	100.0	42.6	41.1	17.1	4.7	7.8	45.7	9.3	7.0	0.0
児童養護施設	83	37	40	22	7	8	36	6	8	1
	100.0	44.6	48.2	26.5	8.4	9.6	43.4	7.2	9.6	1.2
その他	6	3	1	1	1	1	3	1	1	0
	100.0	50.0	16.7	16.7	16.7	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0
追認ケース	8	5	0	0	2	0	4	1	2	0
	100.0	62.5	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	12.5	25.0	0.0

3) 委託時の担当者からの説明

児童相談所担当者からの子どもの今後の養育計画についての説明は、全体の約半数(51.7%)が十分であったと回答した。不十分であったとの回答は、委託前に子どもが家庭にいた場合の10件(45.5%)が最も多かった。

委託前にいた場所が乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設であった場合には、約20%が児童相談所の担当者から説明がなかったと回答している。

一方、図3-2-4に示すように、委託前に児童福祉施設職員から十分な説明があったかどうかについては、乳児院63.6%、児童養護施設55.6%がほぼ十分な説明があったと回答した。

なお、委託時に受けとった子どもの記録の保管については、「乳児院」では90.9%、「児童養護施設」では80.9%が保管していると回答した。

4) 委託後の施設との連絡

委託前に子どもが乳児院にいた場合は187件(73.9%)、児童養護施設にいた場合は127件(78.4%)が委託後に、子どもがいた施設と連絡をとっていた。

連絡をとった内容は、子どもの様子の報告が最も多く、乳児院132件(70.6%)、児童養護施設83件(65.4%)であった。

その他で目立つものは、乳児

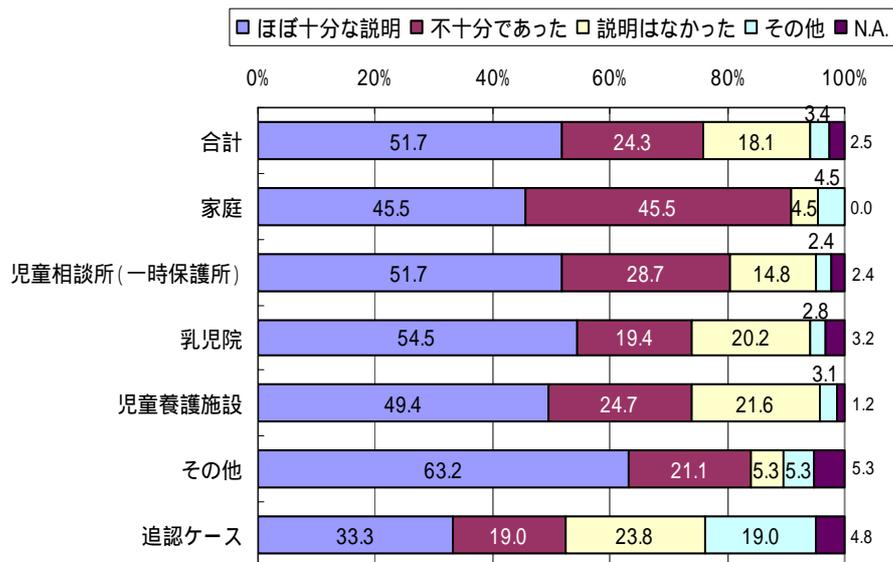


図3-2-3 委託前にいた場所別児相担当者の説明(n=686)

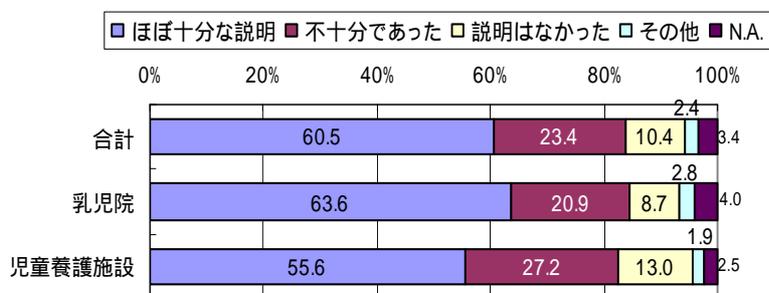


図3-2-4 委託前にいた場所別施設担当者の説明(n=415)

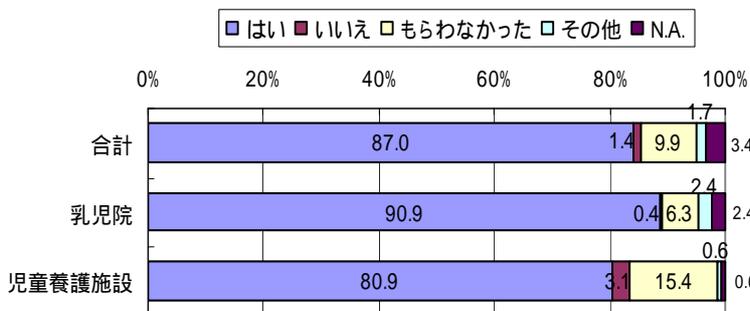


図3-2-5 委託前にいた場所別子どもの記録の保管(n=415)

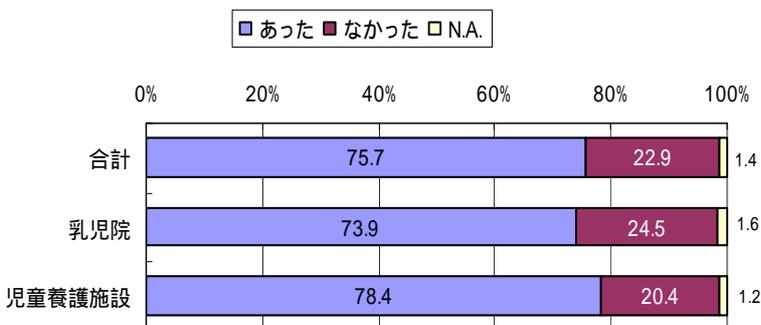


図3-2-6 委託前にいた場所別施設との連絡(n=415)

院では「子どもの健康についての問い合わせ」(70件、37.4%)、「施設行事への参加について」(58件、31.0%)などであった。児童養護施設でも同様の順位であるが、「子どもが担当者と連絡をとりたがった」も24件(18.9%)あった。

また、施設側からの連絡については(表3-2-7)「子どもの様子の確認」で施設側からの連絡があったものが、乳児院71件(28.1%)、児童養護施設50件(30.9%)であった。約3分の1(乳児院37.5%、児童養護施設32.1%)は「連絡がなかった」と回答した。施設調査の結果では、連絡をとっていた児童養護施設が50%台、乳児院40%台であり、両者の回答には差が見られた。

現在の連絡については(表3-2-8)乳児院では81件(32.0%)が連絡をとっており、児童養護施設では64件(39.5%)が連絡をとっている。一方、「一度も連絡をとったことがない」は乳児院53件(31.9%)、児童養護施設22件(22.7%)であった。現在は連絡をとっていない場合でも、委託後1年以上経過してから連絡をとらなくなったとの回答も、乳児院54件(32.5%)、児童養護施設39件(40.2%)あり、委託後の施設との連絡にはばらつきが見られ、時間の経過と共に連絡をとらなくなるところばかりではないことが確認された。

表3-2-6 委託前にいた場所別連絡を取った内容

	全体	子どもの様子の報告	子どもの健康についての問い合わせ	子どもの養育上の相談	子どもの性格や癖について	子どもの学校関係や地域社会での関わりに関すること	子どもの実親・家族のこと	施設行事への参加について	子どもが担当者と連絡をとりたがった	その他
合計	314	215	113	60	48	30	25	91	33	39
	100.0	68.5	36.0	19.1	15.3	9.6	8.0	29.0	10.5	12.4
乳児院	187	132	70	28	22	7	11	58	9	26
	100.0	70.6	37.4	15.0	11.8	3.7	5.9	31.0	4.8	13.9
児童養護施設	127	83	43	32	26	23	14	33	24	13
	100.0	65.4	33.9	25.2	20.5	18.1	11.0	26.0	18.9	10.2

表3-2-7 委託前にいた場所別施設からの連絡

	全体	子どもの様子の確認	問い合わせへの返答	その他	連絡はなかった	N.A.
合計	415	121	91	87	147	11
	100.0	29.2	21.9	21.0	35.4	2.7
乳児院	253	71	47	56	95	9
	100.0	28.1	18.6	22.1	37.5	3.6
児童養護施設	162	50	44	31	52	2
	100.0	30.9	27.2	19.1	32.1	1.2

表3-2-8 委託前にいた場所別現在の連絡

	全体	とっている	とっていない	N.A.
合計	415	145	263	7
	100.0	34.9	63.4	1.7
乳児院	253	81	166	6
	100.0	32.0	65.6	2.4
児童養護施設	162	64	97	1
	100.0	39.5	59.9	0.6

表3-2-9 委託前にいた場所別施設と連絡を取らなくなった時期

	全体	一度も連絡をとったことがない	1ヶ月以降	3ヶ月以降	半年以降	1年以降	N.A.
合計	263	75	17	27	42	93	9
	100.0	28.5	6.5	10.3	16.0	35.4	3.4
乳児院	166	53	11	17	26	54	5
	100.0	31.9	6.6	10.2	15.7	32.5	3.0
児童養護施設	97	22	6	10	16	39	4
	100.0	22.7	6.2	10.3	16.5	40.2	4.1

5) 実親との交流

養育を委託されている子どものうち現在実親や家族と交流のある子どもがいるのは、図 3-2-7 に示すように 289 件 (26.2%) であった。交流の仕方は、「親または家族と会う」が最も多く 181 件 (62.6%)、「電話や手紙で交流」が 117 件 (40.5%)、「子どもの一時帰省」107 件 (37.0%) と続いた。

実親や家族との連絡・調整は (表 3-2-11) 児童相談所の担当者が行っているのが 166 件 (57.4%) と最も多いが、約半数の里親が自ら行っていたり (140 件、48.4%) 実親から連絡がある (93 件、32.2%) 場合もあるようである。

その中で、約 4 割 (113 件、39.1%) は、実親や家族と関わる上で、困っていることがあると回答した。

具体的な内容については、「音信不通、実親との連絡がとりにくい」「子どもに対してできない約束をする」「外泊後の生活リズムの乱れ」「面会の少なさ」などがあげられていた。

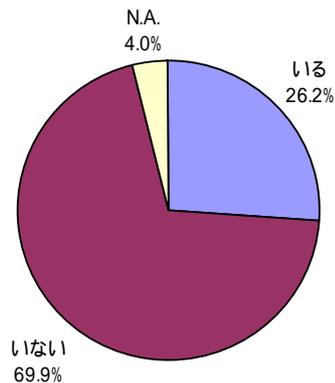


図 3-2-7 実親や家族との交流のある子ども (n=1105)

表3-2-10 交流の仕方

	件数	%
子どもは親または家族と電話や手紙で交流している	117	40.5
親または家族と会う	181	62.6
子どもが一時帰省することがある	107	37.0
その他	45	15.6
N.A.	3	1.0
総数	289	100.0

表3-2-11 実親や家族との連絡・調整 (複数回答)

	件数	%
児童相談所の担当者	166	57.4
子どもが在籍していた施設の職員	6	2.1
里親	140	48.4
子どもが自分で直接	59	20.4
実親から連絡がある	93	32.2
その他	21	7.3
N.A.	3	1.0
総数	289	100.0

表3-2-12-1 実親・家族とのかわり上の困難

	件数	%
ある	113	39.1
ない	165	57.1
N.A.	11	3.8
総数	289	100.0

表3-2-12-2 実親・家族との関わり上の困難

連絡	音信不通・実親との連絡がとりにくい きまぐれに突然電話してきたり、当日キャンセルしたり自分勝手 子どもの学校に突然実親から連絡が入る 酔って電話してくる
面会	面会に来る回数が少ない(2年に1度など) 面会に来る時間が遅く子どもとの交流が少ない 子どもが実親に会いたがらない 定期的に面会して欲しいが、突然電話がある
交流・外泊時	一時帰省後本人が不安定になる・問題行動を起こす 外泊後生活リズムが乱れる 継続して交流する事が子どもにとってよいことか将来的に不安 子どもに物を与えるだけで気持ちを通わせる事が少ない 食事をきちんと与えずお菓子とジュースばかり与える
約束の遵守	できない約束をする・子どもとの約束を守らない 引き取ることができないのに引き取ると子どもに約束する いつも約束をすっばかす
その他	実親に全く養育意思がない 虐待の問題・経済的にも問題があるにも関わらず引取りを希望 子どもの養育費を回せなどと嫌がらせの電話がある 子どもが新しい環境に慣れ、自分が変わろうと努力している時に、実親と会うと過去を思い出し再び子どもが苦しむ 子どもからお金をせびっている 実親が知的障害者であるため物事の理解が困難

表中 は意見の多かったものを示す

(3) 里親にとって必要な支援

ここからは、全回答者（1105件）について分析する。

1) 里親としての困難と必要と思う支援

里親として困難に感じていることは（表3-3-1）「里親が社会的に認知されていない」440件（39.8%）が最も多かった。また、「子どもの行動上の特徴から養育が難しい」240件（21.7%）や「経済的な負担」230件（20.8%）が続いた。

必要と思う里親への支援の内容については（表3-3-2）困難と感じていることを反映して、「経済的支援」407件（36.8%）や、「専門的な助言が得られる相談先」387件（35.0%）、「資質向上のための研修の充実」362件（32.8%）、「里親養育の特性をわかってもらえる人がいる相談先」344件（31.1%）などが多く選択された。

表3-3-1 里親としての困難（複数回答）

	件数	%
里親が社会的に認知されていない	440	39.8
子どもの行動上の特徴から養育が難しい	240	21.7
経済的な負担がある	230	20.8
委託される機会が少ない	178	16.1
里親の社会的地位が低い	175	15.8
自分の時間がもてない	140	12.7
実親との関係のとり方が難しい	118	10.7
相談する相手がいない	65	5.9
里親として自信がない	46	4.2
その他	195	17.6
N.A.	69	6.2
総数	1105	100.0

表3-3-2 必要と思う里親への支援内容（複数回答）

	件数	%
里親手当や生活費・学校教育費の増額などの経済的支援	407	36.8
専門的な助言が得られる相談先	387	35.0
資質向上のための研修の充実	362	32.8
里親養育の特性をわかってもらえる人がいる相談先	344	31.1
行政による里親に関するPRや普及啓発	288	26.1
里親同士が交流できる場所	275	24.9
行政による地域社会の理解を深めるための地域への説明	259	23.4
レスパイト・ケアの充実	223	20.2
同じニーズを持つ子どもを養育している児童福祉施設職員への相談	101	9.1
24時間体制で相談できる相談先	100	9.0
その他	113	10.2
N.A.	53	4.8
総数	1105	100.0

2) 研修

参加したいと思う研修の形態は(表3-3-3)「経験を語り合うような研修」が689件(62.4%)で群を抜いていた。続く「専門家による講演」508件(46.0%)とは16ポイントほど開いており、里親としての実体験の中から学びたいという姿勢がうかがわれる結果であった。

研修の内容としては(表3-3-4)「思春期の子どもとの接し方」555件(50.2%)や「子どもの自立支援について」555件(50.2%)が同率でトップで年長児に関する研修内容があげられた。続いて「養育に困難性を持つ子どものケア」454件(41.1%)や「虐待を受けた子どものケア」374件(33.8%)などの養育が困難な児童への対応に関する研修があげられた。

また、これまでに児童福祉施設職員を対象とした研修に参加したことがあるのは169件(15.3%)であった(表3-3-5)。

表3-3-3 参加したい研修の形態 (複数回答)

	件数	%
経験を語り合うような研修	689	62.4
専門家による講演	508	46.0
事例研究	413	37.4
グループ討議	322	29.1
実際に子どもと触れ合う実習	221	20.0
ロールプレイなどの実践的な研修	208	18.8
その他	62	5.6
N.A.	61	5.5
総数	1105	100.0

表3-3-4 参加したい研修の内容 (複数回答)

	件数	%
思春期の子どもとの接し方	555	50.2
子どもの自立支援について	555	50.2
養育に困難性を持つ子どものケア	454	41.1
虐待を受けた子どものケア	374	33.8
養育についての知識・技術	351	31.8
真実告知の方法	331	30.0
心身に障害を持つ子どものケア	250	22.6
実親との関わりの持ち方	244	22.1
赤ちゃん返りや試し行動へのケア	227	20.5
その他	37	3.3
N.A.	42	3.8
総数	1105	100.0

表3-3-5 職員を主な対象とした研修への参加

	件数	%
ある	169	15.3
ない	899	81.4
N.A.	37	3.3
総数	1105	100.0

3) 相談

里親が抱える養育上の悩みは、「問題行動への対応」517件(46.8%)や「自立に向けての指導」427件(38.6%)、「学習に関する問題」339件(30.7%)などが上位にあげられた(表3-3-6)。その解決方法は(表3-3-7)「自分(夫婦)の判断で解決」が最も多く、806件(72.9%)であった。また、「相談できる人がいる」は543件(49.1%)であり、残りの半分は自分たちの判断や、学習によって解決していることが明らかになった。なお、相談できる相手の内訳は、児童相談所担当者及び他の里親が同程度(3割)の割合であげられた。

施設職員への相談は約3分の1に相当する393件(35.6%)が相談したいことがあった、または相談してみたいことがあると回答した(表3-3-8-1)。「相談したくない(なかった)」という意志を示したのは約1割で116件(10.5%)であった。相談したい内容としては、「問題行動への対応」247件(62.8%)、「子どもの発達」147件(37.4%)や「自立に向けての指導」112件(28.5%)などがあげられた(表3-3-8-2)。

施設職員に相談したくなかった理由は、表3-3-8-3に示す。

表3-3-6 養育上の悩みの内容 (複数回答)

	件数	%
問題行動への対応	517	46.8
自立に向けての指導	427	38.6
学習に関する問題	339	30.7
真実告知	283	25.6
偏見や差別への対応	265	24.0
子どもの発達	258	23.3
実親・家族との関係・調整	165	14.9
試し行動、赤ちゃん返り	138	12.5
遊びなど子どもへのかかわり方	112	10.1
その他	83	7.5
N.A.	40	3.6
総数	1105	100.0

表3-3-7 養育上の悩み 解決の方法 (複数回答)

	件数	%
自分(夫婦)の判断で解決	806	72.9
相談できる人がいる	543	49.1
自分で学習する	285	25.8
悩みを持ったことがない	45	4.1
その他	99	9.0
N.A.	24	2.2
総数	1105	100.0

表3-3-8-1 施設職員への相談

	件数	%
相談したことがある(あった)	393	35.6
相談する事柄がない	540	48.9
相談したくない(なかった)	116	10.5
N.A.	56	5.1
総数	1105	100.0

表3-3-8-2 相談したい内容 (複数回答)

	件数	%
問題行動への対応	247	62.8
子どもの発達	147	37.4
自立に向けての指導	112	28.5
実親・家族との関係・調整	82	20.9
試し行動、赤ちゃん返り	77	19.6
学習に関する問題	72	18.3
真実告知	71	18.1
遊びなど子どもへのかかわり方	56	14.2
偏見や差別への対応	47	12.0
その他	26	6.6
N.A.	3	0.8
総数	393	100.0

表3-3-8-3 相談したくない理由

施設(職員)に相談しても良いことを知らなかった

施設の人と会う機会も話す機会もないから

関わりをもったことがないので行きにくい

施設職員が非常に忙しく、相談に乗れない状態に見える

差しさわりのない(マニュアル通りの)答えや、曖昧な答えしか戻ってこない

専門性も低くこちらの質問も理解できないのに専門家風を吹かすので不愉快

施設側の偏見ある態度・意見を見知ったため

施設での生活が子どもにとっていやな思い出ばかり・ひどい対応だったため

施設(職員)の里親家庭に対する認知度合・認識が低いため、相談する意味がない

家庭を持ったこともないような若い職員に相談しても意味がない

家庭と施設では状況が違いすぎるから

子どもを預かってからの自分の接し方を評価されるような気がして

家族の問題は家族でとことん分かり合えるまで話し合っていきたいから

表中 は意見の多かったものを示す

(4) 児童福祉施設による里親支援

1) 児童福祉施設への行きやすさ

児童福祉施設が行きやすい場所であるかどうかの設問に「行きやすい」と回答したのは約4分の1に相当する274件(24.8%)であった(図3-3-1)。半数は「どちらともいえない」と態度を保留した。児童福祉施設がもっと行きやすい場所となるためには(表3-3-9) 里親が「参加可能な研修や講演会が開催される」381件(34.5%)や「里親支援窓口の設置」325件(29.4%)、「里親が交流できる場所が用意される」311件(28.1%)などがあげられた。

児童福祉施設による里親支援として期待するものと、実際に支援を受けたことがあるものを比較したものが図3-3-2である。期待するものとしては、「子どもの養育上の問題等の相談」、「里親同士の交流の場の提供」、「施設職員を対象とした専門的研修への参加」などが割合であげられた。実際に受けたことのある支援については、約半数(50.8%)が受けたことはないと回答していたが、「施設行事への参加」や「里親同士の交流の場の提供」などが比較的多かった。

実際に児童福祉施設による里親支援を活用したことのある里親のうち、324件(29.3%)が活用して良かったことがあると回答した。

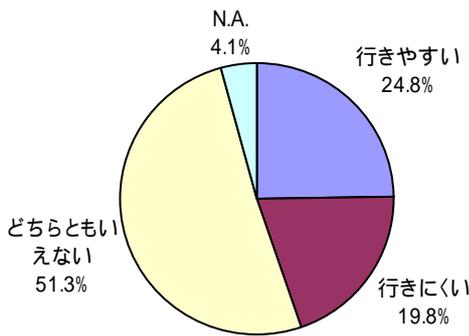


図3-3-1 児童福祉施設への行きやすさ (n=1105)

表3-3-9 行きやすくなる条件 (複数回答)

条件	件数	%
参加可能な研修や講演会が開催される	381	34.5
里親支援窓口が設置される	325	29.4
里親が交流できる場所が用意される	311	28.1
施設の行事に参加できる	300	27.1
知っている職員がいる	249	22.5
知っている子どもがいる	90	8.1
その他	93	8.4
N.A.	133	12.0
総数	1105	100.0

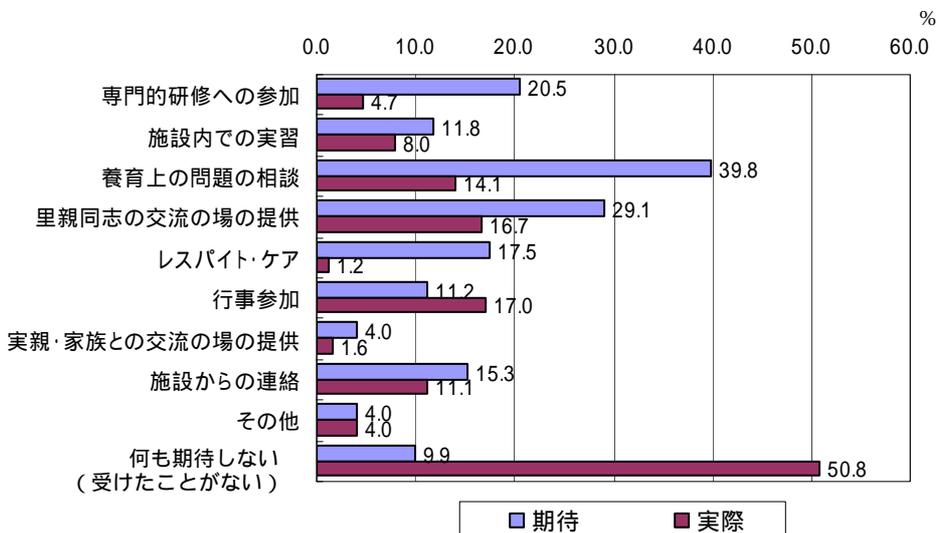


図3-3-2 児童福祉施設による里親支援として期待するもの

2) 児童福祉施設在籍の子どもたちへの貢献

子どもの養育を委託されていない期間や、委託されている場合でも、児童福祉施設に在籍している子どもたちのために貢献できるかどうかを訪ねた結果は、「できる」(371件、36.9%)、「条件次第でできる」(491件、49.0%)であり、「できない」との回答は11.0%であった。

具体的にどのようなことができるかについては、「数日間だけ預かる里親(季節里親・週末里親など)」が最も多く(726件、76.4%)、次いで、「施設行事への参加」(472件、49.7%)、「施設内での交流」(338件、35.6%)があげられた。

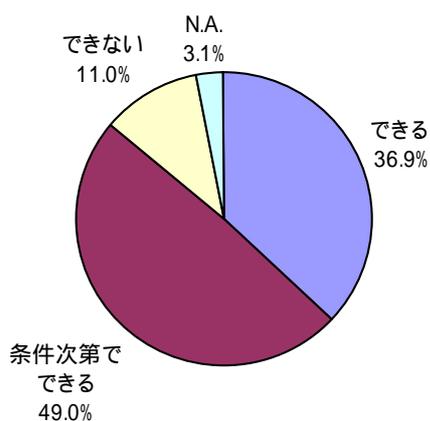


図 3-3-3 児童福祉施設在籍児童への貢献 (n=1105)

表3-3-10 貢献できる内容 (複数回答)

	件数	%
数日間だけ預かる里親	726	76.4
施設行事への参加	472	49.7
施設内での交流	338	35.6
子どもの相談相手	272	28.6
里親についての学習会の開催	177	18.6
外出の同行	176	18.5
施設業務への参加	105	11.1
学習などの指導	96	10.1
職員へのアドバイス	50	5.3
その他	39	4.1
N.A.	15	1.6
総数	950	100.0

3) 児童福祉施設とのパートナーシップ（協力関係）について

里親と児童福祉施設が協力しながら、社会的養護を担っていくためにはどのようなことが必要と考えるかについて尋ねた結果では、「里親と施設職員の対等な協力関係」が最も多くあげられた(450件、40.7%)。続いて、「里親と施設職員の合同研修」、「児童養育計画やアセスメントを里親と施設が共に行う機会」、「施設職員の里親家庭訪問や職員が里親の養育体験を聞く機会」、「里親としての専門性を高める」、「施設での実習や行事への里親の参加」の項目が2割台で選択され、「施設職員としての専門性を高める」は低かった。

里親と児童福祉施設がパートナーシップ（協力関係）を形成する必要性については、「ある程度必要だ」が最も多く(542件、49.0%)、「非常に必要だ」が続いた(345件、31.2%)。両者を合計すると、80.2%であり、程度の違いはあるものの、ほとんどの里親が児童福祉施設とのパートナーシップの形成を必要であると認識していることが明らかになった。

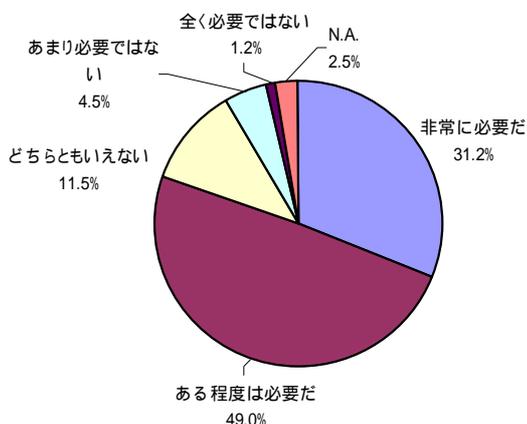


図 3-3-4 里親と児童福祉施設のパートナーシップ形成の必要性 (n=1105)

表3-3-11 里親と施設が共に子どもを社会的養護していくために必要なこと（複数回答）

	件数	%
里親と施設職員の対等な協力関係	450	40.7
里親と施設職員の合同研修	274	24.8
児童養育計画やアセスメントを里親と施設共に行う機会	252	22.8
施設職員の里親家庭訪問や、職員が里親養育体験発表会などを聞く機会	246	22.3
里親としての専門性を高めること	233	21.1
施設での実習や行事への里親の参加	233	21.1
施設職員としての専門性を高めること	82	7.4
その他	54	4.9
N.A.	123	11.1
総数	1105	100.0

4) 里親制度への認知や関心

平成 14 年の里親制度改革については、「よく知っている」(399 件、36.1%)、「少し知っている」(458 件、41.4%)をあわせて、77.5%が認知していた。

また、平成 15 年に厚生労働省監修で発行された里親養育のためのガイドブックである「子どもを健やかに養育するために」を読んでいるかどうかについては、「知らなかった」が約半数であり(548 件、49.6%)、広報が十分に行き届いていないことがうかがえる結果であった。

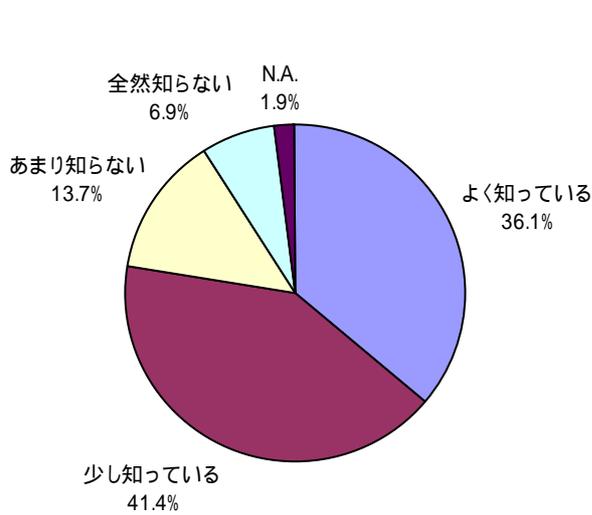


図 3-3-5 里親制度改革についての認知 (n=1105)

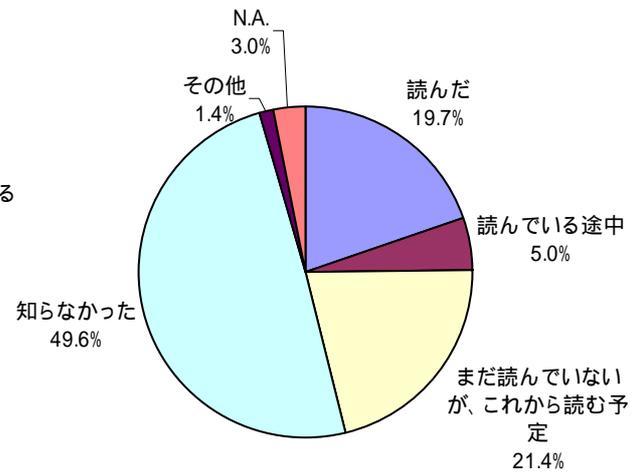


図 3-3-6 「子どもを健やかに養育するために」の読書 (n=1105)

5) 児童福祉施設による里親支援として里親が希望していることや考え

児童福祉施設による里親支援として里親が希望していることについての自由記述には以下のような内容があげられた。

表3-3-12 児童福祉施設による里親支援として里親が希望していることや考え	
施設に対して	<p>施設職員のケアの仕方を知りたい・学びたい</p> <p>専門のケースワーカーを設置して欲しい</p> <p>思春期(15 - 18歳)の専門職を配置して欲しい</p> <p>発達相談カウンセリング</p> <p>子どもへの個別指導</p> <p>委託前のチェック項目を作ってすれ違いを少なくして欲しい</p> <p>施設の担当者から対応の仕方を教えてもらいとても助かった</p> <p>施設側の里親支援策を具体的に明示して欲しい</p> <p>社会的サポートがあってこそ親子ともに健全さが保たれる</p> <p>施設だけではなく、幼稚園・学校・自治体・町内会など子どもや里親が関わる諸団体の理解・協力が必要</p> <p>精神的な支えが欲しい</p> <p>双方がパートナーシップをとり子どものことを第一義とし考えていく</p> <p>施設も一般開放してほしい(それにより里親との距離を縮め協力関係が持ちやすくなる)</p> <p>家庭により近いグループホームを作って欲しい</p> <p>里親によるグループホーム運営を支援してほしい</p> <p>施設職員が子どもを抱え込まず里親への委託を促進してほしい</p> <p>特に低年齢層の子ほど家庭(里親)での養育が重要</p> <p>親子で施設行事に参加したい</p> <p>施設職員との接点を増やし親しくなりたい</p> <p>施設職員増による細やかな配慮・協力体制の推進</p> <p>全ての子どもが家庭体験ができるような制度に</p> <p>少なくとも自立前1年は里親宅から通学するなど、必ず家庭体験ができるようにしてほしい</p> <p>委託児が楽しく過ごせるレスパイト・ケア</p> <p>施設でレスパイト・ケアをして欲しいが、委託児が施設に戻ることを嫌がり利用できない</p> <p>里親同志の交流会・研修をしたい</p> <p>委託児同士の実験を語る場の設定・運営・フォロー</p> <p>虐待を受けた子どもたちが安心して自分の体験を語る場が欲しい</p>

表中 は意見の多かったものを示す

表3-3-12 児童福祉施設による里親支援として里親が希望していることや考え

いつでも相談できる体制をとってほしい

委託後も頻繁に連絡・交流をしてほしい

気軽に立ち寄れるところであって欲しい

委託児に関わる情報提供の充実化

健康面(予防接種の有無も含め)、家族の状況、など

メールでの相談

乳児院から里親宅への連絡はできないと聞いたが、連絡をしてもよいのではないか

委託児の自立支援を強力的に進めて欲しい

関係機関のネットワークを強固にして欲しい

短期・季節里親にも子どもの近況などを知らせて欲しい

学校行事などがある場合、参加してあげたい

地域とより密接に交流してほしい

里親をボランティアとして受け入れてほしい

レスパイト・ケアを以前のように臨機応変に実施して欲しい

委託以前の子どもの生活状況などをビデオや日誌などで知りたい

4 . ヒアリング調査結果

児童福祉施設による里親支援に関するヒアリング調査は、児童福祉施設5か所（表4-1）の協力を得、施設長並びに家庭支援専門相談員、主任保育士、主任看護師、主任指導員、指導員、また、その施設と関わりを持っている里親計24名（夫婦含む）に対して実施した。

これらの児童福祉施設で実施されている里親支援及びヒアリング内容の概要は表4-2に示すとおりである。ここでは、ヒアリングを通してほぼ共通に得られた結果について簡単に触れておきたい。

1) 「児童福祉施設による里親支援」と「里親と児童福祉施設のパートナーシップ」の接近

ヒアリング調査の対象となった児童福祉施設では、里親を対象とした事業が行われていた。しかし、ヒアリングをすすめるうちに、児童福祉施設から一方的に里親へ支援を提供するのではなく、里親が存在すること、あるいは里親が施設と関わりを持っていることにより、むしろ児童福祉施設が支援されている側面を散見することができた。

また、ヒアリングをすすめる上で、「施設による里親支援」という言葉がそぐわないと感じられる場面も多かった。言葉にして、「里親支援について」と問いかけると、「里親支援といった特別なことをしている意識はない」と施設の方がとまどいを見せる場面もあった。そのためか、施設側の事業に対する姿勢は気負いもなく、自然に施設業務の一つとして位置づけられているように見えた。そのことは施設内で実施される事業に対して施設職員から不満がないことにもつながっていたのではないかと考えられる。

児童福祉施設と里親との関わりは一方的な方向を持ってなされるものではなく、相互的な関係の継続である。関係性のはじまりは、里親支援という事業であるかもしれないが、この関係が継続することにより、里親と児童福祉施設の関係はパートナーシップへと接近していくのではないかと感じられた。

表4-1 ヒアリング対象施設

施設種別	施設名	所在地
乳児院	ドルカスベビーホーム	神奈川県綾瀬市
乳児院	聖園ベビーホーム	神奈川県藤沢市
乳児院	みどり園	静岡県富士市
児童養護施設	八代ナザレ園	熊本県八代市
児童養護施設	野の花の家	千葉県木更津市

表4-1 ヒアリング概要

	里親支援の概要	里親支援導入経緯	施設と関係ができたきっかけ(里親)	支援実施のメリット(施設)	支援実施のメリット(里親)	児童相談所との連携
児童養護施設A	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活体験事業 できるだけ多くの子どもが家庭生活を体験できるようにと、夏冬各5泊の家庭生活体験事業を入所児童全員を対象に実施。 ・施設・里親会合同のキャンプの実施 ・里親との緊密な関係づくり 里親が社会的養護の重要なパートナーとの認識から、里親との信頼関係の構築に努め、ファミリーとして助け合っている。 ・施設行事への招待 ・ケースに応じた対応 	<p>施設長が以前海外で一般家庭の多くが国籍も肌の色も異なる子どもたちを育てている状況を見、日本でもこのような社会になってほしいという願いから里親委託を強く推進するようになった。施設と里親が共に手を携え子どもの成長を見守り、育て合っているという趣旨から、里親支援を積極的にやっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里親会会長が仲介役に 里親会会長が施設との仲介役となり里親希望者を施設へ紹介している 里親会会長が「あなたのようない人に里親になってほしい」と頼んだ例もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互支援により子どもを育む 施設の良さ、里親の良さを活かしながら協力して一緒に子どもの成長に手を携えることができる。 施設の子も里親の元で養育されている子どもいつでも行き来し助け合える仲間としての関係作りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な支援・アドバイス 折にふれて施設長や担当主任が訪ねてきてくれ、親子共々ほっとする。 ・職員の対応から学ぶ 施設での職員の対応をみて自然に学ぶことも多い。 ・施設は子どもたちにとっての出身地、心の財産である 	<p>連携は良好 施設長が率先して連絡をとり、委託に際しても積極的に意見を述べ、施設側の意向がほぼ取り入れられている状況にある。</p>
児童養護施設B	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームステイ事業(施設のボランティア宅へ) 年末年始などの長期休暇を対象にホームステイし、子どもたちが家庭生活を体験 ・ケースに応じた対応 電話相談、訪問など個別ケースに応じて対応している。 ・学校との仲介役 必要に応じて学校等への状況説明や仲介役も行っている。 ・施設行事への招待 	<p>ホームステイ事業を始めたことが発端となり、里親委託・里親支援へと発展。里親へと発展しないまでも、ホームステイ先のボランティアとして頻繁に子どもたちを複数引き受けてくれる存在も多数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ボランティアから里親へ 施設ボランティアがホームステイ事業への協力を通じて里親に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験に基づく適切な支援 その子の状況・性格を理解した上での的確な支援が行える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な支援・アドバイス その子の特徴を理解した上での的確なアドバイスを得られる。 	<p>連携は良好 心身障害者に対する知見を備え、親身になって対応してくれる里親専任担当者の存在が望まれる。実親とのトラブルへの対処が課題</p>
乳児院A	<ul style="list-style-type: none"> ・認定里親対象の施設実習を実施 (全10日間:週2回、平日休日各1日、終日実施)できるだけ夫婦での参加を要請 ・委託実習 ・里親会の会合への出席 (年3~4回) 児童相談所担当者と共に ・ケースに応じた対応 ・施設行事への招待 	<p>特に乳幼児期の個別別的養育・家庭的養育が重要であるため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での認定研修 認定里親の実習施設であった 	<ul style="list-style-type: none"> ・共に成長を喜べる 里親に委託された子どもの多くは、その成長を確認する事ができ安心。 (里親と共に子どもの成長を手放して喜び、見守っていく事ができる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心感 ほんの些細な心配事でも、話を聞いてもらうだけでも安心でき、自分の気持ちを立て直せる。 職員の継続率が高く、在職年数が長い。来訪時、知っている人がいること自体心強い。 	<p>連携は良好 県内の乳児院担当者間の会議が年1回あり、子どもたちの様子を連絡しあっており、文書による情報交換もある。</p>
乳児院B	<ul style="list-style-type: none"> ・認定里親対象の施設実習を実施 (全10回:週2回、平日休日各1日、終日実施)できるだけ夫婦での参加を要請 ・引取りの際のマニュアル作成 ・ケースに応じた対応 ・施設行事招待 	<p>昭和時代より里親の施設実習を実施していた。乳児院は特に家庭的環境で一对一の愛着関係の形成が必要であり、里親による家庭的な養育が適していると考え、積極的に里親への委託を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での認定研修 認定里親の実習施設であった 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップ 職員の里親に対する理解促進、ならびにスキルアップにつながる。 ・養育環境の醸成支援 施設が積極的に里親支援することに よって、より多くの子どもが里親宅で養育できる環境が醸成されるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共に成長を喜べる 子どもの成長を共に喜んでもらえる。 ・安心感 いつか告知をする際も、子どもに小さいときの話や施設側からしてもらえる。 職員の在職年数も長く、顔見知りの職員も多く、訪ねやすい。 	<p>連携は良好 児童相談所から委託に関して事前に相談をうける場合もあり、子どもに関する情報も適宜入手できている。</p>
乳児院C	<ul style="list-style-type: none"> ・里親ボランティアの受け入れ ・委託前研修 ・ケースに応じた対応 ・施設行事への招待 ・里親会との交流 	<p>従来より様々なボランティアを受け入れていた。里親会からの申し入れを受け、里親ボランティアを導入することとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里親ボランティアの受け入れ 里親への研修施設を探しており、ボランティアの受け入れ施設を探し、当該施設が受け入れてくれた 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛着形成 愛着関係の形成に鑑みても、子どもの委託はできるだけ早い時期がよい。 ・共に成長を喜べる 里親へ委託された子どもの多くは、その成長を確認することができ安心できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと接する機会 ボランティアや実習を行うことにより、子どもと接する機会を得られた。今後とも積極的に委託前研修を実施して欲しい。 	<p>連携は良好 児童相談所から委託に関して事前に相談をうける場合もあり、子どもに関する情報も適宜入手できている。委託後も様子をみながらケースを話し合っている。</p>

	施設による里親支援の問題点や課題	今後支援を拡大していくために何が必要か (施設)	今後支援を拡大していくために何が必要か (里親)
児童養護施設 A	<ul style="list-style-type: none"> ・とりまとめ役の存在 里親会などでとりまとめ役がいるかどうか問題。互いに理解し、協力し合おうという人の存在が不可欠。 ・十分な交流期間による養育環境と委託児との関係の醸成 できるかぎり交流期間を長く持ち、委託家庭だけではなく、その親戚や近隣などへの理解を促し、委託児の受け入れ環境を整えていくことも大切である。 ・子どもによって施設での生活が向いている子、里親が向いている子など特徴がある。その見極めが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設養護・家庭養護・地域養護の核として協力し合う 里親と施設は同じ子どもの社会的養護活動においてそれぞれの役割の担い手としてお互いに理解し合い協力し合う相手として認識している。 ・信頼関係を築き、共通認識の徹底 ・十分な情報提供 委託児の実親の情報など、その子の状況をより詳細に伝えている。その子のことをより深く理解して育てて欲しい。 ・リーダーの存在 里親側にも、小さな単位ごとのとりまとめ役が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな悩みの相談が大きな安心へ 委託直後は特に不安も多々感じたが、電話での相談や訪問など施設の親身な対応や的確なアドバイスを得、問題も解決でき安心できた。大きな問題になる前に小さな悩みを聞いてもらった事が、安心へつながった。 ・里親会での緊密な交流、里親同士・委託児同士のつながりが重要 子どもたちが成長するに際して、一緒に助け合える仲間がたくさんいるという基盤作りも大切である。そのためにもよりオープンな関係作りが必要。
児童養護施設 B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での受け入れシステムづくりが必要。 ・レスパイト・ケアの対応 充分ではない。施設の入所状況との兼ね合いも課題の一つ。当該施設出身の子以外の受け入れをどうするかも課題。 ・リスクマネジメント トラブル発生時のリスクマネジメントも充分とはいえない。 ・「きょうだい関係」形成のために、別々に生活するきょうだい同士の面会を里親を通してもできるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設と里親は子どもを育てる両輪 連携は不可欠 ・施設への理解促進 里親自身の施設に対する理解が少ないように思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設と里親の共通理解の基盤づくり 委託後もよりの確かな施設からの支援を受けるためにも、児相一時保護所から直接里親への委託ではなく、一旦施設での生活を経て、施設側もその子の状況や性格を理解した上で里親に委託するという体制を確立して欲しい。そのほうが、養育上問題が生じた際も、的確なアドバイスを得やすい。 ・地域社会への浸透 引き受けた子と常に一緒に行動し地域社会への浸透を図る。自立支援を地域ぐるみで支援することも大切。
乳児院 A	<ul style="list-style-type: none"> ・よりオープンな施設へ 乳児院は閉鎖的という批判もあり、よりオープンにしていく必要がある。 ・子どもたちの「ルーツ」を尊重 その子専用のアルバムを作成し、担当者がその当時のエピソード等を記入している。今後は担当者を中心に職員の間も含め子どもと一緒に写真をとっていきたくと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護のパートナー 里親と施設は同じ子どもの社会的養護活動においてそれぞれの役割の担い手としてお互いに理解し合い協力し合う相手として認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神面での支援 委託後の電話相談などで精神的に助けられた ・子どもの成長に応じた施設との関係づくり 委託児の成長に伴い、乳児院だけではなく児童養護施設への相談要望もあるが、接触する機会がない。 ・里親同士のつながりが重要 他の里親との交流は盛んで、里親同士のレクも相談員(里親)を中心に企画・運営されており、多数実施。ちょっとした用事の際の預けあいなど、近所の親しい里親同士では頻繁に行われている。
乳児院 B	<ul style="list-style-type: none"> ・委託後の里親との関係づくり 里親の委託後の意向が計りきれない。乳児院側はその子の成長をずっと見守っていきたく、どこまで関わってよいのか手探りの状態である。 ・不調ケースのフォロー 現在、不調ケースの里親へのフォロー体制が確立されていない。不調に終わったケースをきちんと検証し、次へつなげる必要がある。 ・子どもたちの「ルーツ」を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ早期の委託促進 特に乳幼児期の愛着関係の形成は大切であり、より個別的な関係を構築しやすい里親への委託は子どもにとっても幸せなこと。特に0歳から1歳までの乳児期の愛情不足は問題が多い。施設側もそのような認識で積極的に里親制度の推進を図りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共に成長を喜ぶ存在 親となったからにはできるだけ自分たち夫婦で解決していきたく。施設には子どもの成長をともに喜んで欲しい。 ・告知をみすえたオープンな関係 子どもに対して施設のことはありのままらせている。いずれ告知をする際にもそのほうがスムーズに運ぶと思う。 里親となることは社会的養護というよりは天の声だと考えている。子どもに恵まれない夫婦には、それぞれの事情もあるだろうが、里親を勧めてみたい。
乳児院 C	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限の壁 レスパイトケアを実施する際、乳児院での年齢制限の壁があり、該当年齢以上への対応が難しい。 子どもの「見捨てられ不安」を植えつけないためにも、児相の一時保護所ではなく里親同士のレスパイトケアも選択肢の一つとして検討(里親より) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の核となる施設へ 子どもへの支援を縦割りのみで考えず、柔軟な体制整備が必要。例えば、乳児院と児童養護施設の機能を併せ持った地域の核となるような施設の整備も。施設機能が地域に根付いて柔軟に対応していくことが子どもにとってのより有効な支援制度の充実につながっていく。 ・専任担当者・相談対応者の設置 ・職員の積極的な外部との交流 外の世界を知り、資質を高めていくことも大事 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親を理解し、支援してくれる施設がさらに増えて欲しい 当該施設のように、里親を理解し、支援してくれる施設が少しでも増えることで里親への委託も増え、里親制度も広がっていくのではないかとと思う。

2) キーパーソンの存在

ヒアリング対象となった施設では、まず施設長の考えや行動力が大きかった。しかし、施設長の力だけではできない部分がある時は補完的にサポートし、ある時はリードするキーパーソンが存在した。具体的には、乳児院における家庭支援専門相談員、地区の里親会の会長や役員、地域のボランティアなどが該当した。この人たちからの働きかけによって、あるいは、コーディネートによって、里親と施設の関係がはじまり、継続していた。

キーパーソンは施設と地域とのつながりをつくり、地域で里親教育や地域社会への啓発に力を発揮していた。また、これらのキーパーソンがいることに介在される施設と里親の関係は必ずしも、同じ地域内のつながりに限定されていないという実態があった。多少距離的に離れていても、同じ目的、同じ考えを基盤におくことができれば、連携していくことは可能である。

3) 児童相談所との関係

ヒアリング対象となった施設と児童相談所との関係は良好で、里親委託に関してはむしろ児童相談所に頼られる存在となっていた。

4) オープンな関係

今回、ヒアリングに協力してくれた里親は養育里親を委託されている家庭や、すでに特別養子縁組が済んでいる家庭も含まれていた。しかし、現在も施設と連絡を取りあう関係が続いている。

このことは、委託されている子どもに対しても、その施設のことをオープンにしていることの表れである。「施設は心の財産」「出身地」などさまざまな表現で、子どもに施設の存在と関わりを隠さずにいることが共通していた。

また、子ども自身に施設に自由に電話をさせ、子ども自身も担当者やその他の職員と話をすることで落ち着きをとりもどすこともあるようである。

5) 成長を共に喜ぶ

ヒアリングに訪れた里親が子どもの最近の写真やビデオなどを持参し、歓声を上げてそれを囲む職員の姿や保育室に里親を気やすく招き入れる職員の姿がそれぞれの施設で見られた。職員が大切に育てた子どもの成長を長く見届けるために、里親に育てて欲しいとの思いは乳児院職員から多く聞かれた。

一方、児童養護施設でも子どもも里親も成績やスポーツなどで好成績を収めた時などに、担当だった職員に報告をすることが語られた。報告をすることで、里親は子どもの成長を自慢したいし、子ども自身も元の担当職員に自慢したい、ほめられたい思いを持っている。また、それを聞いた職員も成長の喜びを共有することがオープンな関係づくりによって継続されていた。

子どもにとっては、自分の成長を見守り喜んでくれる人の存在が1人でも増えることが大切であるとの話も聞かれた。

施設に在籍する子どもたちを見守る地域住民としての里親についても同様のことが言える。施設と関わりを持つ里親は、施設で育っていく子どもたちの姿を見ている。施設行事などを通じて、施設に在籍する子どもの成長を見守り、やはり成長を共に喜ぶ存在である。

6) 生活体験としての事業の延長線上にある里親委託(児童養護施設)

乳児院では乳児院に在籍中に、しかも子どもの年齢が低いうちに里親委託に出すことが子どもの愛着形成にとって好ましいという観点から、養子縁組里親を含む養育里親への委託を念頭に置いた関係づくりがなされている。

児童養護施設においても、里親委託を考えるなら、できるだけ低年齢のうちという考えも強く、年長児になると里親委託が困難との見方もある。しかし、今回ヒアリングをした児童養護施設では、長期休暇の生活体験事業としての短期的な里親との関わりを出発点とし、毎年関係を積み上げて、高校生になる時点で、子どもの方から「あの家から高校に通ってみたい」と希望があり、ボランティアとして家庭に子どもを受け入れていた人がその時点で里親として登録したというケースもあった。

また、最初から里親委託を意識した関係づくりを行うだけでなく、短期的な里親体験をした上で、家庭での養育よりも施設での養育が好ましい子どもを見極め、その子どもには里親委託ではなく、施設生活を継続しつつ、短期的に里親家庭との関係を継続していくということも行われている。施設に在籍する子どもは一つの決まった家庭に行くメリットもあるが、いくつかの家庭を体験することもまた子どもにとってメリットもあるだろう。

7) 施設行事への招待

各施設では施設行事に里親を招待していた。しかし、それには二つの種類があった。

まずは、里親の参加の有無を問わず実施される施設行事である。これは、委託後の間もない里親が招待されることが多い。また、常に地域に向けてオープンな関係づくりをしている施設では、施設行事に関わりのある人々を多く招待することも多い。このことのメリットは、里親でない人との交流があり、里親の役割のPRにもつながるといえることである。

もう一つは、施設が里親と里親に委託された子どもを招待する行事である。これは施設の児童が同席するものと、里親たちだけが集まるものにわけることができる。このことのメリットは、里親同士が出合い交流することにより、施設職員も同席のもとで、悩み事や共通の課題について相談しあうことができることである。

ただし、4)で述べたように委託されている子どもに対して施設との関係がオープンでないと、招待を受ける側も出席はできなくなる。施設の側では里親の「返事が来ない」「郵便物の送付を拒否する」など里親の反応によっては案内を差し控えるようにしているとのことであった。

8) 地域社会生活への橋渡し

里親は地域に暮らす一般住民である。里親自身が職を持ち、またまわりには親戚縁者、地域の住民、友

だちなど多くの人に囲まれて生活している。里親が子どもを委託された時、それが短期であれ、長期であれ、里親が委託された子どもを連れて、いろいろな人に子どもを紹介してまわっている。特に祭りや運動会などの人が集まるところに連れて行っては、「この子は今うちに来ている子ども」などと紹介をして、子ども自身と地域の人とのつながりをつくっている。

このようなつながりをもとに、子どもも地域の一員として知り合いを増やすことができる一方、紹介された側は里親制度や児童福祉施設についても知ることになり、興味を示されることもあるという。里親委託は難しくても、長期休暇の数日間の預かりならやってみたいという意見も多く聞かれるということであった。

また、里親の中には自営業を営む人もおり、年長児の職業体験の機会が得られることや、実際に就職につながった事例も紹介された。

9) 育ちあう里親

今回ヒアリングの対象となった里親はそれぞれ地域の里親会に所属しており、役員などを経験している人も多かった。里親同士の交流の場は、合同のレクリエーションの実施や自治体によって行われる研修会、里親会主催の勉強会などであるが、施設による行事への招待も交流の場の一つである。機会をとらえては集まり、時には酒を酌み交わす関係からは互いに情報交換したり、悩みを打ち明けることによる育ちあいの姿が見られた。

今回紹介された事業も地区里親会としての施設とのつながりであったり、里親会として受け入れ先を開拓した経緯のある事業である場合もあった。里親会等の関係団体へのつながりを持っておくことは、このような機会が得られるばかりでなく、里親同士の交流や相互援助という点でも大事だ。

10) 子ども同士の関係

里親同士が交流することで、里親に委託されている子ども同士の交流も深まる。このことは、子ども自身がいつかはぶつかるかもしれない生い立ちの壁を共に乗り越える仲間として、交流を続けて欲しいという里親の思いがこめられ、「子どもたちはいとこ同士の関係」と表現された。

また、里親に委託された子どもと施設に在籍している子どももまた同じ「いとこ同士の関係」を、里親と児童福祉施設の連携があれば続けていくことができる。紹介された事例では、仲良しの子どもが長期の休みには里親宅に来ることで、子ども同士の関係も続いているということだった。年長児になってくると、里親委託される方が向いている子どももいれば、施設での養育の方が向いている子どもも出てくる。里親委託された子どもと施設に在籍する子どもを分離する考えの施設もあるようだが、里親の活用(使い分け)によって、子どもたち同士の関係もうまく継続できるという事例であった。

11) 施設養護・家庭養護・地域養護

児童福祉施設は施設養護を担い、家庭養護は里親が担っていると言われる。また地域養護は地域住民であるボランティアなどによって支えられている。里親は、家庭養護もまた地域養護も担っており、施設養護を支える社会資源として必要だ。

・考察とまとめ

・ 考察とまとめ

1. 児童福祉施設による里親支援の実態と意識

同じ社会的養護を必要とする子どもを養育する立場にありながら、これまで児童福祉施設と里親との間に連携や協力関係が育ってこなかった背景には、「施設か、里親か」といった二者択一的な考えのもとに、里親委託後には施設との関係が全く切れてしまうことが多かったことが一つの理由としてあげられる。また、里親の中でも養子縁組を主たる目的とする場合は、あえて施設との関係を絶ち、子どもの生い立ちを隠しつつ、あくまでも自子として養育する里親も少なからずいたことも、その理由のひとつであろう。さらに、その後の里親と施設の間が、不調ケースで子どもが施設に措置変更になった時に発生するとしたら、子どもの側に立つ施設職員としては里親に対して悪感情を抱くこともあったのではないかと推測される。

一方、里親の側から見た児童福祉施設像もさまざまであった。今回実施したアンケート調査の自由記述には、里親からの熱心な書き込みがされたが、「施設側は里親に多くの子ども達が委託されるのを真に望んでいないと思う。児童が少なくなるという事は、職員として死活問題とと思っている方が多いので、里親側と接したがるのは事実。」「今まで何度か訪問しているがあまり感じの良いものではなかった。もう来ないで欲しいというような感じが見受けられ、何ヶ月間かトラウマになった。」というような施設に対する不信や好ましくない印象や、「児童福祉施設からの支援が得られるとは知らなかった」、「施設に相談をしてよいとは知らなかった」、「施設は今虐待を受けた子どもへの対応で手一杯のはずで、里親に支援する余裕などないはずだ」という支援体制について認知していなかったことや、多忙さへの気遣いについて述べられ、児童福祉施設に対する情報や理解が不足していたことが推察された。

今回の調査では、現在の児童福祉施設による里親支援の実態及び今後の連携の可能性を把握しようとしたが、調査を通じて明らかになったことを簡単にまとめてみたい。まず、児童養護施設では、過去3年間に養育里親と関わりがあった施設は約三分の一（36.8%）であった。同様に、季節里親・週末里親との関わりは69.4%の施設がもっており、児童養護施設では養育里親への委託よりも、季節里親・週末里親との関わりが多く、より積極的な取り組みが見られた。季節里親・週末里親を利用することの子どもへのメリットもあると認識する回答が多かった。里親に提供できる研修内容としては、「問題行動への対応」、「自立に向けての指導」、「児童の発達」などの内容があげられた。

一方、乳児院では過去3年間に養育里親と関わりがあった施設は62.9%、養子縁組里親44.4%で、関わり割合が高く、関わりがあった施設の半数は里親委託に対して積極的な取り組みを行っていた。里親に提供できる研修内容としては、「児童の発達」、「児童へのかかわり方」、「児童の問題行動への対処」、「退行への対処」などがあげられた。

次に、里親の調査結果を見ると、子どもとの交流中の不安については施設職員や、児童相談所の担当者に行っていた。しかし、委託後の相談相手は、同じ里親、または児童相談所担当者が多くなり、施設職員に相談することが少なくなる傾向が見られた。里親が困難に感じている点は、「社会的に認知されていないこと」、「行動上の特徴から養育が困難」、「経済的な負担」などで、それに対して必要な支援として、「行政によるPR・普及啓発」、「専門的な相談先」、「研修の充実」、「経済的支援」などがあげられた。

里親が希望する研修の形態は「経験を語り合う」ような研修であり、内容は「思春期の子どもとの接し

方」や「子どもの自立支援」「養育に困難性を持つ子どもへのケア」などがあげられた。また、相談については、「問題行動への対応」や「自立に向けての指導」、「学習に関する問題」等に悩みを持っており、その解決方法としては夫婦で相談したり、他の里親や児童相談所担当者等に相談している。さらに、施設職員に相談したいことがあったかどうかの質問には、約3分の1(35.6%)が「あった」と回答した。施設職員に相談したい内容は、「問題行動への対応」、「子どもの発達」、「自立に向けての指導」などであり、現在抱えている問題と同じものである。

このように、施設が提供可能と考えている研修内容と里親が求めている研修内容や相談内容が合致していることに着目しても、相互に連携することが望ましいということが言えるであろう。

また、里親が施設に期待する支援としては、「養育上の問題の相談」、「里親同士の交流の場の提供」、「専門的研修への参加」などであったが、実際に支援を受けたことがある里親は約半数で、行事への参加や交流の場の提供、相談などが受けたことのある支援としてあげられた。児童福祉施設による里親支援は、かつて施設に在籍した子どもが委託された里親家庭に対してはある程度は行われている。しかし、それは継続的な関わりとは限らず、最初の一定期間のみの関係で終わってしまうこともあるようだ。

一方、その支援の関係が在籍児童に限られているために、施設入所を経ず直接里親委託された場合など、児童福祉施設との関わりの道が開かれていない。また乳児期に里親委託された子どもが成長し、思春期の問題や自立の問題を抱えた時に里親家庭の抱える問題は乳児院で対応するより、児童養護施設で対応する方がふさわしい問題も起こってくる。そのことを考えると、今後さらに児童福祉施設がオープンな形で里親を含む地域住民へ開かれた社会資源として支援を提供していく必要がある。

ヒアリング調査では、児童福祉施設と里親の関係は一方から一方への支援のみではなく、入り口は里親支援であったとしても、つながりを継続していくうちに、むしろ里親が児童福祉施設を支援している側面も多く見られ、「児童福祉施設による里親支援」が、「里親と児童福祉施設のパートナーシップ」に接近していくことが示唆された。今回の里親に対する調査では、87%の里親が未委託の時や、委託児でも施設に在籍する子どものために貢献することができると回答し、その内容として数日間だけの里親や施設行事への参加などをあげていた。

ここまでの結果を見ても、児童福祉施設も里親も互いに向き合おうとする姿勢を読み取ることができる。冒頭で述べたような相互理解の欠如から、さまざまな誤解が連携を阻害してきた可能性も多いにありうる。里親と児童福祉施設のパートナーシップの形成については、乳児院、児童養護施設、里親の順に非常に高い割合でその必要性を認めている(図5-1)。パートナーシップの形成のためには、三者共に「施設職員と里親の対等な協力関係」、「施設職員と里親の合同研修」、「子どもの児童養育計画やアセスメントを共に行う機会」などが多くあげられていた。さらに、児童福祉施設が提供できると考えられる里親支援として、すべての項目が7~9割「できる」と選択されていたことは注目に値する結果である(図5-2)。

この調査研究により、児童福祉施設も里親もパートナーシップの形成に向けて進むことに異論がないことが確認された。今後はどのような方法で、パートナーシップを形成していくか具体的な方法の検討が必要となるであろう。

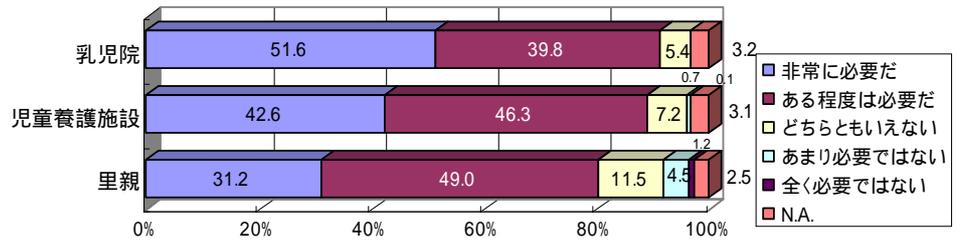


図 5-1 里親と児童福祉施設のパートナーシップの形成の必要性

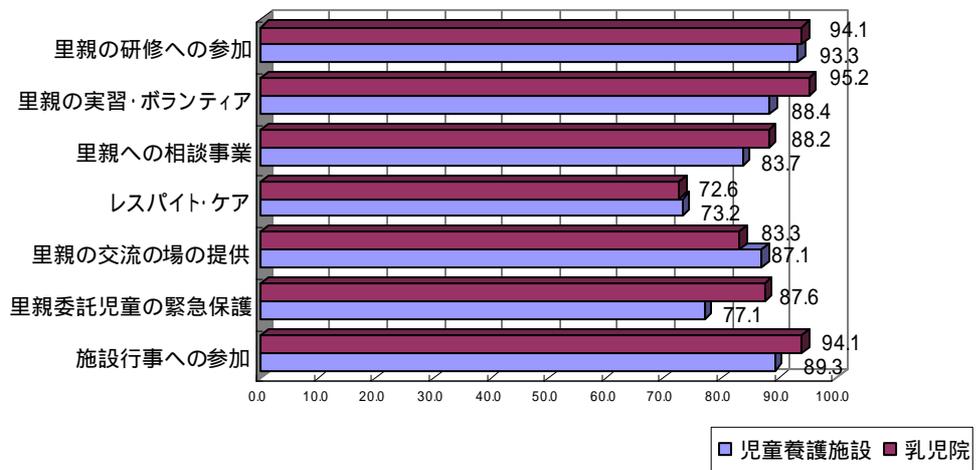


図 5-2 児童福祉施設が提供できる里親支援の内容

「できる」と回答した割合

2. これから始まる里親と児童福祉施設の新たな関係づくりへの課題

里親と児童福祉施設が連携することによって、子ども・里親・児童福祉施設そして地域にとって、多くのメリットがある。また、調査結果からは、里親と児童福祉施設ともに、今後連携していくことについて、肯定的な意識を持っていることが明らかとなった。しかし、それにもかかわらず連携が難しいのはなぜであろうか。

里親と児童福祉施設への調査を通して、連携の推進には数点の課題があることが明らかとなった。そのキーワードとして、以下のように「自己理解」「パートナーシップ」「キーパーソン」そして「子ども主体」の4つが挙げられる。

自己理解

従来の里親か児童福祉施設かという二者択一的イメージではなく、同じ社会的養護を担う立場であることを、まず理解することが大切である。つまり、里親には、子どもを自子として育てる「親」ではなく、「社会的養護を担う存在」であるという自己理解を深め、それに沿った養育をすることが求められる。また、児童福祉施設には、施設に入所している子どもやその家庭のみではなく、地域に開かれた支援を提供する「専門職集団」であるとの自己理解が求められている。つまり、互いが同じニーズを持つ子どもを対象としている存在であることを理解することが、連携の第1歩となる。

パートナーシップ

同じ社会的養護を担うものとしての自己理解の次に、相互理解に基づくパートナーシップが重要である。現在の社会的養護の中で、里親に委託されている子どもは圧倒的少数である。また、家庭と施設では、その規模にも大きな差がある。このため、里親が児童福祉施設からの支援を受ける立場であるとイメージしがちであるが、これからの里親と児童福祉施設の関係では、互いを理解し、ともに手を取り合う関係が必要である。

そのためには、まず互いの養育環境に足を運び合うことが重要である。対立や上下関係のある存在ではなく、ともに社会的養護を担う仲間としての、自然で気軽なパートナーシップの形成が今後の連携の鍵となる。次に、互いの持つ資源を提供しあうことも必要である。例えば、里親からは施設内でのボランティアのほか、地域内にある家庭の持つ機能を生かし、地域での社会的養護の普及・促進活動などが期待できるであろう。同様に、児童福祉施設からは、施設の持つ機能を生かして、設備・人材・専門知識および技術・さまざまな児童福祉に関する情報・関係諸機関との連携力が期待できる。さらに、調査結果を通して、里親と児童福祉施設は、子どもの問題行動・自立・発達など、支援内容として考えるものが一致していることが明らかとなっている。このため、例えば合同研修といった、互いを知るだけでなく、ともに養育について学びあう機会も連携を促進すると考えられる。

キーパーソン

子どもが地域で育つことは重要である。子どもは里親家庭や施設内だけで暮らしているのではなく、その地域住民等との交わりを深めるなかで生活体験を重ね、生きる意欲を培うことができるからである。このため、社会的養護では、自分の生来の家庭や地域との別れが多いことから、子どものために新たな地域

での関係性を構築することが必要である。

しかし、里親や児童福祉施設の存在する地域によっては、社会的養護が受け入れられにくいところもあるだろう。このため、児童相談所がそれぞれの働きや動向を熟知しながら連絡・調整を行うことを前提として、児童福祉施設の施設長とともに活躍するキーパーソンの存在が必要となる。このキーパーソンは、里親や施設の活動（社会的養護）を理解する地域住民であることが望ましい。なぜなら、社会的養護の普及を地域住民としての日常生活の中で行うことで、子どもを地域の中にしっかりと根付かせることが重要だからである。近所の住民や店など、地域住民が日常生活を送る環境の中で、子どもが知られ受け入れられることが、社会的養護自体の受け入れにもつながると考えられる。このような活動が推進される中で、社会的養護に対する見方（文化）や行政のあり方も変化していくのではないだろうか。

子ども主体

言うまでもなく、社会的養護の全てにおいて子どもが主体であることは重要である。現状では、社会的養護に置かれる子どもの養育環境は運任せ的な側面がある。つまり、居住していた地域の児童相談所・委託された里親・措置された施設などにより、子どもの養育環境は大きく左右されている。現在においても、「子ども主体」の養育環境を提供しているとは言いがたい。生来の家庭・里親・児童福祉施設、このいずれの養育環境が「子どもにとって」ふさわしいのかという視点から、社会的養護を提供していくことが今後の課題である。同じ社会的養護を担うものとして、ともに対等な選択肢として共存し連携していくようにすることが今後必要ではないかと考えられる。

また、社会的養護に置かれる子どもには、この選択肢のほかに、「居場所」を確保していくことが重要である。現状では、子どもが里親委託された時点で児童福祉施設や居住していた地域で培っていた人間関係が切れてしまうことが多い。乳児院から里親委託された子ども、児童福祉施設を経ずに里親委託された子どもはどこへ帰ればいいのか。また、社会的養護の年齢制限後に、自分の居場所と認識できる場所へ帰ることのできる子どもはどの程度いるであろうか。子どもを主体とする支援を提供するためには、地域づくりとともに、子どもの居場所づくりも今後の課題である。そして、この居場所では、社会的に弱い立場に置かれている子どもたちの思いを代弁していく機能も求められている。

これら4つのキーワードから今後の展望を考えると、これからの里親と児童福祉施設の新たな関係づくりに求められていることは、里親と児童福祉施設がともに手を取り合うことのみではないだろう。今後はさらに、キーパーソンを中心として、里親・施設・地域が一体となった「社会的養護」を推進していくことが求められているのではないだろうか。また、その推進の可能性が本調査によって明らかとなったことは大きな成果である。しかし状況によっては、上記のキーワードが機能しえないケースもあるであろう。今後は新たな里親と児童福祉施設の関係づくりを推進するとともに、関係形成の難しいケースについての調査研究も求められることと考えられる。

最後に、この推進のため、来年度から里親と児童福祉施設のパートナーシップを図るための委員会づくりも企画されている。この委員会では里親と児童福祉施設の合同研修のあり方など、具体的な検討がなされる予定である。こういった歩み寄り、今後の里親と児童福祉施設の新たな関係づくりの新たな一歩になると考えられる。

・資料集

(アンケート用紙)

掲載省略

児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会

委員長	庄司 順一	(青山学院大学教授)
委員	谷口 純世	(聖母女学院短期大学専任講師)
委員	高瀬 礼子	(東京都養育家庭連絡会会長)
委員	荒堀 喜代蔵	(大阪府里親連合会会長)
委員	花崎 みさを	(野の花の家施設長)
委員	鈴木 祐子	(二葉乳児院院長)
委員	島村 糸子	(全国社会福祉協議会児童福祉部部長)

<事業協力> 子どもの領域研究所
(担当: 尾木・相澤)

152 - 0004 東京都目黒区鷹番1 - 13 - 20 - 202

Phone . 03 - 3714 - 1419 Fax . 03 - 3712 - 8513

本調査研究は、独立行政法人福祉医療機構の「子育て支援基金」の助成によるものです。

児童福祉施設による里親支援のあり方の調査研究事業報告書

平成16年2月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (担当 児童福祉部)
〒100 - 8980 東京都千代田区霞が関3 - 3 - 2 新霞が関ビル
Phone . 03 - 3581 - 6503 Fax . 03 - 3581 - 6509
